
資料編

資料編目次

1	危険箇所	1
1-1	土砂災害（特別）警戒区域	1
1-2	防災重点農業用ため池	3
1-3	洪水ハザードマップ	5
1-4	農業用堰	6
1-5	町内の危険物施設の現況	6
2	防災拠点施設等	7
2-1	災害時における町内施設等の利用計画	7
2-2	避難所等	10
2-3	炊き出し可能場所	14
2-4	指定集積場所	14
2-5	医療機関	15
2-6	し尿処理施設	18
2-7	遺体の収容	18
2-8	町有応急仮設住宅建設用地	18
3	防災設備、物資供給対策等	19
3-1	水防用備蓄資材、機材	19
3-2	防災用備蓄資材、機材等	19
3-3	給水関連	20
3-4	食料・生活必需品等	21
3-5	防災行政無線回線構成	24
3-6	消火栓位置図	28
3-7	防火水槽位置図	29
4	被害状況調査、報告関連	30
4-1	被害状況の調査担当区域	30
4-2	被害状況報告様式	31
4-3	り災者調査票	35
4-4	建物被害調査票	36
4-5	土木被害調査票	37
4-6	農業関係被害調査票	38
4-7	被害等報告判定基準	40
5	輸送関係	43
5-1	緊急輸送道路（滑川町内）	43
5-2	道路の整備及び管理者	43
5-3	鉄道事業者	43
5-4	ヘリポート予定地	44
5-5	町有自動車	44
5-6	緊急通行車両等確認様式	46
6	自衛隊関連	50
6-1	自衛隊災害派遣要請様式	50
7	条例等	51

資料編

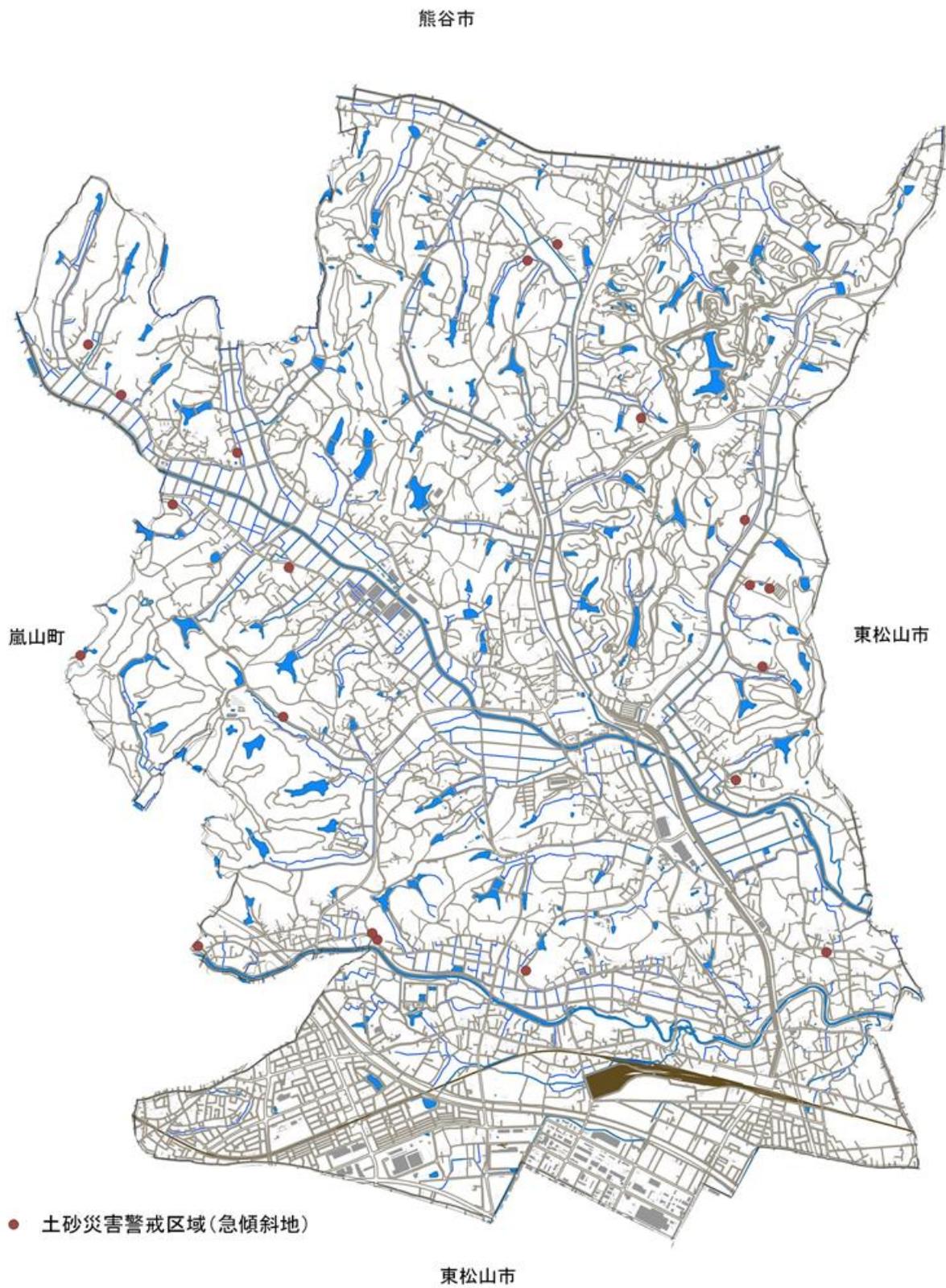
7-1	滑川町防災会議条例.....	51
7-2	滑川町災害対策本部条例.....	53
8	防災組織・協力機関.....	54
8-1	滑川町防災会議委員.....	54
8-2	消防団.....	55
8-3	地区自主防災会関連.....	56
8-4	ボランティア・奉仕団体.....	63
9	協定等.....	65
9-1	市町村との協定.....	65
9-2	災害時の情報交換に関する協定.....	78
9-3	避難施設関係の協定.....	80
9-4	民間賃貸住宅の提供支援に関する協定.....	102
9-5	救援物資関係の協定.....	103
9-6	ライフライン復旧関係の協定.....	116
9-7	輸送関連の協定.....	132
9-8	埼玉県・市町村被災者安心支援.....	139
10	参考資料.....	168
10-1	災害救助法による救助の程度、方法及び期間等.....	168
10-2	避難所運営マニュアル.....	177
10-3	避難行動要支援者避難支援.....	196
10-4	指定文化財一覧.....	206
10-5	町内及び周辺地域の各種事業者.....	209

1 危険箇所

1-1 土砂災害（特別）警戒区域

(令和2年12月末現在)

番号	箇所名	位置	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定を受けた日
1	中伊古	滑川町大字伊古	急傾斜地の崩壊	平成21年3月
2	金光地	滑川町大字羽尾	〃	〃
3	下組	〃	〃	〃
4	上組一2	滑川町大字水房	〃	平成22年3月
5	中里	滑川町大字山田	〃	〃
6	山王	〃	〃	平成24年3月
7	前谷中郷	〃	〃	〃
8	和泉一1	滑川町大字和泉	〃	〃
9	和泉上	〃	〃	〃
10	和泉一2	〃	〃	〃
11	上伊古	滑川町大字伊古	〃	〃
12	加田一2	滑川町大字中尾	〃	〃
13	表	滑川町大字羽尾	〃	平成26年10月
14	前谷中郷一1	滑川町大字山田	〃	〃
15	前谷中郷一2	滑川町大字山田	〃	〃
16	下組一1	滑川町大字水房	〃	〃
17	中在家一3	滑川町大字福田	〃	〃
18	中在家一4	滑川町福田	〃	〃
19	勝田	滑川町大字伊古、 嵐山町勝田	〃	〃
20	小川谷山	滑川町福田	〃	平成27年12月



1-2 防災重点農業用ため池

(1) 決壊により人家に被害が予想されるため池

ため池名称	所在地	面積 (㎡)	受益面積 (ha)	堤長 (m)	堤高 (m)	改修歴		備考
						事業名	年度	
土井城入沼 (上沼)	大字福田字馬場裡2138	1,110	6.3	25	2.0			
土井城入沼 (下沼)	大字福田字馬場裡2139	9,144	4.6	55	4.9	団体営ため池	S59-61	
亀ヶ入沼	大字福田字亀ヶ入3112	5,452	5.4	57	4.5	団体営ため池	H5-7	
下沼池	大字福田字大木裏471	2,279	2.1	44	2.7			
谷沼	大字和泉字牛ヶ窪1295	4,002	4.4	54	4.3	災害復旧・県費	H58	
猫沼	大字和泉字猫ヶ谷1492	2,413	4.9	54	5.2	農村総合整備 モデル事業	S62	
加田沼	大字中尾字加田767	1,887	42.0	29	6.0			
弁天沼	大字伊古字鍛冶谷960	1,841	6.0	64	2.0	団体営ため池	H4-6	
台沼	大字伊古字麓1030	3,634	4.6	64	3.5	災害(町単) 県費	H3 H4	
八王子沼下	大字羽尾字山屋敷4320	2,562	2.2	40	4.1	町費	H4	
八王子沼上	大字羽尾字山屋敷4328	1,576	2.2	17	3.0			
五厘沼	大字羽尾字平沼下4525	4,878	4.6	26	4.0	町費	H元	

(2) ため池補強計画

ため池名称	所在地	面積 (㎡)	受益面積 (ha)	堤長 (m)	堤高 (m)	改 修 歴	
						事業名	年度
皿型沼	福田字腰巻 4 1 2	4,350	2.0	61.0	2.9	町費	H 8
上沼	福田字大木裏 4 5 7	1,627	2.0	35.0	3.0		
下沼池	福田字大木裏 4 7 1	2,279	2.1	44.0	2.7		
新沼	福田字中山 1 8 8 3	11,592	7.2	80.0	5.5		
不動沼	福田字円正寺 3 9 7 2	1,847	8.0	35.0	2.0		
えんま沼(下)	土塩字えんま谷 2 7 7	1,740	25.0	43.0	2.0		
中沼	中尾字荒井 3 2 7	3,779	14.1	37.0	1.9	県営(浚渫)	H11
上沼	中尾字荒井 3 3 4	1,911	14.1	37.0	2.7	県営(浚渫)/災害	H11/H 3
谷沼	伊古字郷社前 1 2 9 9	2,600	2.0	52.0	3.2		
下沼	水房字寺ノ台 4 5 4	2,743	2.9	52.0	3.2	高速道路建設付帯工事	S 52
上沼	水房字小山ノ台 4 6 3	3,119	2.9	33.0	3.2		
唐子沼(下)	羽尾字唐子 4 9 3 5	2,022	0.3	34.0	2.7		

1-3 洪水ハザードマップ



避難施設・避難場所_1

- 指定避難所・指定緊急避難場所
- 指定避難所
- 指定緊急避難場所

市野川・和田川流域_浸水想定図

- 浸水ランク1 [0.0~0.5m未満の区間]
- 浸水ランク2 [0.5~3.0m未満の区間]
- 浸水ランク3 [3.0~5.0m未満の区間]
- ▲ 土砂災害警戒区域(急傾斜地)

1-4 農業用堰

名 称	所 在 地	河 川 名
西 裏 堰	滑川町大字和泉	滑 川
和 泉 堰	滑川町大字和泉	滑 川
伊 古 堰	滑川町大字伊古	滑 川
福田八木井堰	滑川町大字福田	滑 川
市 場 堰	滑川町大字羽尾	滑 川
壺 町 田 堰	滑川町大字山田	滑 川
打 越 堰	滑川町大字羽尾	滑 川
平 堰	滑川町大字羽尾	市 野 川

1-5 町内の危険物施設の現況

製 造 所 等 の 区 分		数	製 造 所 等 の 区 分		数
製 造 所		2	取 扱 所	給 油 営 業 用	3
貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	25		取 扱 所 自 家 用	6
	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	14		第 1 種 販 売 取 扱 所	0
	屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	2		一 般 取 扱 所	17
	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	17		小 計	26
	簡 易 タ ン ク 貯 蔵 所	1		合 計	105
	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	5			
	屋 外 貯 蔵 所	13			
	小 計	77			

2 防災拠点施設等

2-1 災害時における町内施設等の利用計画

	災害対策本部	避難所	避難場所	福祉避難所	自衛隊活動 関連	救護所	炊き出し	物資の集積	在庫場所	応急仮設住宅 建設用地	遺体収容所	一時安置所 遺体の	その他
本庁舎	● 設置場所 1階庁議室				● 本部 事務室			●	●				
滑川町総合運動公園			●		● ヘリポート 自衛隊の 資機材置 場、炊事 場、駐車場								
滑川町総合体育館			●		● 自衛隊宿舎								
滑川町防災備蓄センター									●				
滑川町コミュニティセンター			●				●						ボランティア センター
宮前小学校			●				●						
	宮前小学校体育館		●										
	校庭									●			
月の輪小学校			●										
	月の輪小学校体育館		●										
	校庭									●			
福田小学校			●				●						
	福田小学校体育館		●										
	校庭									●			
滑川中学校	● 代替施設		●				●						
	滑川中学校体育館		●										
	校庭									●			

	災害対策本部	避難所	避難場所	福祉避難所	自衛隊活動 関連	救護所	炊き出し	物資の集積	在庫場所	応急仮設住宅 建設用地	遺体収容所	遺体の 一時安置所	その他
土塩球場			●		● ドクターヘリ					●			
町営月輪球場			●							●			
文化スポーツセンター		●	●				●						
都第1公園			●							●			
保健センター				●		●							
滑川幼稚園									●				
エコミュージアムセンター											●		
【県、国の施設】													
滑川総合高等学校			●				●						
体育館		●											
校庭										●			
森林公園(南口駐車場)													国の災害時 防災拠点
【民間施設等】													
JA埼玉中央滑川支店								●					
成安寺												●	
慶徳寺												●	
圓光寺												●	
福正寺												●	
興長禅寺												●	
療護園滑川				●									

	災害対策本部	避難所	避難場所	福祉避難所	自衛隊活動 関連	救護所	炊き出し	物資の集積	在庫場所	応急仮設住宅 建設用地	遺体収容所	遺体の 一時安置所	その他
滑川珠美園				●									
生活介護事業所たけのこ				●									
ふれあい大笑庵				●									
おおむらさきゴルフ倶楽部													浴場
高根カントリー倶楽部													浴場
おおむらさきヘリポート													ヘリポート

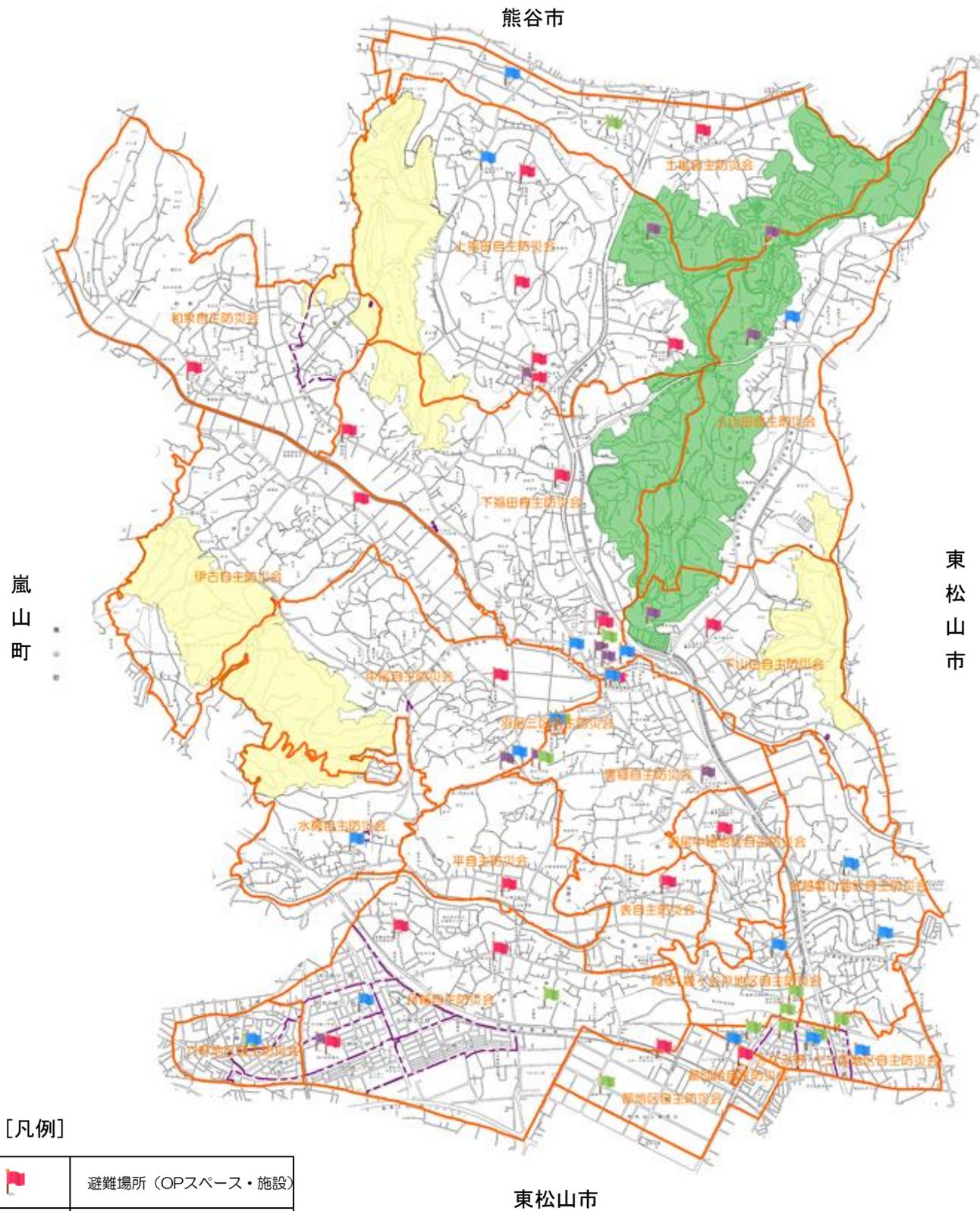
2-2 避難所等

(1) 自主防災組織ごとの指定緊急避難場所（情報連絡所）及び指定避難所

	自主防災会名	指定緊急避難場所（情報連絡所）	指定避難所
1	下福田自主防災会	滑川町役場 （総合運動公園）	滑川中学校
2	下福田自主防災会 （下中郷地区）	福田小学校体育館	福田小学校体育館
3	上福田自主防災会	福田小学校体育館	福田小学校体育館
4	上山田自主防災会	上山田集会所	福田小学校体育館
5	下山田自主防災会	滑川町役場 （総合運動公園）	滑川中学校体育館
6	土塩自主防災会	土塩中下集会所	福田小学校体育館
7	和泉自主防災会	和泉集会所	福田小学校体育館
8	中尾自主防災会	宮前小学校体育館	宮前小学校体育館
9	伊古自主防災会	伊古集会所	滑川中学校体育館
10	水房自主防災会	宮前小学校体育館	宮前小学校体育館
11	月輪自主防災会 （月の輪地区）	月の輪小学校体育館	月の輪小学校体育館 （滑川総合高校体育館）
12	月輪自主防災会	月の輪中央集会所	月の輪小学校体育館 （滑川総合高校体育館）
13	みなみ野・十三塚地区自主防災会	みなみ野集会所	文化スポーツセンター （滑川総合高校体育館）
14	両家・糠ヶ谷戸地区自主防災会	羽尾倉林集会所	滑川中学校体育館
15	金越カニ山地区自主防災会	羽尾倉林集会所	滑川中学校体育館
16	羽尾中組地区自主防災会	羽尾倉林集会所	滑川中学校体育館
17	表地区自主防災会	宮前小学校体育館	宮前小学校体育館
18	平地区自主防災会	宮前小学校体育館	宮前小学校体育館
19	裏郷地区自主防災会	滑川町役場 （総合運動公園）	滑川中学校体育館
20	羽尾三区自主防災会	滑川町役場 （総合運動公園）	滑川中学校体育館
21	六軒地区自主防災会	六軒集会所	月の輪小学校体育館 （滑川総合高校体育館）
22	都地区自主防災会	都集会所	文化スポーツセンター （滑川総合高校体育館）
23	都団地自主防災会	都集会所	文化スポーツセンター （滑川総合高校体育館）

※上記の指定緊急避難場所については、洪水、土砂災害、地震、大規模な火事、内水氾濫等、いずれの災害も対象としている。

[避難所、避難場所]



[凡例]

	避難場所 (OPスペース・施設)
	避難場所 (OPスペース)
	避難所 (施設)
	AED設置箇所

(2) 福祉避難所

番号	名 称	所 在 地	収容人員	電 話	備 考
1	保健センター	羽尾4972-8	100	56-5330	
2	療護園滑川	和泉838-1	100	56-6835	
3	滑川珠美園	羽尾4910-1	30	56-3971	
4	生活介護事業所たけのこ	羽尾2121-1	30	56-4727	
5	ふれあい大笑庵	伊古634-1	5	81-4886	

(3) 一時待避所（指定緊急避難場所に避難するまでの安全性が確認できない場合等、指定緊急避難場所の補完する滞在所）

地区	番号	名 称	所 在 地	面積 (㎡)
月 の 輪	1	なかまる公園	月の輪3-15	13,356
	2	こふん公園	月の輪7-8-1	2,000
	3	つきのわ公園	月の輪6-18-13	2,000
	4	わんぱく公園	月の輪4-11	2,002
	5	げんき公園	月の輪5-10-7	2,000
	6	ひだまり公園	月の輪1-12-5	1,000
	7	フランサ公園	月の輪2-9-5	2,000
	8	つきのわ駅北口	月の輪4-2	2,468
	9	つきのわ駅南口	月の輪1-32	2,403
羽尾一区	10	森林公園駅北口広場	羽尾3980	5,920
みなみ野	11	森林公園駅南口広場	みなみ野2-2	5,000
	12	並木公園	みなみ野1-4	1,804
	13	みなみ野中央公園	みなみ野2-9	2,202
	14	ふれあい広場	みなみ野3-9	1,701
	15	丘の公園	みなみ野4-4	1,000
羽尾三区	16	老人と子どものふれあい広場	羽尾4942-84	134

(4) 耐震・耐火構造長期避難施設

[町有施設]

名 称	収容人員	所 在 地	電話番号	面積 (㎡)
福田小学校体育館	500	滑川町大字福田1660-1	56-2651	912
宮前小学校体育館	500	滑川町大字中尾1535-1	56-2204	766
月の輪小学校体育館	500	滑川町月の輪6-15-3	61-2233	1,285
滑川中学校体育館	500	滑川町大字福田700-1	56-2239	1,101
滑川町文化スポーツセンター	100	滑川町大字都191	56-2951	647

[県有施設]

名 称	収容人員	所 在 地	電話番号	面積 (㎡)
滑川総合高校体育館	800人	滑川町大字月輪1136	62-7000	1,750

(5) 滑川町地域集会所一覧表

No.	地域集会所名	住所	電話番号	敷地面積 (㎡)
1	福田両表集会所	福田 13-6	0493-56-5695	217.48
2	福田大木集会所	福田 682-4	0493-56-3440	366.12
3	福田下向古姓集会所	福田 1480-2	0493-56-2495	1,240.83
4	福田馬場集会所	福田 2262-3	0493-56-2173	467.56
5	福田小川谷集会所	福田 2671	0493-56-5308	340.49
6	福田中在家集会所	福田 3299-2		318.27
7	福田円正寺集会所	福田 3703-2	0493-56-2399	254.34
8	上山田集会所	山田 779		195.00
9	山田下集会所	山田 1824-2		184.72
10	土塩上・薬王子集会所	土塩 269-1	0493-56-2420	439.98
11	土塩中下集会所	土塩 709-4		349.48
12	和泉集会所	和泉 844-1	0493-56-2459	1,453.57
13	中尾集会所	中尾 481-1		914.00
14	伊古集会所	伊古 509		940.00
15	水房集会所	水房 110-1		280.57
16	月輪中央集会所	月輪 418-1	0493-62-7063	892.26
17	月輪西荒井矢尻集会所	月輪 808-5	0493-62-2454	659.93
18	月輪中丸集会所	月の輪 6-2-5	0493-62-7067	889.95
19	月の輪南集会所	月の輪 2-35-2		351.17
20	羽尾一区集会所	羽尾 1098-1	0493-56-2382	605.73
21	羽尾倉林集会所	羽尾 1355-1		587.94
22	羽尾十三塚集会所	羽尾 3705-11		329.18
23	羽尾打越金光地集会所	羽尾 5189-3		217.00
24	みなみ野集会所	みなみ野 3-10-13		194.67
25	羽尾表集会所	羽尾 1421-2		1,000.52
26	羽尾平集会所	羽尾 1855	0493-56-5982	2,871.00
27	羽尾裏郷集会所	羽尾 4972-1	0493-56-2472	970.00
28	羽尾三区集会所	羽尾 4942-99		305.00
29	月輪六軒集会所	月の輪 5-20-3		994.57

(6) 浴場となり得る施設

名 称	所 在 地	電 話 番 号
高根カントリークラブ	滑川町大字福田4045	0493-56-2511
おおむらさきゴルフ場	〃 中尾1185	0493-56-5555

2-3 炊き出し可能場所

名 称	所 在 地	電 話 番 号	備 考
保健センター	滑川町大字羽尾4972-8	0493-56-5330	
コミュニティセンター	〃 羽尾2440-1	56-2825	
福田小学校	〃 福田1660-1	56-2651	
宮前小学校	〃 羽尾4857-1	56-2204	
月の輪小学校	滑川町月の輪6-15-3	61-2233	
滑川中学校	滑川町大字福田700	56-2239	
滑川総合高校	滑川町月の輪6-15-3	62-7000	
文化スポーツセンター	滑川町大字都191	56-2951	

2-4 指定集積場所

名 称	所 在 地	電 話 番 号	備 考
J A埼玉中央滑川支店	滑川町大字山田2155-1	0493-56-2255	
滑川町役場	滑川町大字福田750-1	0493-56-2211	

2-5 医療機関

(1) 町内の医療機関

区分	名称	所在地	電話	診療科目
病院	(医)昭友会埼玉森林病院	和泉704	56-3191	内科・皮膚・歯科・精神・神経
診療所	(医)上野医院	羽尾1077	56-2508	内科・小児科・循環器
	(医)昭友会森林公園メンタルクリニック	羽尾495	56-4775	精神・神経
	市川クリニック	月の輪5-4-6	61-0880	内科・小児科・産婦人科
	エンゼルクリニック	月の輪1-7	61-0123	内科・小児科・産婦人科
	はねおの森クリニック	羽尾4396-1	81-3608	内科・脳神経外科
歯科医	天野歯科医院	羽尾4262	56-4480	歯科
	なかうら歯科クリニック	みなみ野3-3-4	56-5115	歯科
	小川デンタルクリニック	月輪302-1	56-6480	歯科
	きしざわ歯科医院	羽尾3594-1	22-7777	歯科
	つきのわ駅前歯科	月の輪1-4-1	62-0648	歯科
	あかね歯科クリニック	月の輪3-8-2	63-1241	歯科
	よねだ歯科医院	月輪 1518-41	53-4184	歯科
	なめがわモール歯科クリニック	羽尾 2780	81-6878	歯科
	めぐろ歯科医院	月の輪 7-24-3	62-5050	歯科
薬局	つきのわクローバ薬局	月の輪1-4-1	61-2885	調剤薬局
	ひばり薬局滑川店	羽尾1094-6	56-5535	調剤薬局
	とまと薬局つきのわ店	月輪1443-18	53-4077	調剤薬局
	ウェルシア薬局滑川つきのわ店	月の輪7-29-1	62-5883	調剤薬局
	ウェルシア薬局森林公園駅前店	みなみ野1-1-2	57-0178	調剤薬局
	セキ薬局つきのわ店	月の輪5-27-1	61-0310	調剤薬局
	ひばり薬局はねお店	羽尾4397-7	59-8510	調剤薬局
接骨院	さくら接骨院	羽尾2802-3	57-2377	接骨
	島田整骨院	月輪992-30	62-7227	接骨
	滑川接骨院	福田6-1	56-4577	接骨
	柿沼接骨院	みなみ野3-3-3	56-5994	接骨
	さかもと接骨院	羽尾3738-2	56-3677	接骨
	ながやち接骨院	月の輪3-7-9	63-2088	接骨
	らくあ針灸接骨院	羽尾2406-4	57-0690	接骨・針灸
	森林公園楽々堂整骨院	みなみ野2-14-7	81-5606	接骨

(2) 災害拠点病院

No.	名称	住所	電話番号
1	川口市立医療センター	川口市西新井宿 180	048-287-2525
2	自治医科大学附属さいたま医療センター	さいたま市大宮区天沼町 1-847	048-647-2111
3	埼玉医科大学総合医療センター	川越市鴨田 1981 番地	049-228-3400
4	北里大学メディカルセンター	北本市荒井 6-100	048-593-1212
5	埼玉県済生会加須病院	加須市上高柳 1680	0480-70-0888
6	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西 5 丁目 8 番地 1	048-571-1511
7	さいたま赤十字病院	さいたま市中央区上落合 8-3-33	048-852-1111
8	獨協医科大学埼玉医療センター	越谷市南越谷 2-1-50	048-965-1111
9	さいたま市立病院	さいたま市緑区三室 2460 番地	048-873-4111
10	防衛医科大学校病院	所沢市並木 3 丁目 2 番地	04-2995-1511
11	埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口 5-11-5	048-253-1551
12	埼玉医科大学国際医療センター	日高市山根 1397-1	042-984-4111
13	社会医療法人壮幸会行田総合病院	行田市持田 376	048-552-1111
14	新久喜総合病院	久喜市上早見 418-1	0480-26-0033
15	独立行政法人国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪 2-1	048-462-1101
16	草加市立病院	草加市草加 2-21-1	048-946-2200
17	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷 38	049-276-2107
18	さいたま市民医療センター	さいたま市西区島根 299-1	048-626-0011
19	上尾中央総合病院	上尾市柏座 1-10-10	048-773-1111
20	羽生総合病院	羽生市大字下岩瀬 445	048-562-3000
21	地方独立行政法人埼玉県立病院機構埼玉県立小児医療センター	さいたま市中央区新都心 1-2	048-601-2200
22	戸田中央総合病院	戸田市本町 1-19-3	048-442-1111

(3) 災害時連携病院

No.	名称	住所	電話番号
1	熊谷総合病院	熊谷市中西 4-5-1	048-521-0065
2	独立行政法人国立病院機構西埼玉中央病院	所沢市若狭 2-1671	04-2948-1111
3	埼玉成恵会病院	東松山市石橋 1721	0493-23-1221
4	入間川病院	狭山市祇園 17-2	04-2958-6111
5	埼玉石心会病院	狭山市入間川 2-37-20	04-2953-6611
6	越谷市立病院	越谷市東越谷 10-32	048-965-2221

No.	名称	住所	電話番号
7	東埼玉総合病院	幸手市吉野 517-5	0480-40-1311
8	白岡中央総合病院	白岡市小久喜 938-12	0480-93-0661
9	ふじみの救急病院	入間郡三芳町北永井 997-5	049-274-7666
10	小川赤十字病院	比企郡小川町小川 1525	0493-72-2333
11	彩の国東大宮メディカルセンター	さいたま市北区土呂町 1522	048-665-6111
12	独立行政法人地域医療機能推進機構埼玉メディカルセンター	さいたま市浦和区北浦和 4-9-3	048-432-4951
13	埼玉協同病院	川口市木曾呂 1317	0570-004-771
14	秩父市立病院	秩父市桜木町 8-9	0494-23-0611
15	TMG あさか医療センター	朝霞市溝沼 1340-1	0570-07-2055
16	新座志木中央総合病院	新座市東北 1-7-2	048-474-7211
17	八潮中央総合病院	八潮市南川崎 845	048-996-1131
18	皆野病院	秩父郡皆野町大字皆野 2031-1	0494-62-6300

(4) 感染症指定医療機関

種別	病院名	住所	電話番号
第1種感染症	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷 38	049-276-2107
〃	防衛医科大学校病院	所沢市並木 3 丁目 2 番地	04-2995-1511
第2種感染症	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷 39	049-276-2107
〃	さいたま市立病院	さいたま市緑区三室 2460 番地	048-873-4111
〃	東松山市立市民病院	東松山市松山 2392	0493-24-6111
〃	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西 5 丁目 8 番地 1	048-571-1511
〃	埼玉県済生会栗橋病院	久喜市小右衛門 7 1 4-6	0480-52-3611
〃	本庄総合病院	本庄市北堀 1780	0495-22-6111
〃	春日部市立医療センター	春日部市中央 6 丁目 7 番 1	048-735-1261
〃	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	熊谷市板井 1696	048-536-9900
〃	上尾中央総合病院	上尾市柏座 1-10-10	048-773-1111
〃	独立行政法人国立病院機構埼玉病院	和光市諏訪 2-1	048-462-1101
〃	独立行政法人国立病院機構東埼玉病院	蓮田市黒浜 4147	048-768-1161
〃	埼玉県立精神医療センター	北足立郡伊奈町小室 818-2	048-723-1111
〃	獨協医科大学埼玉医療センター	越谷市南越谷 2-1-50	048-965-1111

2-6 し尿処理施設

名 称	所 在 地	電話番号	規 模
池ノ入環境センター	嵐山町大字志賀 1710	0493-62-0530	100kl/日
市野川水循環センター	滑川町大字月輪 521-6	0493-62-0410	

2-7 遺体の収容

(1) 遺体収容所

収容所の名称	所 在 地	電 話	収容規模
エコミュージアムセンター	滑川町大字福田763-4	0493-57-1902	

(2) 遺体を一時的に安置できる場所

安置所の名称	所 在 地	電 話	収容規模
成安寺	滑川町大字福田 1205	0493-56-2024	
慶徳寺	〃 中尾 812	56-2636	
圓光寺	〃 伊古 1243-1	56-2534	
福正寺	〃 月輪 454	62-2279	
興長禅寺	〃 羽尾 4717	56-2107	

2-8 町有応急仮設住宅建設用地

名 称	所 在 地	電 話	面積 (㎡)
都第一公園	滑川町大字都 25-49		10,384
町営月輪球場	〃 月輪 1536		23,802
土塩球場	〃 土塩 458		10,014
福田小学校校庭	〃 福田 165-1	56-2651	7,039
宮前小学校校庭	〃 羽尾 4857-1	56-2204	10,309
月の輪小学校	滑川町月の輪6-15-3	61-2233	1,285
滑川中学校校庭	滑川町大字福田 700	56-2239	15,800
滑川総合高校校庭	滑川町月の輪4-18-26	62-7000	24,292

3 防災設備、物資供給対策等

3-1 水防用備蓄資材、機材

品名	規格	数量	品名	規格	数量
水防倉庫一式	イナバ物置 (MDN160)	1	丸シヨベル	多木印 パイプ柄	15
備品棚	スチール製 (168×270cm)	1	エンピ	矢羽根	3
〃	プラスチック製 (181×89cm)	2	ナタ	(長) 印	3
チェンソー	新ダイワ E 350AV	1	鎌	草刈り用	5
ロープ	クレモナ (200m)	1	越水止		3
番線軟し線	50k	1	越水止固定ロープ		3
パイプ杭	直径48.6mm×200cm	25	ノコギリ	先丸 金蔵36cm	3
シノ	31.5cm	4	大ハンマー	大ハンマー	3
土のう袋	ナイロン製	400			

備蓄場所：町防災備蓄センター

3-2 防災用備蓄資材、機材等

名	称	数	量	名	称	数	量
防災行政無線 (MCA無線)		20		消火バケツ		36	
メガホン		4		チェンソー		1	
災害対策本部看板		1		草刈り機		1	
標識全面通行止		3		水中ポンプ (エンジン)		2	
標識最徐行		3		水中ポンプ (電気)		2	
標識凍結スリップ注意		3		シャベル		15	
標識折タタミ矢印		3		ノコギリ		4	
標識車輛通行止		5		ナタ		2	
標識段差あり注意		3		ツルハシ		3	
標識進入禁止		3		大ハンマー		2	
標識路肩注意		3		カケヤ		2	
冠水につき通行止バリ看		5		金づち		3	
避難所看板		1		シノ		3	
ブルーシート		200		番線		2	
牽引用ワイヤー (5.0m)		2		金テコ		2	
トラロープ (100m)		3		トビロ		10	
単管パイプ (2.0m)		30		パール		5	
木杭 (1.8m)		20		番線切り (ワイヤーカッター)		4	
リヤカー (折りたたみ式)		1		土のう袋 (ナイロン製)		500	
自転車		2		台車		2	
除雪機		1		災害用移動炊飯器		1	
雪かきスコップ (小)		10		水柄杓		5	
雪かきスコップ (大)		8		しゃもじ (プラスチック)		30	
キャップライト		5		しゃもじ (木製)		2	
ハンディミニ誘導灯		19		湯のみ茶碗		50	
三脚		2		ヤカン 5ℓ		6	
発電機		8		タライ (プラスチック)		6	
携行缶10ℓ (ガソリン)		3		お盆		5	
コードリール		13		タオル		250	
ハロゲン投光器 (スタンド付き)		3		救急箱		5	

資料編

名 称	数 量	名 称	数 量
バルーン投光機	1	簡易折りたたみベッド	6
投光機（発電機・台車付）	2	簡易折りたたみベンチ	16
テント	12	担 架	17
石油ストーブ	1	災害用簡易トイレ	18
灯油用ポリタンク	5	簡易トイレ用手すり	6
大型コンロ	5	簡易トイレ用テント	19
大 鍋	5	簡易トイレ用袋	600
ワンタッチパーテーション	18	福祉避難所用電子トイレ	1
簡易衝立	70		

備蓄場所：滑川町役場、町防災備蓄センター

3-3 給水関連

(1) 町水道施設及び配水能力

名 称	通常時の配水能力（満水時／渇水時）	
配水タンク 1号	2,320(t)	(2,700／1,200)
配水タンク 2号	1,500(t)	(2,000／0)
配水タンク 3号	5,420(t)	(6,300／2,800)

(2) 飲料水

タ ン ク 名	渇 水 時	通 常 時	満 水 時
給水タンク1号	1,200 t	2,320 t	2,700 t
給水タンク2号	0 t	1,500 t	2,000 t
給水タンク3号	2,800 t	5,420 t	6,300 t

(3) 応急給水用機材の種別、数量及び保管又は配備場所

種 別	容 量	数 量	保 管 又 は 配 備 場 所
給 水 タ ン ク	1,000(1)	2(基)	配水塔倉庫2基
給 水 タ ン ク	500(1)	11(基)	役場防災倉庫1基、配水塔倉庫10基
ポ リ タ ン ク	20(1)	2(基)	役場防災倉庫
給 水 袋	12(1)	1,000(枚)	役場防災倉庫

3-4 食料・生活必需品等

(1) 備蓄物資

備蓄物資		(令和5年3月)		
食料・飲料水	五目ごはん	50 袋入り	34 箱	1,700 食
	わかめごはん	50 袋入り	35 箱	1,750 食
	田舎ごはん (きのこごはん)	50 袋入り	25 箱	1,250 食
	ドライカレー	50 袋入り	6 箱	300 食
	ミニ五目ごはん	50 袋入り	5 箱	250 食
	ミニドライカレー	50 袋入り	5 箱	250 食
	白がゆ	40 袋入り	8 箱	320 食
	ひだまりパン (プレーン)	36 食入り	5 箱	180 食
	ひだまりパン (チョコ)	36 食入り	5 箱	180 食
	飲料水	2.0 ℓ	—	3,000 本
	粉ミルク (スティックタイプ)	13g×10 本	100 箱	1,000 本
生活物資	毛布	10 枚入り	20 箱	200 枚
	毛布	30 枚入り	12 箱	360 枚
	毛布	20 枚入り	7 箱	140 枚
	ふとん	2 枚	6 袋	12 枚
	マスク	50 枚入り	1,150 箱	57,500 枚
	オムツ S サイズ	104 枚入り	5 箱	520 枚
	オムツ M サイズ	80 枚入り	5 箱	400 枚
	オムツ L サイズ	68 枚入り	5 箱	340 枚
	オムツビッグサイズ	52 枚入り	5 箱	260 枚
	哺乳瓶ボトル	96 個入り	2 箱	192 個
	ストーマ用装具 (消化器系)	10 枚	5 箱	50 枚
	ストーマ用装具 (尿路系)	10 枚	3 箱	30 枚
	災害備蓄用生理用品	昼用 28 枚・夜用 15 枚×10 パック	5 箱	2,150 枚
	ペーパー歯磨き	30 包	16 箱	480 包
	除菌ウェットシート	30 枚入り	—	1,500 個
	防災ウェットティッシュ	100 個	8 箱	800 個
	手指消毒用アルコール (ビビスコール)	1ℓ×10 本	71 箱	710 本
	段ボールベッド			20 床
	段ボール間仕切り			40 セット
	三角巾			100 枚
軍手			30 ダース (360 双)	

備蓄場所：町防災倉庫、町防災備蓄センター

資料編

(2) 災害救助用米穀の引渡に関する要請書

(別紙1)

災害救助用米穀の引渡しに係る連絡先

1. 担当部署 (連絡先)

担当部署名 : 農林水産省政策統括官付貿易業務課米穀業務班
連絡先 : 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
(TEL) 03-6744-1354
(FAX) 03-6744-1391

2. 担当者 (緊急連絡先)

役職等	氏名	メールアドレス (職場)	携帯

(別紙2)

番 号
年月日

農林水産省政策統括官殿

横瀬町町長

印

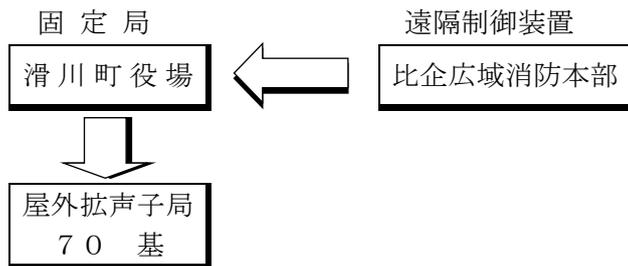
災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章I第10の1に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量 (kg)	引渡希望時期	引渡場所	引渡方法	備考

3-5 防災行政無線回線構成

ア 固定局



[受信設備（同報通信の相手方）の設置場所]（令和5年2月1日現在）

地区名称		聴取世帯数	
		人 数	
下福田	固定	滑川町役場	
	1	両 表	1
	2	両 表	2
	3	大 木	
	4	下 向	
	5	下 中 郷	1
	6	下 中 郷	2
	7	下中郷3公園	
上福田	8	馬 場	
	9	小 川 谷	
	10	中 在 家 1	
	11	中 在 家 2	
	12	円 正 寺	
山 田	13	山 王 1	
	14	山 王 2	
	15	根 岸 1	
	16	根 岸 2	
	17	前 谷 中 郷	
	18	中 里	
	19	山 田 東	
	20	追 山	
土 塩	21	土 塩 下	
	22	薬 王 寺	
	23	土 塩 上 1	
	24	土 塩 上 2	
和泉・菅田	25	和 泉 上 1	
	26	和 泉 上 2	
	27	和 泉 上 3	
	28	和 泉 中	
	29	和 泉 下	
	30	菅 田	
中 尾	31	前 組	
	32	内 郷	
	33	広 瀬 1	
	34	広 瀬 2	
伊 古	35	郭	
	36	中 伊 古 1	
	37	中 伊 古 2	
	38	上 伊 古	
水 房	39	上 水 房	
	40	下 水 房	
		316 世帯	800 人
		201 世帯	530 人
		240 世帯	584 人
		122 世帯	323 人
		206 世帯	497 人
		118 世帯	311 人
		150 世帯	393 人
		86 世帯	203 人

地区名称			聴取世帯数 人 数
六 軒	42 48	六 軒	1,341 世帯 3,039 人
羽尾一区 みなみ野・ 十三塚	49	蟹 山 1	1,819 世帯 3,751 人
	50	蟹 山 2	
	51	十 三 塚	
	52	金 光 地	
	53	糠 ケ 谷 戸	
	54	みなみ野 1 丁目	
	55	みなみ野 3 丁目	
	56	羽 尾 中 組	
羽尾二区	57	羽 尾 表 1	451 世帯 1,132 人
	58	羽 尾 表 2	
	59	羽 尾 表 3	
	60	羽 尾 平 1	
	61	羽 尾 平 2	
	62	裏 郷 南 部	
	63	大 山	
羽尾三区	64	唐 子	73 世帯 141 人
月輪・都	41	西 荒 井	3,111 世帯 8,004 人
	42	月の輪 6 丁目	
	43	月の輪 6 丁目	
	44	月 輪 中 組	
	45	下 組 西	
	46	都 1	
	47	都 2	
	65	月の輪 3 丁目	
	66	月の輪 1 丁目	
	67	月の輪 2 丁目	
	68	月 輪 1	
	69	月 輪 2	
	70	月の輪 6 丁目(つきのわ公園)	

〔戸別受信子局の設置場所〕

No.	設置場所 (地区名)	台 数	備 考
1	下 福 田	9	
2	上 福 田	28	
3	山 田	33	
4	土 塩	9	
5	和泉・菅田	21	
6	中 尾	1	
7	伊 古	8	
8	水 房	3	
9	六 軒	5	
10	羽尾 1 区、みなみ野・十三塚	25	
11	羽尾 2 区	13	
12	羽尾 3 区	1	
13	月輪・都	20	
	合 計	176	

資料編

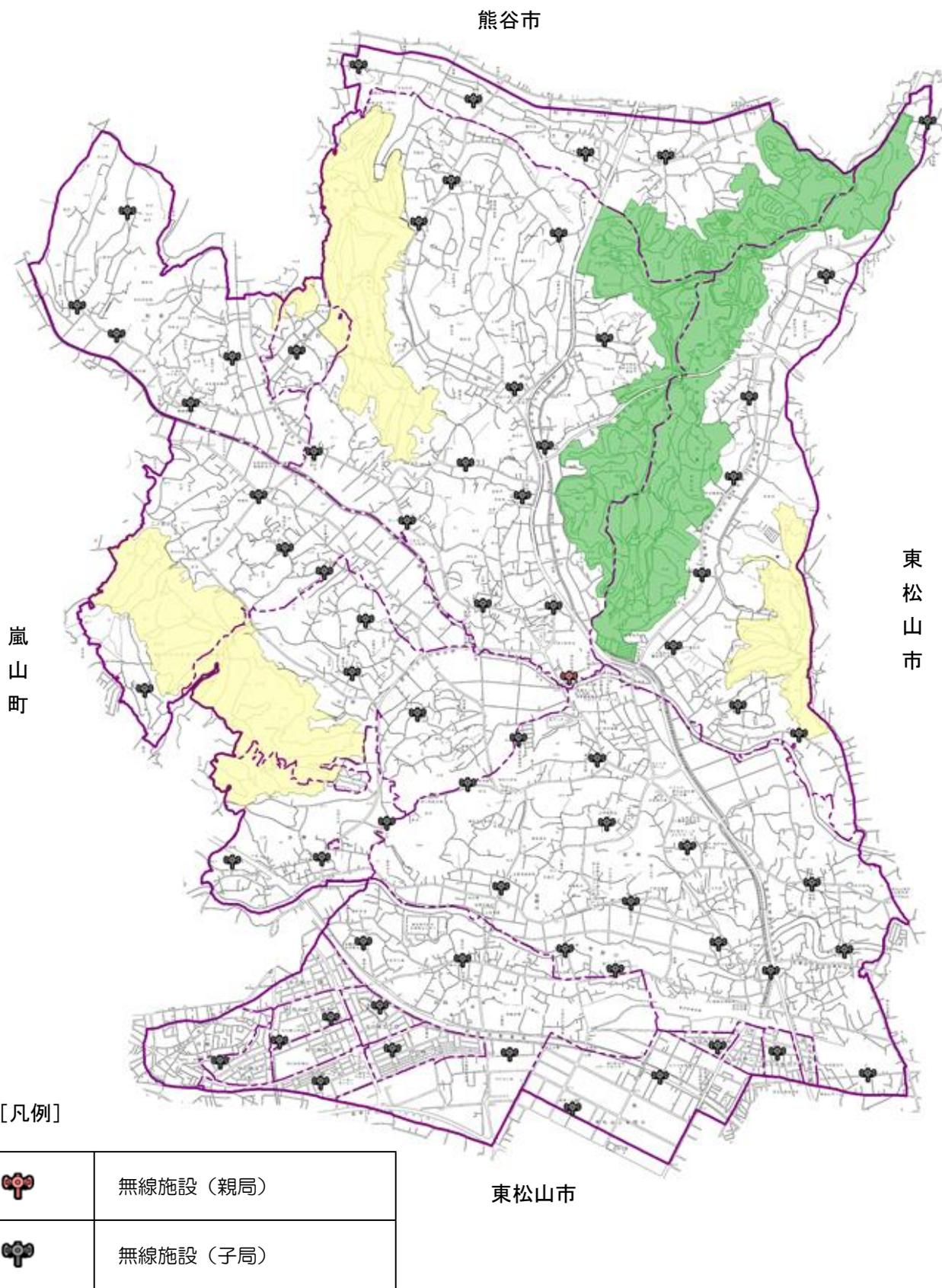
イ 移動局設備（MCA無線装置）

MCA無線装置は、割り当てられる800MHz帯を使用して移動局相互間での通信を可能とする携帯型とし、各々の移動局と一斉通信、グループ通信、個別通信ができるものであり、電波法の定める技術基準に適合する性能を持つものである。

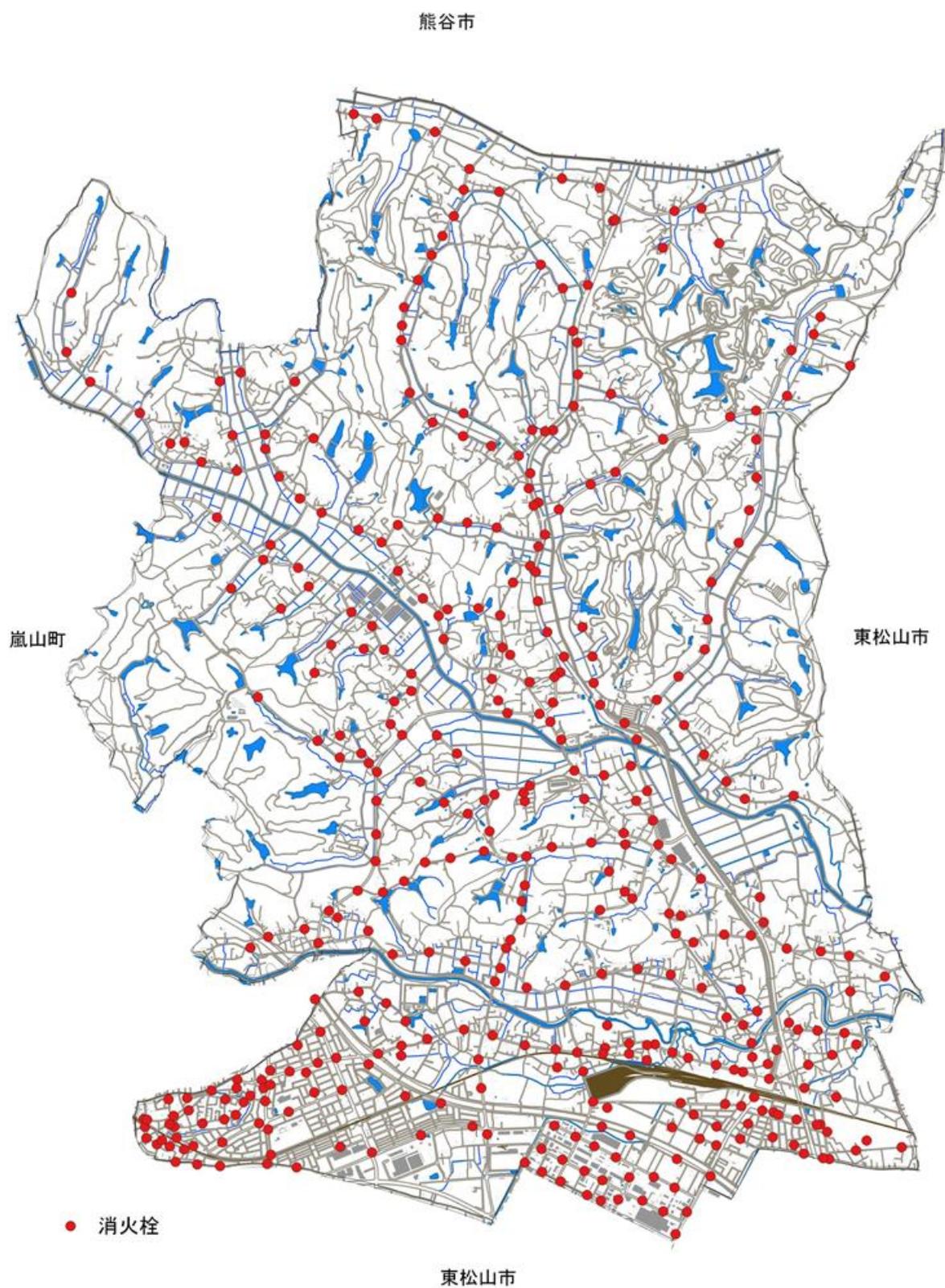
携帯型無線機

	品名	数量	備考
携帯型無線機	携帯型無線機 (EK-6180A)	20台	アンテナ含む
	電池パック (EK-P50313A)	20台	
	充電器 (EK-P55010A)	20台	
	ソフトケース (EK-B55011A)	20個	
	2WAYチャージャー (MiVCG-101A)	15台	車載時使用

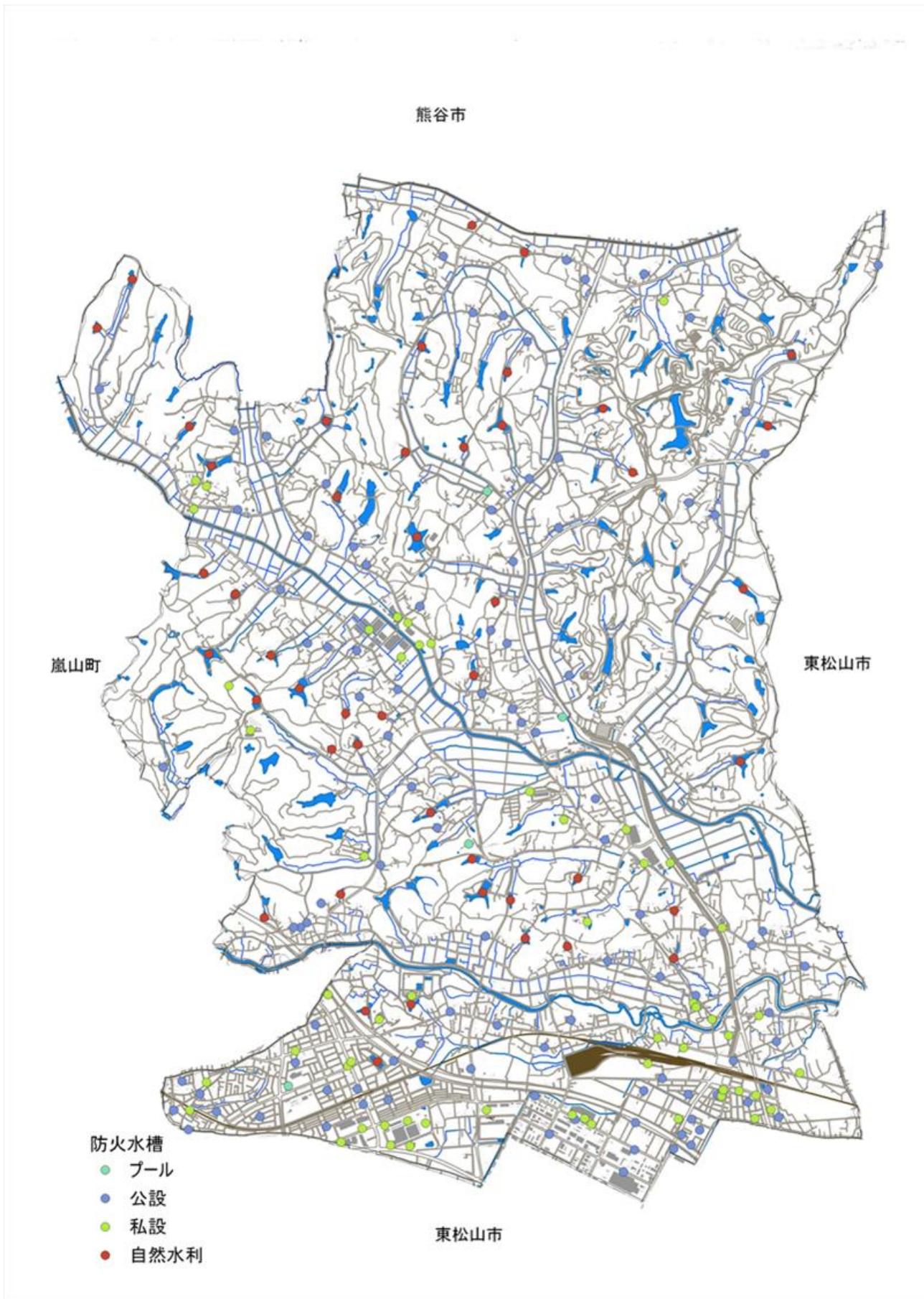
[防災行政無線位置図（屋外拡声子局）]



3-6 消火栓位置図



3-7 防火水槽位置図



4 被害状況調査、報告関連

4-1 被害状況の調査担当区域

班 編 成	調 査 区 域	集 積 場 所	携 行 物
第1班	六軒	六軒集会所	罹災世帯調査票 住宅地区 MCA無線
第2班	みなみ野・十三塚	みなみ野集会所 十三塚集会所	罹災世帯調査票 住宅地区 MCA無線
第3班	羽尾1区 (両家、糠ヶ谷戸、蟹山)	羽一集会所 蟹山集会所	罹災世帯調査票 住宅地区 MCA無線
第4班	月輪 (月の輪、大堀)	中丸集会所 西荒井集会所	罹災世帯調査票 住宅地区 MCA無線
第5班	月輪 (下組、中組、都)	中央集会所 都団地集会所 都集会所	罹災世帯調査票 住宅地区 MCA無線
第6班	羽尾1区 (金光地、打越、中組)	打越金光寺 集会所 倉林集会所	罹災世帯調査票 住宅地区 MCA無線
第7班	羽尾2区、羽尾3区	羽三集会所 表集会所 平集会所 裏郷集会所	罹災世帯調査票 住宅地区 MCA無線
第8班	和泉、菅田、水房、伊古	和泉集会所 水房集会所 伊古集会所	罹災世帯調査票 住宅地区 MCA無線
第9班	土塩、山田	中下集会所 上薬王子集会所 下集会所 上集会所	罹災世帯調査票 住宅地区 MCA無線
第10班	上福田	馬場集会所 中在家集会所 小川谷集会所 円正寺集会所	罹災世帯調査票 住宅地区 MCA無線
第11班	下福田、中尾	中尾集会所 両表集会所 大木集会所 下向古性集会所	罹災世帯調査票 住宅地区 MCA無線

4-2 被害状況報告様式

(1) 様式第1号

発 生 速 報

滑川町

日	時	受信分	発信者		受信者	
1	被害発生					
2	被害場所					
3	被害程度					
4	災害に対する措置					
5	その他必要事項					

(2) 様式第2号

経 過 速 報

滑川町

				発信者		受信者		
災害の種別				発生日時				
				自 月 日		至 月 日		
報告区分				発生地域				
区 分		被 害		区 分		被 害		
人的被害	死者	人		田畑被害	田	流失・埋没冠水	ha	
	行方不明者	人			畑	流失・埋没冠水	Ha	
	負傷者	重傷	人				流失・埋没冠水	ha
		軽傷	人			道路	決壊冠水	箇所
住家被害	全壊(焼)	棟		その他の被害	文	教施設	箇所	
		世帯			病	院	箇所	
		人			橋	りょう	箇所	
	半壊(焼)	棟			河	川	箇所	
		世帯			砂	防	箇所	
		人			清	掃施設	箇所	
	一部破損	棟			崖	崩れ	箇所	
		世帯			鉄	道不通	箇所	
		人			被	害船舶	隻	
	床上浸水	棟			水	道	戸	
		世帯			電	話	回線	
		人			電	気	戸	
床下浸水	棟		ガ	ス	戸			
	世帯		ブ	ロック塀等	箇所			
	人		り	災世帯数	世帯			
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟	り	災者数	人		
		半壊(焼)	棟	火	災発生			
	その他	全壊(焼)	棟	建	物	件		
		半壊(焼)	棟	危	険	物		
			そ	の	他			
			件					
災害に対してとられた措置 (1) 災害対策本部設置の状況 (2) 町のとった主な応急措置の状況 (3) 応援要請又は職員派遣の状況 (4) 災害救助法適用の状況 (5) 避難命令・勧告の状況 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> 市町村数 人 員 地区数 人 </div> (6) 消防機関の活動状況 ア 出動人員 消防職員 名 消防団員 名 イ 主な活動内容 (使用した機材を含む)								

(3) 様式第3号

(1/2)

被 害 状 況 調

滑川町

災害の種別		発生地域	
被害日時	自 月 日	至 月 日	
報告区分	確 定		

区 分			被 害		区 分			被 害	
人 的 被 害	死 者		人		田 畑 被 害 道 路	流失・埋没		ha	
	行方不明者		人			冠 水		ha	
	負 傷 者	重 傷	人			流失・埋没		ha	
		軽 傷	人			冠 水		ha	
住 家 被 害	全 壊		棟		決 壊		箇所		
	(焼)		世帯		冠 水		箇所		
		(流失)	人		文 教 施 設		箇所		
	半 壊		棟		病 院		箇所		
		(焼)		世帯		橋 り よ う		箇所	
				人		河 川		箇所	
	一 部 破 損		棟		砂 防		箇所		
				世帯		清 掃 施 設		箇所	
				人		崖 く ず れ		箇所	
	床 上 浸 水		棟		鉄 道 不 通		箇所		
				世帯		被 害 船 舶 隻			
				人		水 道		戸	
						電 話		回線	
		床 下 浸 水		棟		電 気		戸	
				世帯		ガ ス		戸	
			人		ブ ロ ッ ク 塀		箇所		
非 住 家 被 害	公 共 建 物	全壊(焼)	棟		り 災 世 帯 数		世帯		
		半壊(焼)	棟		り 災 者 数		人		
	そ の 他	全壊(焼)	棟		火 災 発 生	建 物		件	
		半壊(焼)	棟			危 険 物		件	
				そ の 他		件			

区 分		被 害	市 災	名 称		
公立文教施設	千円		町 害			
農林水産業施設	千円		村 対 策	設 置	月	日 時
公共土木施設	千円			解 散	月	日 時
その他の公共施設	千円			本 部		
小 計	千円					
公共施設被害 市 町 村 数	団体		災 設			
			害 置			
そ の 他	農 産 被 害	千円	対 市	計 団体		
	林 産 被 害	千円	策 町			
	畜 産 被 害	千円	本 村			
	水 産 被 害	千円	部 名			
	商 工 被 害	千円	災 適	計 団体		
		害 用				
		救 市				
		助 町				
			法 村	計 団体		
			名			
そ の 他	千円		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人		
被 害 総 額	千円		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人		
備 考	1 災害発生場所 2 災害発生年月日 3 災害の種類概況 4 消防機関の活動状況 5 その他（避難の勧告・指示の状況）					

4-3 被災者調査票

(1) 様式第4号 (滑川町災害対策本部資料)

NO _____

被災者調査表

第 号

世帯主氏名	年令		才	年	月	日生	職業 ()		
住 所	滑川町大字		番地		TEL				
り災の原因									
り災年月日	年		月	日	時	分	~	日 時 分	
り災場所									
り災状況 (該当するものに○をつける)	死亡	行方不明	重傷	軽傷					
	住家	自家	借家	全壊(焼)	%	半壊(焼)	%		
	流失	%	床上浸水	m	床下浸水	m			
世帯構成	氏名	続柄	性別	年令	職業	人的被害			備考
						死亡	行方不明	負傷	
							重傷	軽傷	
		計							
土砂流入状況	有	無	面積	m ²		高さ	m		
避難先の所在地				氏名	TEL				
避難所の所在地	大字			名称	TEL				
被災額	千円		住民登録状況	有	無	被災住家面積	m ²		
備考				調査者名					

4-7 被害等報告判定基準

区 分	基 準
人 的 被 害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。 2 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。 3 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。 4 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住 家 被 害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 2 棟とは、一つの独立した建物とする。 3 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。 4 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、橋梁、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう、「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 5 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 6 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 7 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には、該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。 8 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非 住 家 被 害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 2 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 3 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 4 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

区 分	基 準
田 畑 被 害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。 2 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。 3 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
道 路 被 害	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路決壊とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。 2 道路冠水とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの。
その他の被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。 2 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 3 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 4 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって準用される天然の河岸とする。 5 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。 6 「崖くずれ」とは、崖くずれによって人・住家等に被害を生じたもの、また復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。 7 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。 8 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。 9 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 10 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。 11 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 12 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 13 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。 14 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 15 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

区 分	基 準
火 災 発 生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被 害 金 額	<ol style="list-style-type: none"> 1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。 2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。 3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 4 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 5 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。 6 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。 7 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。 8 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。 9 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。 10 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

5 輸送関係

5-1 緊急輸送道路（滑川町内）

種別1：第一次特定緊急輸送道路 高速道路や国道など4車線道路とこれらを補完する広域幹線道路

種別2：第一次緊急輸送道路 地域間の支援活動としてネットワークされる主要路線

種別3：第二次緊急輸送道路 地域内の防災拠点（県庁舎、市町村庁舎、災害拠点病院、防災基地など）を連絡する路線

種別	道路 管理者	路線 番号	道路 種別	路線名	区 間
1	東日本高速	関越道	高速	関越自動車道	所沢市城（都境）～ 上里町五明（群馬県境）
1	埼玉県	254	国道	国道254号	川越市小仙波（国道16号交差点）～ 神川町肥土（群馬県境）
2	埼玉県	47	主要	深谷・東松山線	東松山市上野本（インター前交差点）～ 滑川町福田（役場北交差点）
2	埼玉県	173	一般	ときがわ・熊谷 線	滑川町福田（滑川中北）～ 熊谷市万吉（万吉交差点）
3	滑川町	159	一般	町道159号	滑川町福田（役場西側入口）～ 滑川町福田（役場北交差点）
3	滑川町	1497	一般	町道1497号	滑川町福田（役場西側入口）～ 滑川町福田（総合体育館前）

5-2 道路の整備及び管理者

名称	連絡先	電話
高速道路	東日本高速道路(株) 所沢管理事務所	04-2944-4111
国・県道	埼玉県東松山県土整備事務所	0493-22-2333
町道	滑川町役場 建設課	0493-56-2211

5-3 鉄道事業者

鉄道施設名	連絡先	電話
JR高崎線	東日本旅客鉄道株式会社 高崎支社	0273-25-0337
	東日本旅客鉄道株式会社 熊谷駅	0485-21-0025
東武鉄道東上線	東武鉄道東上線 営業部営業企画推進課 (池袋)	03-3985-4064
	東武鉄道東上線 森林公園駅	0493-56-2205
	東武鉄道東上線 つきのわ駅	0493-62-8022

5-4 ヘリポート予定地

[空路での物資輸送拠点及び自衛隊ヘリコプター発着場]

施設名	所在地	面積	管理者	電話番号
滑川町総合運動公園	福田715-1	18,000m ²	滑川町	56-6900

[ドクターヘリ離発着場（町及び周辺地域）]

市町村名	離発着場	
滑川町	①土塩球場 ③月輪球場 ⑤おおむらさきヘリポート	②総合運動公園 ④都第一公園
東松山市	①東松山陸上競技場（岩鼻運動公園） ③駒形公園 ⑤都幾川リバーサイドパーク ⑦野本運動場	②岩鼻運動公園（駐車場） ④大岡運動広場 ⑥唐子中央公園 ⑧ばんどう山第1公園
嵐山町	①志賀小学校 ③菅谷中学校 ⑤鎌形野球場 ⑦花見台第1公園グラウンド	②七郷小学校 ④玉ノ岡中学校 ⑥嵐山町総合運動公園

5-5 町有自動車

[各課保有公有車両数]

令和4年4月1日現在

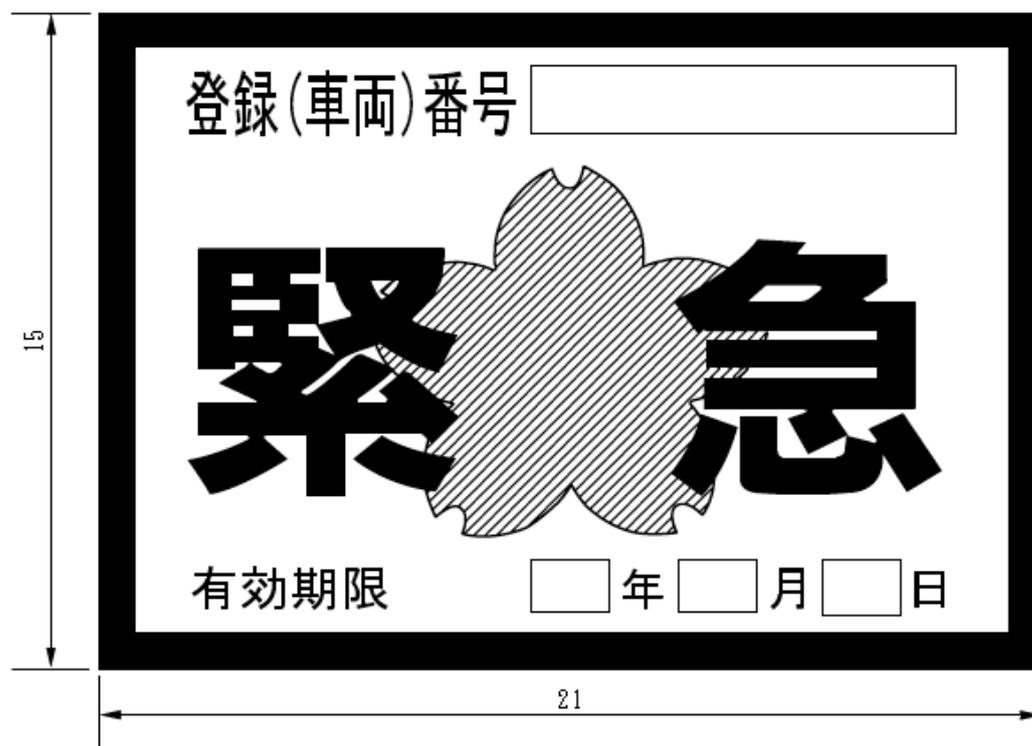
各課局名	公有車	リース	計
議会事務局	0	1	1
総務政策課	0	8	8
税務課	0	2	2
町民保険課	0	0	0
福祉課	1	4	5
高齢介護課	0	2	2
健康づくり課	0	2	2
環境課	0	1	1
産業振興課	0	1	1
農業委員会	0	1	1
建設課	0	3	3
上下水道課	0	3	3
教育委員会	0	7	7
合計	1	35	36

[公用車一覧]

No.	管理課局名	用途	メーカー	車名	登録ナンバー	備考
1	福祉課	日赤車	日産	セレナ	熊谷 501 ま 7661	小乗
2	教育委員会	エコミュージアム	スズキ	キャリー (軽トラ)	熊谷 480 た 3583	軽貨
3	総務政策課	町長車	トヨタ	クラウン	熊谷 335 せ 2211	普乗
4	総務政策課	安全安心パトローラー	トヨタ	プロボックス	熊谷 400 つ 7843	小貨
5	総務政策課		トヨタ	プリウス1号	熊谷 301 な 6000	普乗
6	総務政策課		トヨタ	ノア	熊谷 501 ら 2208	小乗
7	総務政策課		ダイハツ	ハイゼット・カーゴ	熊谷 480 ち 3810	軽貨
8	総務政策課	防災パトローラー	ダイハツ	ロッキー	熊谷 501 ら 3699	普乗
9	総務政策課		ダイハツ	ムーブ	熊谷 581 す 9933	軽乗
10	総務政策課		ダイハツ	ムーブ	熊谷 581 せ 1760	軽乗
11	議会事務局	議会優先	トヨタ	プリウス2号	熊谷 331 す 2206	普乗
12	税務課	管理担当	ダイハツ	ムーブ	熊谷 581 す 9935	軽乗
13	税務課	資産税担当	ダイハツ	ムーブ	熊谷 581 せ 3581	軽乗
14	福祉課	福祉担当	ダイハツ	ムーブ	熊谷 581 こ 5012	軽乗
15	高齢介護課	包括支援センター	ダイハツ	ムーブ	熊谷 581 こ 3551	軽乗
16	高齢介護課	介護保険	ダイハツ	ムーブ	熊谷 581 こ 5011	軽乗
17	健康づくり課	保健センター	マツダ	キャロル	熊谷 581 か 7729	軽乗
18	健康づくり課	保健センター	ダイハツ	ハイゼット・カーゴ	熊谷 480 ち 9129	軽貨
19	環境課	生活環境	日産	アトラス	熊谷 400 つ 4640	小貨
20	産業振興課	土地改良	トヨタ	プロボックス	熊谷 400 つ 5923	小貨
21	農業委員会		トヨタ	プロボックス	熊谷 400 つ 7967	小貨
22	建設課	道路整備	トヨタ	ダイナ	熊谷 100 せ 6726	普貨
23	建設課	管理	トヨタ	プロボックス	熊谷 400 つ 7968	小貨
24	建設課	都市計画	スズキ	エブリイ	熊谷 480 つ 5447	小貨
25	上下水道課	管理担当	ダイハツ	ムーブ	熊谷 581 こ 2341	軽乗
26	上下水道課	施設担当	スズキ	スズキ・エヴリ	熊谷 480 そ 2124	軽貨
27	上下水道課	下水道	スズキ	エブリイ	熊谷 480 つ 971	軽貨
28	教育委員会	教育総務担当	ダイハツ	ムーブ	熊谷 581 こ 2814	軽乗
29	教育委員会	教育総務担当	マツダ	ファミリア	熊谷 400 ち 4962	小貨
30	教育委員会	幼稚園	ダイハツ	ムーブ	熊谷 581 す 9934	軽乗
31	教育委員会	幼稚園バス	トヨタ	トヨタ バス	熊谷 200 は 340	バス
32	教育委員会	幼稚園バス	トヨタ	トヨタ バス	熊谷 200 は 409	バス
33	教育委員会	幼稚園バス	トヨタ	トヨタ バス	熊谷 200 は 405	バス
34	福祉課	デマンド	マツダ	デミオ	熊谷 501 ま 173	小乗
35	福祉課	デマンド	マツダ	デミオ	熊谷 501 ま 174	小乗
36	福祉課	デマンド	日産	キャラバン	熊谷 301 せ 7145	普乗

(2) 緊急通行車両等の標章

様式第2号



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(3) 緊急通行車両等確認証明書

様式第3

第 号		年 月 日
緊急通行車両等確認証明書		
埼玉県知事 印		
番号順に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通行日時		
通行経路	出 発 地	目 的 地
備 考		

(4) 緊急通行車両等事前届出書及び緊急通行車両等事前届出済証

様式第5の1

災害応急対策用	
緊急通行車両等事前届出書	
年 月 日	
(あて先)	
埼玉県知事	
申請者	
機関等の所在地(住所)	
機関等の名称	
氏 名 印	
電 話 ()	
【担当係 氏名】	
番号欄に表示されている番号	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	災害対策基本法第50条に規定する災害応急対策
使 用 者	住 所
	氏 名
出 発 地	
(注) この届出書は、作成の上、危機管理防災部(消防防災課)に提出してください。	

資料49

様式第5の2

第 号
緊急通行車両等事前届出済証
左記のとおり事前届出を受けたことを証する。
年 月 日
埼玉県公安委員会 印
(注) 1 警戒宣言発令時又は大規模災害発生に伴う交通規制が実施された場合には、この届出済証を災害対策本部又は支部に提出して、所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、再度申請し再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等として要件がなくなったとき (2) 緊急通行車両等が廃車になったとき (3) その他、緊急通行車両等として使用する必要がなくなったとき

資料編

6 自衛隊関連

6-1 自衛隊災害派遣要請様式

	第 年	月	号 日
埼玉県知事 あて			
	滑川町長		印
自衛隊の災害派遣要請について			
災害を防除するため、自衛隊法第83条に基づき下記のとおり派遣を要請します。			
記			
1	災害状況及び派遣を要請する理由 災害の状況（※ 特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。） 派遣を要請する理由		
2	派遣を必要とする期間		
3	派遣を必要とする人員及び任務、装備の概数 水防、消防、通信、防疫、給水、輸送、道路啓開等 人 員 装備の概要（※ 特に船舶、航空機等特殊装備を必要とするとき）		
4	派遣を希望する区域及び活動 派遣を希望する区域 連絡場所及び連絡者 活動内容		
5	その他参考となる事項		

7 条例等

7-1 滑川町防災会議条例

昭和39年9月28日
条例第20号

最終改正 平成25年3月15日条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、滑川町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関する事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 滑川町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、滑川町長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 町長が指定する指定地方行政機関の職員のうちから、当該指定行政機関の長が指名する者
- (2) 埼玉県知事がその部内の職員のうちから指名する者
- (3) 東松山警察署の署長又はその指名する職員
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 町の教育委員会の教育長
- (6) 比企広域消防本部消防長又はその指名する職員及び滑川消防団長
- (7) 町長が指定する指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の中から町長が任命する者

6 委員の総数は、25人以内とする。

7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、指定地方行政機関の職員、埼玉県の職員、滑川町の職員、指定公共機関の職員、指定地方公共機関の職員及び知識経験を有する者の中から、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和39年9月28日から施行する。

附 則（昭和60年3月20日条例第1号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成5年6月15日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月22日条例第6号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月15日条例第6号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱する改正後の滑川町防災会議条例第3条第5項第8号に規定する委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、他の委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

7-2 滑川町災害対策本部条例

〔昭和39年9月28日〕
〔条 例 第 21 号〕

最終改正 平成25年3月15日条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、滑川町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和39年9月28日から施行する。

附 則（平成8年9月10日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月15日条例第6号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。

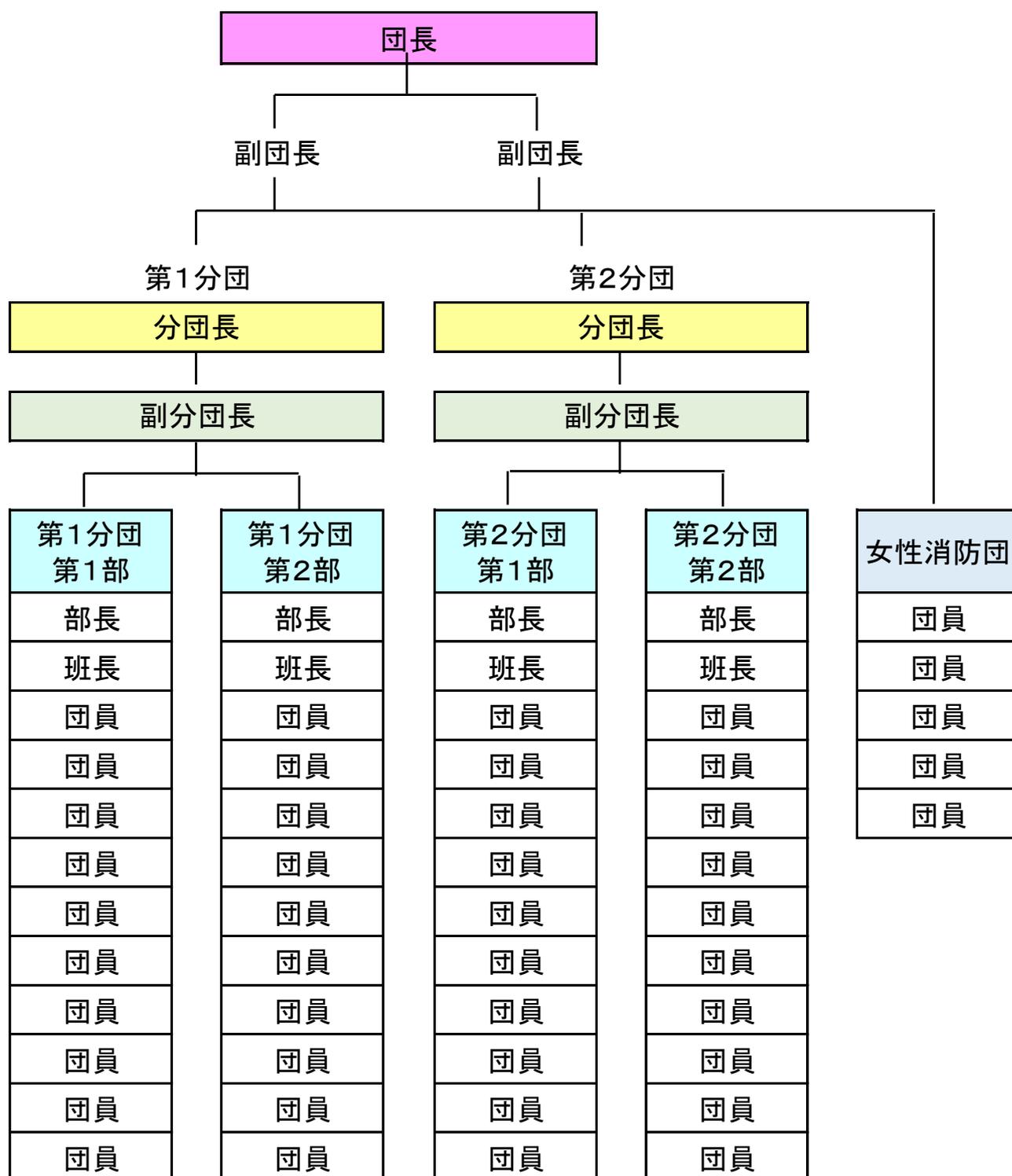
8 防災組織・協力機関

8-1 滑川町防災会議委員

滑川町防災会議条例（昭和39年9月28日条例第20号）による
（令和4年）

	区 分	機 関 名	役職等・氏名
会 長	条例第3条2項により、滑川町長があたる	滑川町	町長
1号委員	指定地方行政機関の職員		
2号委員	埼玉県知事の部内の職員	埼玉県川越比企地域振興センター	所長
		埼玉県東松山保健所	所長
		埼玉県東松山県土整備事務所	所長
		埼玉県東松山農林振興センター	所長
3号委員	東松山警察署の署長又はその指名する職員	東松山警察署	署長
4号委員	町長がその内部の職員の内から指名する者	滑川町	副町長
			総務政策課長
			環境課長
			建設課長
			産業振興課長
			福祉課長
			高齢介護課長
			町民保険課長
			健康づくり課
			教育委員会事務局長
上下水道課長			
5号委員	町の教育委員会の教育長	滑川町教育委員会	教育長
6号委員	比企広域消防本部消防長及び滑川消防団長	比企広域消防本部	消防長
		滑川消防団	団長
7号委員	指定地方行政機関及び指定地方公共機関の職員	東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 埼玉西支店	支店長
		東京電力(株)熊谷支社	支社長
		埼玉中央農業協同組合滑川支店	支店長
		東武鉄道(株)森林公園駅	駅長
		東彩ガス(株)LPガス事業部 東上線営業所	所長
8号委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の中から町長が任命する者	自主防災組織を構成する者	

8-2 消防団



8-3 地区自主防災会関連

(1) 自主防災組織

令和4年4月1日現在

	組 織 名	設置年	代表者	役員数	構成 世帯数	備考
1	下福田地区自主防災会	平成9年	区長	40	230	
2	上福田地区自主防災会	平成9年	区長	48	156	
3	上山田地区自主防災会	平成11年		17	78	
4	下山田地区自主防災会	平成11年	区長	24	100	
5	土塩地区自主防災会	平成9年	区長	50	95	
6	和泉地区自主防災会	平成9年	区長	11	149	
7	中尾地区自主防災会	平成8年	区長	8	90	
8	伊古地区自主防災会	平成8年	区長	11	113	
9	水房地区自主防災会	平成8年	区長	14	70	
10	月輪地区自主防災会	平成8年	区長	201	1,741	
11	両家・糠ヶ谷戸自主防災会	平成10年		21	168	
12	金越・蟹山自主防災会	平成10年		21	162	
13	羽尾中組自主防災会	平成10年		31	99	
14	表地区自主防災会	平成23年		13	141	H9 設立
15	平地区自主防災会	平成23年		10	65	H9 設立
16	裏郷地区自主防災会	平成23年		17	118	H9 設立
17	羽尾三区自主防災会	平成8年	区長	30	60	
18	六軒地区自主防災会	平成17年	区長	98	840	
19	都地区自主防災会	平成10年	区長	26	229	
20	都団地自主防災会	平成17年		46	49	
21	みなみ野・十三塚自主防災会	平成10年		20	551	
	計			757	5,304	

(2) 自主防災会規約（案）

〇〇地区自主防災会規約（案）

（名称）

第1条 この会は、〇〇地区自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第2条 本会の事務所は、〇〇に置く。

（目的）

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第5条 本会は、〇〇地区にある世帯をもって構成する。

（役員）

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 幹事 若干人
- (4) 監査役 2人

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

（役員の仕事）

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を行う。

3 幹事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。

4 監査役は、会の会計を監査する。

（会議）

第8条 本会に、総会及び幹事会を置く。

（総会）

第9条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合には臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。

資料編

- (3) 事業計画に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。
- 5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。
(幹事会)

第10条 幹事会は、会長、副会長及び幹事をもって構成する。

- 2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。
- (1) 総会に提出すべきこと。
 - (2) 総会により委任されたこと。
 - (3) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - (2) 防災知識の普及に関すること。
 - (3) 防災訓練の実施に関すること。
 - (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関すること。
 - (5) その他必要な事項

(会費)

第12条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第13条 本会の運営に関する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第15条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

- 2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附 則

この規約は、○年○月○日から実施する。

(3) 地区自主防災会防災計画（案）

〇〇〇地区自主防災会防災計画（案）

1 目的

この計画は、〇〇〇防災会の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

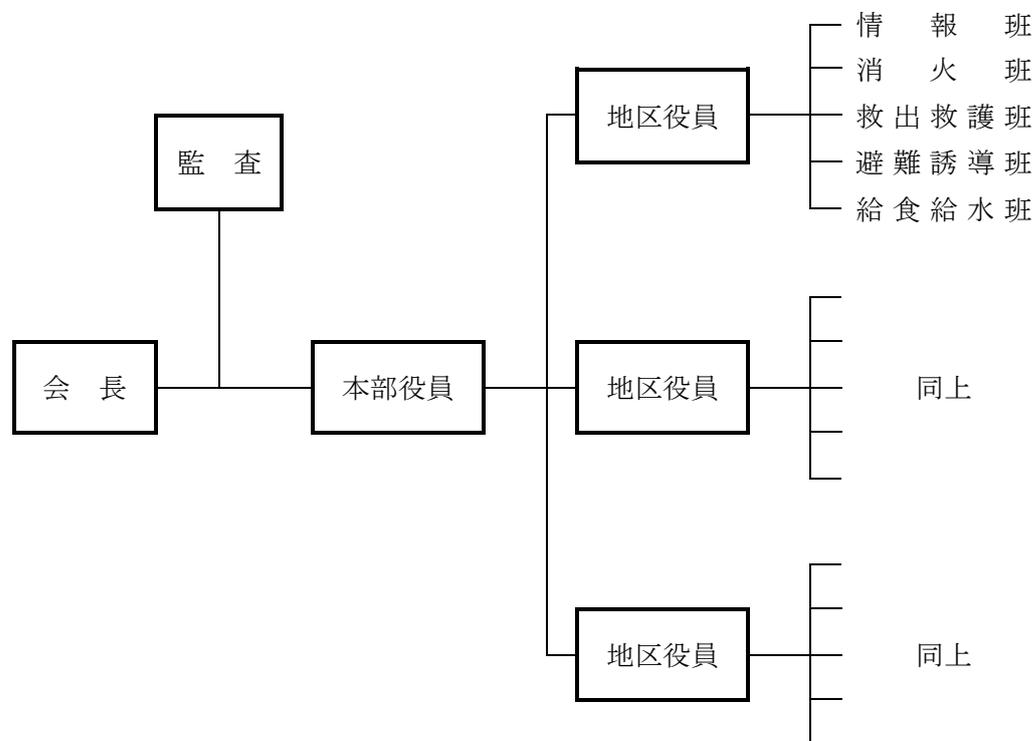
2 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 防災組織の編成及び任務分担に関する事。
- (2) 防災知識の普及に関する事。
- (3) 防災訓練の実施に関する事。
- (4) 情報の収集、伝達に関する事。
- (5) 出火防止、初期消火に関する事。
- (6) 救出救護に関する事。
- (7) 避難誘導に関する事。
- (8) 給食・給水に関する事。
- (9) 防災資機材等の備蓄及び管理に関する事。

3 防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり防災組織を編成する。



資料編

4 防災知識の普及

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及を行う。

(1) 普及事項

普及事項は、次のとおりとする。

- ア 防災組織及び防災計画に関すること。
- イ 地震、火災、風水害等についての知識に関すること。
- ウ 地区周辺の環境に応ずる防災知識に関すること。
- エ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- オ その他防災に関すること。

(2) 普及の方法

防災知識の普及方法は、次のとおりとする。

- ア 広報誌、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
- イ 座談会、講演会、映画会等の開催
- ウ パネル等の展示

(3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日、防災とボランティアの日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、随時実施する。

5 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行い得るようになるため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練及び総合訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

個別訓練は、次のとおりとする。

- ア 情報の収集伝達訓練
- イ 消火訓練
- ウ 避難訓練
- エ 救出救護訓練
- オ 炊き出し訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

(5) 訓練の時期及び回数

- ア 訓練は、原則として春季及び秋季の火災予防運動期間中並びに防災の日に実施する。
- イ 訓練は、総合訓練にあつては年1回以上、個別訓練にあつては随時実施する。

6 情報の収集伝達

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集、伝達を次により行う。

(1) 情報の収集伝達

情報班員は、地域内の被害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するととも

に、必要と認める情報を地域内住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集伝達の方法

情報の収集伝達は、有線電話、テレビ、ラジオ、携帯無線機、伝令等による。

7 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月 日 を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点をおいて点検整備する。

ア 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整備整頓状況

イ 可燃性危険物品等の保管状況

ウ 消火器等消火資機材の整備状況

エ その他建物等の危険個所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火することができるようにするため、次の消火資機材を配備する。

ア 可搬式（小型）動力ポンプの配備

イ 消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭への配備

8 救出救護

(1) 救出救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出、救護を要する者が生じた時は、直ちに救出救護活動を行う。この場合において、現場付近の者は救出救護活動に積極的に協力する。

(2) 医療機関への連絡

救出救護班員は、負傷者が医師の手当てを要するものであると認めたときは、次頁の医療機関又は防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

(3) 防災関係機関の出動要請

救出救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、防災関係機関の出動を要請する。

9 避難対策

火災の延焼拡大等により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生じる恐れがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

滑川町長の避難命令が発令されたとき、又は防災会長が必要と認めたときは、防災会長は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、防災会長の避難誘導の指示に基づき、住民を避難地に誘導する。

(3) 避難場所

- | | |
|----------|-------------|
| ア 一時避難場所 | 〇〇〇集会所 |
| イ 広域避難場所 | 〇〇〇小学校グラウンド |
| ウ 広域避難施設 | 〇〇〇体育館 |

資料編

10 給食・給水

避難地等における給食及び給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食給水班員は、町から配分された食料、地域内の家庭又は米穀類販売業者等から提供を受けた食料等の配分及び炊き出し等による給食活動を行う。

(2) 給水

給食給水班員は、町から提供された飲料水、水道等により確保した飲料水により給水活動を行う。

11 防災資機材等の備蓄及び管理に関しては、次により行う。

(1) 配備計画（例）

資 機 材 等	数 量	保 管 場 所	管 理 方 法
情報連絡用資機材 携帯用無線機			
初期消火用資機材 消火器 バケツ 可搬ポンプ			
救難・救護用資機材 タンカ 救急箱			
給食給水用資機材 ポリタンク 大鍋 ガスコンロ			
備蓄物資 毛布 タオル ゴザ			

(2) 定期点検

毎年9月第1日曜日を全資機材の点検日とする。

8-4 ボランティア・奉仕団体

(1) ボランティア・奉仕団の連絡先

グループ名	代 表 者	電 話 番 号	事務局
民生委員・児童委員協議会		56-2056	健康福祉課
赤十字奉仕団		56-6345	社会福祉協議会
自主防災会	—	—	各地区で設置
滑川消防OB会		56-2221	滑川分署

9 協定等

9-1 市町村との協定

(1) 大規模災害時における相互応援に関する協定書（隣接市町村）

熊谷市長、東松山市長、坂戸市長、滑川町長、嵐山町長、小川町長、ときがわ町長、川島町長、吉見町長、鳩山町長及び東秩父村長は、大規模災害時の相互応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、熊谷市、東松山市、坂戸市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町及び東秩父村（以下「協定市町村」という。）の区域において地震等による大規模災害が発生し、独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合、本協定を締結した協定市町村は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき、被災の協定市町村が応援を要請する応急措置等、迅速かつ円滑に遂行するための必要な事項について定めるものとする。

（連絡担当課等）

第2条 協定市町村は、相互応援に関する連絡担当課等を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

（連絡調整員の派遣）

第3条 協定市町村は、必要があると認めるときは、被災協定市町村の災害対策本部に連絡調整員の職員を派遣することができる。

（応援の内容及び範囲）

第4条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応援措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその提供に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材の提供
- (4) 災害応急活動に必要な車両及び職員の派遣
- (5) 協定市町村の行政境界に隣接する指定避難場所の相互利用
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (7) 被災児童生徒の小中学校への一時受入れ
- (8) 前各号に定めるもののほか特に要請があった事項

2 前項の応援範囲は、隣接する協定市町村を原則とするものとする。ただし、災害被害の状況によってはこの限りではない。

（応援要請）

第5条 協定市町村は、応援を受けようとする場合、次の各号の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日別記災害応援要請書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の場所
- (3) 応援の期間
- (4) 必要とする食糧、飲料水及び生活必需物資の品名と数量
- (5) 必要とする資機材、物資及び車両等の品名と数量
- (6) 必要とする職種別人員
- (7) 小中学校への一時受入れを希望する被災児童生徒の人数及び期間等
- (8) その他、応援を必要とする事項等

(応援の自主出動)

第6条 協定市町村は、大規模災害と認められる災害が発生し、応援要請を待ついとまがないと認められた場合は、他の協定市町村と協力し、自主的に被災の協定市町村の情報収集を行い、その結果を埼玉県に伝達するものとする。

2 応援する協定市町村は、前項の情報収集の結果を踏まえ、被災の協定市町村に代わり必要な応援要請を協定市町村に行うとともに、緊急応援活動を実施することができるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 職員の派遣に要する経費は、応援を行う協定市町村が負担する。

(2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は応援を受ける協定市町村が負担する。

(情報の交換)

第8条 協定市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換を行うものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村がその都度協議して定める。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に規定する連絡担当課等が協議して定める。

第10条 この協定は、締結の日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本協定書13通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保持する。

平成8年3月1日

(2) 大規模災害時の隣接市町村相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、大規模災害時の熊谷市、東松山市、坂戸市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町及び東秩父村との相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第9条第2項の協定に基づき協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当課等)

第2条 協定第2条に規定する連絡担当課等は、別紙のとおりとする。

(要請の方法)

第3条 協定第5条に規定する応援要請は、電話等又は連絡調整の職員を通じて行うものとし、後に文書で応援の協定市町村に提出するものとする。

(職員の表示)

第4条 応援職員及び協定第3条に規定する連絡調整の職員（以下「応援職員」という。）は、応援市町村名を表示する腕章等を着用し、その身分を明らかにするものとする。

(職員の携行品)

第5条 応援職員は、災害状況に応じ、必要な被服、当座の食糧及び携帯電話等を携行するものとする。

(職員に対する便宜の供与)

第6条 被災の協定市町村は、応援職員に対する宿泊所のあっせんその他便宜を供与するものとする。

(応援の内容)

第7条 協定第4条に規定する応援内容の具体的項目は、協定市町村ごとに作成し、必要に応じ見直しを行うとともに、その内容を相互に交換するものとする。

(防災訓練)

第8条 協定市町村は、応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時行うものとする。

(職員の派遣に要する経費負担)

第9条 協定第7条に規定する経費のうち、応援職員の派遣に要した経費の負担は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法の規定に基づき必要な補償を行うものとする。
- (2) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務従事中に生じたものについては応援を受けた協定市町村が、応援の往復途中において生じたものについては、応援の協定市町村が賠償の責めに負うものとする。

(経費の支払方法)

第10条 応援の協定市町村が、協定第7条第2号の規定により、応援に要した経費は、次の各号に定める所により算出した額を応援を受けた協定市町村に請求できるものとする。

- (1) 提供した物資の時価評価額又は購入費及び輸送費
- (2) 車両及び機械器具の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修繕費
- (3) 施設の提供については、借上料
- (4) 協定第4条第8号に規定する事項については、その実施に要した額

(経費負担の協議)

第11条 協定第7条の規定にかかわらず、被災の協定市町村の被災状況を勘案し、特段の事情があると認めるときは、応援に要した経費の負担について、協定市町村は協議することができるものとする。

資料編

(情報の交換)

第12条 協定第8条に定める情報の交換資料は、協定市町村の地域防災計画及びその他応援に必要とする資料とする。

(協定の見直し)

第13条 協定及び実施細目は、必要に応じ見直すこととし、その事務処理については、提案をする協定市町村がとりまとめをする。

附 則

この実施細目は、平成8年3月1日から施行する。

様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

〇 〇 〇 〇 市町村長 様

市町村長 〇 〇 〇 〇

災害発生による応援要請について

大規模災害時における相互応援に関する協定第5条の規定に基づき、次のとおり応援要請します。

項 目	内 容
1 被害の状況	
2 応援の場所及び到達経路	
3 応援を受ける期間	
4 応援の種類及び内容	
5 応援を要する職種別人員	
6 その他応援に必要な事項	

(3) 災害相互支援協定書（松島町）

災害相互支援協定書

(目的)

第1条 埼玉県滑川町と宮城県松島町（以下「協定町」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2の規定に基づき、協定町において災害が発生し、被災した協定町（以下「被災町」という。）が独自には十分な救護等の応急措置が実施できない場合に、協定町間の相互支援による応急活動等を迅速かつ円滑に遂行するため必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料、生活必需品等の備蓄用物資の提供
- (2) 医療・防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資器材の提供または貸与
- (3) 応急活動に必要な職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の要請)

第3条 応援を要請する協定町は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を受ける場所及びその経路
- (3) 前条第1号から第2号までに掲げるものを要請する場合は、品名、規格、数量等
- (4) 前条第3号に掲げる職員の派遣を要請する場合は、職種、人数、活動内容等
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主要請)

第4条 協定町は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ被災町が前条の要請を行うことが出来ない状況にあると判断した場合には、自主的に応援を実施することができるものとし、この場合には、同条の要請があったものとみなす。

(物資の輸送)

第5条 応援物資、資機材、人員等の輸送は、原則として応援を行う協定町が実施するものとする。

(指揮権)

第6条 応援実施町の職員は、災害等により被災町の長の指揮下に入り 行動するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の法令の規定により国又は県が負担する部分を除き、応援要請町の負担とする。ただし、これにより難しい場合は、協定町が協議して定めるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定町が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第9条 この協定は、平成24年11月3日から効力を発生するものとする。

平成24年11月3日

埼玉県比企郡滑川町大字福田750番地1

埼玉県滑川町長

宮城県宮城郡松島町高城字町10番地

宮城県松島町長

(4) 災害相互支援協定書（上市町）

災害時相互支援協定書

（目的）

第1条 埼玉県比企郡滑川町と富山県中新川郡上市町（以下「協定町」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2の規定に基づき、協定町において災害が発生し、被災した協定町（以下「被災町」という。）が独自には十分な救護等の応急措置が実施できない場合に、協定町間の相互応援による応急活動等を迅速かつ円滑に遂行するため必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料、生活必需品等の備蓄用物資の提供
- (2) 医療・防疫資器材、発電機、車両等の応急対策用資器材の提供又は貸与
- (3) 応急活動に必要な職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の要請）

第3条 応援を要請する協定町は、次に掲げる事項を明らかにし、要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を受ける場所及びその経路
- (3) 前条第1号又は第2号に掲げるものの提供又は貸与を要請する場合は、品名、規格、数量等
- (4) 前条第3号に掲げる職員の派遣を要請する場合は、職種、人数、活動内容等
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（自主応援）

第4条 協定町は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ、被災町が前条の要請を行うことが出来ない状況にあると判断した場合には、自主的に応援を実施することができるものとし、この場合には、同条の要請があったものとみなす。

（物資の輸送）

第5条 応援物資、資機材、人員等の輸送は、原則として応援を行う協定町が実施するものとする。

（指揮権）

第6条 応援実施町の職員は、災害等により被災町の長の指揮下に入り行動するものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に要した経費は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の法令の規定により国又は県が負担する部分を除き、応援要請町の負担とする。ただし、これにより難しい場合は、協定町が協議して定めるものとする。

(連絡担当部局)

第8条 協定町は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定町が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、平成26年8月20日から効力を発生するものとする。

平成26年8月20日

埼玉県比企郡滑川町大字福田750番地1

埼玉県滑川町長

富山県中新川郡上市町法音寺1番地

上市町長

立会人 滑川町議会議長

立会人 上市町議会議長

(5) 災害相互支援協定書（笠松町）

災害時相互支援協定書

（目的）

第1条 埼玉県比企郡滑川町と岐阜県羽島郡笠松町（以下「協定町」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2の規定に基づき、協定町において災害が発生し、被災した協定町（以下「被災町」という。）が独自には十分な救護等の応急措置が実施できない場合に、協定町の相互応援による応急活動等を迅速かつ円滑に遂行するため必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料、生活必需品等の備蓄用物資の提供
- (2) 医療・防疫資機材、発電機、車両等の応急対策用資器材の提供または貸与
- (3) 応急活動に必要な職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の要請）

第3条 応援を要請する協定町は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を受ける場所及びその経路
- (3) 前条第1号から第2号までに掲げるものを要請する場合は、品名、規格、数量等
- (4) 前条第3号に掲げる職員の派遣を要請する場合は、職種、人数、活動内容等
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（自主要請）

第4条 協定町は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ被災町が前条の要請が行うことができない状況にあると判断した場合には、自主的に応援を実施することができるものとし、この場合には、同条の要請があったものとみなす。

（物資の輸送）

第5条 応援物資、資機材、人員等の輸送は、原則として、応援を行う協定町が実施するものとする。

（指揮権）

第6条 応援実施町の職員は、災害等により被災町の指揮下に入り行動するものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に要した費用は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他法令の規定により国又は県が負担する部分を除き、応援要請町の負担とする。ただし、これにより難しい場合は、協

定町が協議して定めるものとする。

(連絡担当部局)

第8条 協定町は、あらかじめ相互支援のための連絡担当部局を定め、災害が発生した時は、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定町が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、協定町が各1通を保有する。

平成26年12月17日

埼玉県比企郡滑川町大字福田750番地1

埼玉県滑川町長

岐阜県羽島郡笠松町司町1番地

岐阜県羽島郡笠松町長

立会人 滑川町議会副議長

立会人 笠松町議会議長

(6) 災害相互支援協定書（東庄町）

災害時相互支援協定書

(目的)

第1条 埼玉県比企郡滑川町と千葉県香取郡東庄町（以下「協定町」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2の規定に基づき、協定町において災害が発生し、被災した協定町（以下「被災町」という。）が独自には十分な救護等の応急措置が実施できない場合に、協定町間の相互応援による応急活動等を迅速かつ円滑に遂行するため必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料、生活必需品等の備蓄用物資の提供
- (2) 医療・防疫資機材、発電機、車両等の応急対策用資器材の提供または貸与
- (3) 応急活動に必要な職員の派遣
- (4) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の要請)

第3条 応援を要請する協定町は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を受ける場所及びその経路
- (3) 前条第1号から第2号までに掲げるものを要請する場合は、品名、規格、数量等
- (4) 前条第3号に掲げる職員の派遣を要請する場合は、職種、人数、活動内容等
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主要請)

第4条 協定町は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ被災町が前条の要請を行うことが出来ない状況にあると判断した場合には、自主的に応援を実施することができるものとし、この場合には、同条の要請があったものとみなす。

(物資の輸送)

第5条 応援物資、資機材、人員等の輸送は、原則として応援を行う協定町が実施するものとする。

(指揮権)

第6条 応援を実施する協定町の職員は、災害等により応援を要請した協定町の長の指揮下に入り行動するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の法令の規定により国又は県が負担する部分を除き、応援を要請した協定町の負担とする。ただし、これにより難

い場合は、協定町が協議して定めるものとする。

(連絡担当部局)

第8条 協定町は、あらかじめ相互支援のための連絡担当部局を定め、災害が発生した時は、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協定町が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、平成27年10月22日から効力を発生するものとする。

平成27年10月22日

埼玉県比企郡滑川町大字福田750番地1

埼玉県比企郡滑川町長

千葉県香取郡東庄町司町笹川い4713番地131

千葉県香取郡東庄町長

立会人 滑川町議会議長

立会人 東庄町議会議長

9-2 災害時の情報交換に関する協定

(1) 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局長）

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）と、滑川町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、滑川町の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 滑川町内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 滑川町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること
- 三 その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年 2月 1日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省
関東地方整備局長

乙) 埼玉県比企郡滑川町大字福田750番1
滑川町長

9-3 避難施設関係の協定

(1) 災害時における県立学校の使用に関する覚書（埼玉県立滑川総合高等学校）

災害時における県立学校の使用に関する覚書

埼玉県立滑川総合高等学校（以下「甲」という。）と滑川町（以下「乙」という。）は、滑川町地域防災計画において避難所等として指定されている甲の施設について、災害時に避難施設として使用するに当たり、管理・運営方法等を、埼玉県地域防災計画（震災対策編）に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（避難施設）

第1条 この覚書において、「避難施設」とは、甲の施設のうち避難所等として使用する「体育館」及び「グラウンド」をいう。

（鍵の貸与）

第2条 甲は、災害発生時に備え、乙に別紙1の鍵を1組貸与し、乙は貸与された鍵を適正に保管するものとする。

2 乙は、貸与された鍵の保管責任者を文書で甲に報告するものとする。

また、保管責任者に変更があった場合には、その都度文書で甲に報告するものとする。

（避難所開設等）

第3条 乙は、休日・夜間等、甲が不在の時に災害が発生した場合において、甲の到着を待つことなく、避難所を開設することができる。

2 乙は、災害が発生した場合において、乙が開設した他の避難所と同様に被災情報の伝達及び救援物資等の提供を行うものとする。

（防災関連情報の交換）

第4条 甲及び乙は、防災計画の状況等、それぞれが保有する防災関連情報を、必要に応じて相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議しておくこととする。

（防災訓練の参加）

第5条 甲は、乙が行う避難施設を利用した防災訓練等に協力するものとする。なお、協力の方法は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、この覚書に関する連絡責任者をそれぞれ定め、相互に通知するものとする。

（覚書の有効期間）

第7条 この覚書は締結の日から施行し、甲又は乙から解除の申し出がない限り継続するものとする。

（協議）

第8条 前各条に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定

するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれの1通を所持する。

平成22年10月 1日

比企郡滑川町月の輪4丁目18番26

甲 埼玉県立滑川総合高等学校
校 長

乙 比企郡滑川町大字福田750番地1
滑川町長

別紙1

建 物 名	場 所	鍵メーカー	キーナンバー	備 考
体 育 館	別添案内図のとおり	MIWA	ZF10748	1本
	(北側 ステージ 横)			

(2) 災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書（きずなの会）

災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、滑川町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害の発生により、避難行動要支援者等が避難を余儀なくされた場合に、滑川町（以下「甲」という。）が、社会福祉法人きずなの会障害者支援施設療護園滑川（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所（以下「避難所」という。）として、乙の施設を利用することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この協定における対象者は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない避難行動要支援者等で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその介助者（家族を含む）とする。

(施設の利用)

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握し、乙の施設を利用する必要性が生じたときは、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 避難行動要支援者等の住所、氏名、心身の状況等

(2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(開設期間)

第4条 この協定における避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の規模状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、決めるものとする。

(非難行動要支援者の移送)

第5条 避難行動要支援者等の移送については、原則、甲が行うものとし、乙は、当該避難行動要支援者等の自施設への移送にできる限り協力するものとする。

(避難所の管理運営)

第6条 乙は、施設職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2 避難所に必要な日常生活用品、食料及び医薬品等の物資は、甲が調達するものとする。ただし、その一部を甲が調達できないときは、乙が保有するこれらの物資の提供について、乙に協力を要請することができる。

(費用の負担)

第7条 甲は、避難所の開設期間中の管理運営に係る費用及び甲の要請に基づいて乙が提供した内容に係る費用については、甲が負担するものとする。

(避難所解消への努力)

第8条 甲は、避難所の開設が乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、乙が管理する施設について避難所としての利用を終了する際は、乙に文書を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年 2月 1日

甲 埼玉県比企郡滑川町大字福田750番地1
滑川町
滑川町長

乙 埼玉県比企郡滑川町大字和泉838番地1
社会福祉法人 きずなの会
障害者支援施設 療護園滑川
施設長

発第 号
年 月 日

様

滑川町長

福祉避難所開設要請書

「災害時における福祉避難所への避難行動要支援者等の受け入れに関する協定書」に基づき、福祉避難所の開設について、下記のとおり要請します。

なお、利用対象者に変動があったときは、その都度文書または口頭で通知いたします。

記

1 開設日時 年 月 日 時から
 年 月 日 時まで

2 利用対象者 名（別紙対象者名簿のとおり）

3 その他

（要請担当者）

滑川町災害対策本部

健康福祉課長

TEL 0493-56-2211

印

別紙

取扱注意

福祉避難所利用対象者名簿

No.	対象者				介助者			
	氏名	住所	心身の状況	生年月日	氏名	住所	本人との続柄	緊急時連絡先
1		滑川町						
2		滑川町						
3		滑川町						
4		滑川町						
5		滑川町						
6		滑川町						
7		滑川町						
8		滑川町						
9		滑川町						
10		滑川町						

様式第2号（第9条関係）

発第 号
年 月 日

様

滑川町長

福祉避難所使用終了連絡書

「災害時における福祉避難所への避難行動要支援者等の受け入れに関する協定書」に基づき、福祉避難所としての使用終了について、下記のとおり連絡します。

記

1 終了日時 年 月 日 時まで

(要請担当者)

滑川町災害対策本部

健康福祉課長

TEL 0493-56-2211

印

(3) 災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書（社会福祉法人滑川珠美園障害者支援施設滑川珠美園）

災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、滑川町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害の発生により、災害時要配慮者（以下「要配慮者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、滑川町（以下「甲」という。）が、社会福祉法人滑川珠美園障害者支援施設滑川珠美園（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所（以下「避難所」という。）として、乙の施設を利用することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この協定における対象者は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその介助者（家族を含む）とする。

(施設の利用)

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握し、乙の施設を利用する必要が生じたときは、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 要配慮者の住所、氏名、心身の状況等

(2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(開設期間)

第4条 この協定における避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、災害の規模状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙、協議の上、決めるものとする。

(要配慮者の移送)

第5条 要配慮者の移送については、原則、甲が行うものとし、乙は、当該要配慮者の自施設への移送にできる限り協力するものとする。

(避難所の管理運営)

第6条 乙は、施設職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2 避難所に必要な日常生活用品、食料及び医薬品等の物資は、甲が調達するものとする。ただし、その一部を甲が調達できないときは、乙が保有するこれらの物資の提供について、乙に協力を要請することができる。

(費用の負担)

第7条 甲は、避難所の開設期間中の管理運営に係る費用及び甲の要請に基づいて乙が提供した内容に係る費用については、甲が負担するものとする。

(避難所解消への努力)

第8条 甲は、避難所の開設が乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、乙が管理する施設について避難所としての利用を終了する際は、乙に文書を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙で協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和4年5月30日

甲 埼玉県比企郡滑川町大字福田750番地1
滑川町
滑川町長

乙 埼玉県比企郡滑川町大字羽尾4910番地1
社会福祉法人 滑川珠美園
障害者支援施設 滑川珠美園
施設長

別紙

取扱注意

資料編

福祉避難所利用対象者名簿

No.	対象者				介助者			
	氏名	住所	心身の状況	生年月日	氏名	住所	本人との続柄	緊急時連絡先
1		滑川町						
2		滑川町						
3		滑川町						
4		滑川町						
5		滑川町						
6		滑川町						
7		滑川町						
8		滑川町						
9		滑川町						
10		滑川町						

資料90

様式第2号（第9条関係）

発第 号
年 月 日

様

滑川町長

福祉避難所使用終了連絡書

「災害時における福祉避難所への要配慮者の受け入れに関する協定書」に基づき、福祉避難所としての使用終了について、下記のとおり連絡します。

記

1 終了日時 年 月 日 時まで

（要請担当者）

滑川町災害対策本部

福祉課長

印

TEL 0493-56-2211

(4) 災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書（社会福祉法人オルオル生活介護事業所たけのこ）

災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、滑川町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害の発生により、災害時要配慮者（以下「要配慮者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、滑川町（以下「甲」という。）が、社会福祉法人オルオル生活介護事業所たけのこ（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所（以下「避難所」という。）として、乙の施設を利用することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この協定における対象者は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその介助者（家族を含む）とする。

(施設の利用)

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握し、乙の施設を利用する必要が生じたときは、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 要配慮者の住所、氏名、心身の状況等

(2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(開設期間)

第4条 この協定における避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の規模状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙、協議の上、決めるものとする。

(要配慮者の移送)

第5条 要配慮者の移送については、原則、甲が行うものとし、乙は、当該要配慮者の自施設への移送にできる限り協力するものとする。

(避難所の管理運営)

第6条 乙は、施設職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2 避難所に必要な日常生活用品、食料及び医薬品等の物資は、甲が調達するものとする。ただし、その一部を甲が調達できないときは、乙が保有するこれらの物資の提供について、乙に協力を要請することができる。

(費用の負担)

第7条 甲は、避難所の開設期間中の管理運営に係る費用及び甲の要請に基づいて乙が提供した内容に係る費用については、甲が負担するものとする。

(避難所解消への努力)

第8条 甲は、避難所の開設が乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、乙が管理する施設について避難所としての利用を終了する際は、乙に文書を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙で協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和4年5月30日

甲 埼玉県比企郡滑川町大字福田750番地1
滑川町
滑川町長

乙 埼玉県比企郡滑川町大字羽尾2121番地1
社会福祉法人 オルオル
生活介護事業所 たけのこ
施設長

別紙

取扱注意

福祉避難所利用対象者名簿

No.	対象者				介助者			
	氏名	住所	心身の状況	生年月日	氏名	住所	本人との続柄	緊急時連絡先
1		滑川町						
2		滑川町						
3		滑川町						
4		滑川町						
5		滑川町						
6		滑川町						
7		滑川町						
8		滑川町						
9		滑川町						
10		滑川町						

資料95

資料編

様式第2号（第9条関係）

発第 号
年 月 日

様

滑川町長

福祉避難所使用終了連絡書

「災害時における福祉避難所への要配慮者の受け入れに関する協定書」に基づき、福祉避難所としての使用終了について、下記のとおり連絡します。

記

1 終了日時 年 月 日 時まで

（要請担当者）

滑川町災害対策本部

福祉課長

印

TEL 0493-56-2211

(5) 災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書（株式会社ふれあい倶楽部ふれあい大笑庵）

災害時における福祉避難所としての施設利用に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、滑川町内に大規模な地震、風水害及びその他の災害の発生により、災害時要配慮者（以下「要配慮者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、滑川町（以下「甲」という。）が、株式会社ふれあい倶楽部ふれあい大笑庵（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所（以下「避難所」という。）として、乙の施設を利用することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この協定における対象者は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその介助者（家族を含む）とする。

(施設の利用)

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握し、乙の施設を利用する必要が生じたときは、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 要配慮者の住所、氏名、心身の状況等

(2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

(開設期間)

第4条 この協定における避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、災害の規模状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙、協議の上、決めるものとする。

(要配慮者の移送)

第5条 要配慮者の移送については、原則、甲が行うものとし、乙は、当該要配慮者の自施設への移送にできる限り協力するものとする。

(避難所の管理運営)

第6条 乙は、施設職員により、避難者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。

2 避難所に必要な日常生活用品、食料及び医薬品等の物資は、甲が調達するものとする。ただし、その一部を甲が調達できないときは、乙が保有するこれらの物資の提供について、乙に協力を要請することができる。

(費用の負担)

第7条 甲は、避難所の開設期間中の管理運営に係る費用及び甲の要請に基づいて乙が提供した内容に係る費用については、甲が負担するものとする。

(避難所解消への努力)

第8条 甲は、避難所の開設が乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第9条 甲は、乙が管理する施設について避難所としての利用を終了する際は、乙に文書を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙で協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれかから協定解除または変更の申し出がないときは、さらに1年延長するものとし、以後はこの例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和4年5月30日

甲 埼玉県比企郡滑川町大字福田750番地1
滑川町
滑川町長

乙 埼玉県比企郡滑川町大字伊古634番地1
株式会社ふれあい倶楽部
ふれあい大笑庵
施設長

取扱注意

福祉避難所利用対象者名簿

No.	対象者				介助者			
	氏名	住所	心身の状況	生年月日	氏名	住所	本人との続柄	緊急時連絡先
1		滑川町						
2		滑川町						
3		滑川町						
4		滑川町						
5		滑川町						
6		滑川町						
7		滑川町						
8		滑川町						
9		滑川町						
10		滑川町						

様式第2号（第9条関係）

発第 号
年 月 日

様

滑川町長

福祉避難所使用終了連絡書

「災害時における福祉避難所への要配慮者の受け入れに関する協定書」に基づき、福祉避難所としての使用終了について、下記のとおり連絡します。

記

1 終了日時 年 月 日 時まで

(要請担当者)
滑川町災害対策本部
福祉課長
TEL 0493-56-2211

印

9-4 民間賃貸住宅の提供支援に関する協定

(1) 災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定書

(社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部)

滑川町（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部（以下「乙」という。）とは、滑川町内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合、民間賃貸住宅の提供支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 甲は、滑川町内において災害が発生し、家屋の倒壊や焼失等の理由により居住できなくなった被災者に対し、応急的な住宅として民間賃貸住宅への入居の支援を乙に求めることに関して、基本的事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において被災者への一時的供給居住を確保するために、乙に対し、入居可能な民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供の支援を要請するものとする。

(協力)

第3条 乙は、甲の前条に基づく要請があった場合は、民間賃貸住宅の情報提供と住宅提供の支援について、甲に可能な限り協力するものとする。

(協議)

第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成18年9月1日

甲 比企郡滑川町大字福田750番地1
滑川町
滑川町長

乙 川越市仙波町2丁目5番地9
社団法人埼玉県宅地建物取引業協会
埼玉西部支部
支部長

9-5 救援物資関係の協定

(1) 災害時における救援物資提供に関する協定書（三国コカ・コーラボトリング株式会社）

災害時における救援物資提供に関する協定書

滑川町（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 町内に震度5弱以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部から物資の提供について要請があった時、乙は以下の内容により協力するものとする。

2 乙は、第1項の要請があった時は、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

3 乙は、第1項の要請があった時は、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期するものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を練るものとする。

4 乙は、第1項の要請があった時は、飲料水の優先的な安定供給を甲に行うものとする。

5 飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認の上引き取るものとする。また、飲料水の対価については甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上決定するものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲は、この協定による要請を行う時は、救援物資提供要請書（様式1略）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙それぞれ記名の上各自1通を保有する。

平成17年6月30日

甲 埼玉県比企郡滑川町大字福田750番地1
滑川町長

乙 埼玉県桶川市加納180番地
三国コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長

(2) 災害時における救援物資（飲料水）の提供に関する協定書（株式会社伊藤園）

災害時における救援物資（飲料水）の提供に関する協定書

滑川町（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の提供についての協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、滑川町内に地震等による災害が発生した場合において、被災者を救援するため、飲料水の調達及び供給を行い、もって町民生活に寄与する。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項の発動は、滑川町内に震度5弱以上の地震又は同等以上の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合とする。

2 前項の場合において、甲が災害対策本部を設置し、乙に対し救援物資の提供に関して要請する。

（要請の手続）

第3条 甲は、乙に対し前条の要請を行うときは、電話等により飲料水の種類、数量、搬入場所等を連絡し、甲乙で相互調整が図れた後に、速やかに救援物資（飲料水）提供要請書（様式1）を乙に提供するものとする。

2 要請の手続を円滑に行うため、甲と乙は、事前に連絡責任者を定め、その名簿を整備しておくものとする。

（協力の内容）

第4条 乙は、第2条第2項の規定により要請があったときは、次の各号の協力を行うものとする。

(1) 甲乙間の契約に基づき設置する地域貢献型自動販売機の機内在庫の飲料水を甲に無償提供する。

(2) 乙はその営業拠点で保有する在庫飲料のうちから、飲料水提供の協力を行うものとする。

(3) 第4条第2項の規定にかかわらず、乙は、特別な理由がある時は、甲の要請に協力しないことができる。この場合においては、乙は、この協定違反等の責任を負わない。

2 前項第2号による飲料水の対価は有償とし、価格は災害時発生時における市場価格を基準に算定し、飲料水の引渡しまでの運搬に係わる運賃を含むものとする。

（協定期間）

第5条 この協定の期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから解除の申出がないときは、同一内容をもって継続するものとする。

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を書するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上各自その1通を保有する。

平成26年1月31日

甲 埼玉県比企郡滑川町大字福田750番地1
滑川町
滑川町長

乙 東京都渋谷区本町3丁目47番10号
株式会社伊藤園
代表取締役社長

様式1（第3条関係）

救援物資（飲料水）提供要請書

年 月 日

株式会社伊藤園

滑川町

総務部長

滑川町長

災害時における救援物資（飲料水）の提供に関する協定第3条第1項の規定により、次のとおり要請します。

飲料水の種類及び数量	
物資搬入希望日時	
物資搬入場所	
災害対策本部設置日	
電話要請日時	
電話要請者及び 応答者氏名	要 応 (滑川町) (伊藤園)
物資搬入等における 滑川町 担当	滑川町役場 課 氏名 電話
その他（備考）	

(3) 災害時における生活物資の供給協力に関する協定書（株式会社カインズ）

災害時における生活物資の供給協力に関する協定書

滑川町（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して町民の生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

- (1)日用品等の生活必需品
- (2)災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」（様式第1号）をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」（様式第1号）を提出するものとする。

2. 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2. 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2. 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2. 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協

議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第 8 条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2. 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第 9 条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」(様式第 3 号)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 24 年 5 月 1 日

甲 埼玉県比企郡滑川町大字福田 7 5 0 番地 1

滑 川 町

滑 川 町 長

乙 群馬県高崎市高関町 3 8 0

株式会社カインズ

代表取締役社長

(4) 災害時における救援物資（米）の提供に関する協定書

滑川町（以下「甲」という。）と滑川町谷津田米生産者組合（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における救援物資の提供に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、滑川町内に地震等による災害が発生した場合において、被災者を救援するため、米（以下「食料」という。）の調達及び供給を行い、もって町民生活に寄与する。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項の発動は、町内に震度5弱以上の地震又は同等以上の災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合とする。

2 前項の場合において、甲が災害対策本部を設置し、乙に対し救援物資の提供に関して要請あったとき。

（要請の手続き）

第3条 甲は、乙に対し前条の要請を行うときは、救援物資（米）提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により食料の数量、搬入場所等を連絡し、甲乙で相互調整が図られた後に、速やかに乙に提出するものとする。

2 要請の手続きを円滑に行うため、甲と乙は、事前に連絡責任者を定め、その名簿を整備しておくものとする。

（協力の内容）

第4条 乙は、第2条第2項の規定により要請があったときは、食料（白米最大量600Kg「玄米換算」）を甲に無償提供する。

（協定の期間）

第5条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれからも解除の申し出がないときは、同一内容をもって更新するものとする。

2 前項の解除の申し出は、協定期間が満了する1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自それぞれ1通を保有する。

平成27年12月17日

甲 埼玉県比企郡滑川町大字福田750番地1
滑川町
滑川町長

乙 埼玉県比企郡滑川町大字羽尾1801番地
滑川町谷津田米生産者組合
組合長

(5) 災害時における主食供給等の協力に関する協定書（埼玉中央農業協同組合）

災害時における主食供給等の協力に関する協定書

滑川町（以下「甲」という。）と埼玉中央農業協同組合（以下「乙」という。）とは、滑川町内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して町民生活の早期安定を図るため、主食の調達及び供給等に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（協定事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（主食供給の協力要請）

第2条 災害時において甲が主食を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有主食の供給について協力を要請することができる。

（主食供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有主食の優先供給及び運搬について積極的に供給するものとする。

（主食供給の要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（主食の運搬）

第5条 主食の運搬は、乙又は乙の指定するものが行うものとする。又、乙は、必要に応じて甲に対して協力を求めることができる。

（主食の引き取り）

第6条 主食の引き渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、引き取るものとする。

（費用）

第7条 第3条及び第5条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有する主食の供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、適正価格により甲乙協議の上、決定するものとする。

（広域な支援体制の整備）

第8条 乙は、他の農業協同組合との間で、災害時における農業協同組合相互支援の協定等、広域な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

資料編

(法令の遵守)

第9条 この協定の施行にあたっては、農業協同組合法その他法令を遵守するものとする。

(定めのない事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年12月21日

(甲) 比企郡滑川町大字福田750番1
滑川町
滑川町長

(乙) 東松山市加美町1-20
埼玉中央農業協同組合
代表理事組合長

(6) 災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定書（セツカートン株式会社）
災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定書

滑川町（以下「甲」という。）と、セツカートン株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、滑川町内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難所の設営等に必要な物資の調達に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受託等）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、物資供給要請書（別記第1号様式）により、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに物資供給要請書を提出するものとする。

2 乙は、甲からの要請を受けたときは、物資の優先調達に努めるものとする。

3 法第2条第1号に規定する災害以外の災害等により、物資が必要であるときは、甲は乙に物資の要請を行えるものとし、乙は可能な限りその要請に対応するものとする。この場合において、物資の要請及び供給に係る手続は、第1項及び第4条の規定を準用する。

（物資の種類）

第3条 乙が調達する物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 暖段はこベッド（段ボール製簡易ベッド）
- (2) 段ボール製シート
- (3) 暖段まじきり（段ボール製間仕切り）
- (4) その他乙の取扱商品

（物資の引渡し）

第4条 乙は、甲の指定する場所に物資を搬送し引渡すものとする。

2 甲は、前項に規定する引渡しの際、甲が指定する者をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

3 乙は、可能な範囲において物資の組立等を指導できる者を派遣し、避難所の設営等が円滑に進むよう協力を努めるものとする。

4 乙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（別記第2号様式）により甲に報告するものとする。

（経費等の負担及び請求等）

第5条 甲の要請により乙が調達した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「経費等」という。）は、災害発生時前の直近の価格を基準とし、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

2 前項の経費等については、法第91条の規定に基づき、甲が相当額を負担する。

資料編

3 乙は、前項の経費等を集計し、積算根拠を示す資料を添付して、甲に請求するものとする。

4 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払を行うものとする。

(連絡窓口及び連絡体制)

第6条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を定め、災害時緊急連絡先（別記第3号様式）により相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口に変更が生じたときも、同様とする。

(平常時の協力)

第7条 乙は、甲が実施する災害時に備えた訓練への協力依頼があったときは、可能な範囲において協力するよう努めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関する疑義が生じたとき又はこの協定に定めない事項については、その都度、甲乙協議して決定する。

この協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 2年 9月 23日

甲 埼玉県比企郡滑川町大字福田750-1
滑川町
滑川町長

乙 兵庫県伊丹市東有岡五丁目33番地
セッツカートン株式会社
代表取締役

第1号様式（第2条）

第 年 月 日 号

様

滑川町長



物資供給要請書

災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定書の規定に基づき、下記のとおり物資の供給を要請します。

1. 災害時の状況及び応援を必要とする状況

2. 応援を必要とする物資の内容等

要請期間	要請物資	要請数量	搬入希望場所
月 日 ～ 月 日			

※ 要請数量は、1日当たりの数量とする。

問合せ先
滑川町
担当
TEL
Fax
E-Mail

資料編

第2号様式（第4条）

年 月 日

滑川町長 様

㊟

措置状況報告書

災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定書第4条第3項の規定に基づき、次のとおり供給したことを報告します。

記

措置の状況

実施期間	出荷物資	出荷数量	搬入場所
月 日 ～ 月 日			

問合せ先

担当

TEL

Fax

E-Mail

第3号様式（第6条）

災 害 時 緊 急 連 絡 先

年 月 日現在

企業名：

昼間の連絡先（勤務時間内）		夜間及び休日の連絡先	
担当部署		担当部署	
御担当者		御担当者	
電話番号		電話番号	
F A X		F A X	
代表者様の職・氏名			
御担当者の部署・職・氏名			
備 考			

滑川町

昼間の連絡先（勤務時間内）		夜間及び休日の連絡先	
担当部署		担当部署	
電話番号		電話番号	
F A X		F A X	

※夜間及び休日の場合は警備員または日直が対応後担当部署へ連絡

滑川町 職員一覧			年 月 日現在		
職名	氏名	内線	職名	氏名	内線

※ が滑川町災害対策本部事務局長となります。

9-6 ライフライン復旧関係の協定

(1) 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書（埼玉県電気工事工業組合）

災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

埼玉県と埼玉県電気工事工業組合との「災害時における電気設備等の復旧に関する協定書」の趣旨に基づき、滑川町（以下「甲」という。）と埼玉県電気工事工業組合（以下「乙」という。）との間において、災害時における電気設備等の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の町域内において災害等が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施できることを目的とする。

（支援協力の種類）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- (2) 町内における電気に係る事故防止に関すること。
- (3) 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。
- (4) 前号の規定の通報により、関係機関からの指示に従うこと。
- (5) 災害発生時における復旧に関すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

（支援協力要請の手続き）

第3条 甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、「支援要請書」（別紙様式第1）をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに支援要請書を交付するものとする。

- (1) 支援協力の種類
- (2) 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所等
- (3) 支援協力を希望する期間

（支援協力の実施）

第4条 前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

（復旧作業後の引渡）

第5条 乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に「災害復旧業務完了報告書報告」（別紙様式第2）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、電話により報告し、速やかに「災害復旧業務完了報告書報告」（別紙様式第2）を提出する。

(復旧実施マニュアルの提示)

第6条 乙は甲の要請に対応するために、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

(経費の負担)

第7条 乙が、甲の要請により支援協力を要した経費については、甲・乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人工の価格は、適正な価格とする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成21年4月27日から平成22年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 協定について、疑義を生じた時又は定めのない事項については、甲、乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成21年4月27日

埼玉県比企郡滑川町福田750番地1

甲 滑川町
滑川町町長

埼玉県さいたま市北区宮原1丁目39番地

乙 埼玉県電気工事工業組合
理事長

様式第1（第3条関係）

年 月 日

埼玉県電気工事工業組合 殿
(FAX 048-663-0298)

埼玉県滑川町長

支 援 要 請 書

年 月 日付けで締結した「災害時等における電気設備等の復旧に関する協定書第3条の規定に基づき、下記のとおり要請いたします。

記

1 支援協力の種類

- 電気設備等の被害復旧
- 町内における電気に係る事故防止に関すること。
- 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報し、その指示に従うこと。

2 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所（住所）等

- 避難場所の電気設備等の被害復旧
- 町庁舎等の電気設備等の被害復旧
- その他の施設の電気設備等の被害復旧

- ・施設名：_____
- ・場所（住所）：_____
- ・責任者名：職名 _____ 氏名 _____
- ・電話番号：_____
- ・携帯番号：_____

3 支援協力を希望する期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

様式第2（第5条関係）

年 月 日

埼玉県滑川町長 殿

埼玉県電気工事工業組合

災害復旧業務完了報告書

「災害時等における電気設備等の復旧に関する協定書」第5条の規定により、災害復旧業務が完了いたしましたので報告いたします。

記

要請年月日		
復旧施設名		
場所（住所）		
業務完了年月日		
施設担当責任者名		
作業内容		
作業実施業者名	会社名	
	担当者名	
	電話番号	

(2) 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（東日本電信電話株式会社）

特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

滑川町（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号。その後の改正を含む。)第2条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第3条 特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。

2 特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議のうえ甲が決定するものとする。

3 本条第1項及び第2項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（通信機器等の管理）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

2 甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（電話回線等の配備）

第5条 乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

（移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

2 前項の設置に係る費用については、第4条及び第5条に基づき行うものとする。ただし、設置箇所の移動に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

（利用の開始）

第7条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに

設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合には、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を通知するものとする。

(利用者の誘導)

第 8 条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(利用の終了)

第 9 条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第 10 条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

(定期試験の実施)

第 11 条 甲及び乙は、年に 1 回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙 2 に定める接続試験を実施するものとする。

(故障発見時の扱い)

第 12 条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(目的外利用の禁止)

第 13 条 甲は、第 7 条に規定する利用の開始及び第 11 条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(機密保持)

第 14 条 甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

(協議事項)

第 15 条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその 1 通を保有する。

資料編

平成26年10月15日

甲 埼玉県比企郡滑川町大字福田750番地1
埼玉県比企郡
滑川町長

乙 埼玉県さいたま市浦和区常盤5丁目8番17号
東日本電信電話株式会社
取締役埼玉事業部長

【別紙1】

情報管理責任者（変更）通知書

「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」第3条に基づき、情報管理責任者（正）および（副）を下記のとおり任命する。

【滑川町役場】

情報管理責任者氏名	連絡電話番号
(正)	
(副)	

【東日本電信電話株式会社】

情報管理責任者氏名	連絡電話番号
(正)	
(副)	

滑川町役場
総務政策課長

東日本電信電話株式会社埼玉支店
営業部 公衆電話担当課長

【別紙2】

特設公衆電話 定期試験仕様書

滑川町およびNTT東日本は、下記に定める定期試験を年1回を目安として、実施することに努めることとする。

試験名	実施手順	備考
I. NTTによる回線試験	① NTTから特設公衆電話の電気通信回線（モジュラージャックまで）の回線試験を実施します。	◇ 試験については、自治体様（避難所含む）への事前連絡は実施しません。また、自治体様にて電話機を接続する必要はありません。
	② 回線に異常が確認された場合は、NTTの故障修理者を特設公衆電話の設置場所に派遣します。	◇ 派遣については、事前に自治体様へご連絡いたします。また、回線の正常状態が、確認された場合は、自治体様へのご連絡は実施しません。
	③ ②の場合、NTTの故障修理者が、特設公衆電話の設置場所にて、電気通信回線の修理を実施します。	
II. 滑川町による通話試験（避難所含む）	① 各避難所等にて、モジュラージャックに電話機を接続し、自治体等の固定電話に電話をかけ、正常に通話ができるかの確認を実施します。	
	② 通話が出来ないまたは雑音が入る等、異常が確認された場合は、NTT故障受付部門（局番なしの113）へ連絡願います。	

(3) 災害時におけるLPガス優先供給に関する協定（日本瓦斯株式会社）

災害時におけるLPガス優先供給に関する協定書

滑川町（以下「甲」という。）と日本瓦斯株式会社（以下「乙」という。）とは、滑川町内に地震等による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、LPガスバルクの優先供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（LPガスの優先供給等に関する協力要請）

第1条 災害時において甲がLPガスを必要とするときは、乙に対し災害バルクを設置した学校へ優先供給等について協力を要請することができる。

- ①滑川中学校：埼玉県滑川町大字福田700 980kg貯槽
- ②宮前小学校：埼玉県滑川町羽尾4857-1 980kg貯槽
- ③滑川幼稚園：埼玉県滑川町中尾1530-5 980kg貯槽

2 前項の要請は、次の事項を明らかにして、電話等により要請を行い、後日、速やかに文言でその内容を通知するものとする。

- (1) 協力要請内容及び必要量
- (2) 協力を希望する期間
- (3) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（LPガスの優先供給等に関する協力実施）

第2条 乙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けたときは、LPガスバルクの優先供給を行うものとする。

2 ただし、道路の混雑その他災害の被害が著しい場合はこの限りではない。

3 乙は、前項に関する履行遅滞及び履行不能については責任を負わない。

（費用）

第3条 乙が供給したLPガスの費用については、甲が負担するものとし、価格は災害発生時直前の市場価格とする。

（引き渡し）

第4条 LPガスの引渡場所は甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、物資を確認の上、受領するものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、相互の協力事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災主管課の課長とし、乙においては熊谷営業所所長とする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から効力を有するものとし、毎年2月末日までに甲乙いずれからも翌年度以降も協定の解消の申出がない場合は、自動更新とし、同一内容をもってその効力を持続するものとする。

資料編

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、必要に応じて、甲乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成27年8月5日

甲 埼玉県比企郡滑川町大字福田750番地1
比企郡滑川町
滑川町長

乙 埼玉県熊谷市万吉2706-2
日本瓦斯株式会社 熊谷営業所
所 長

(4) 災害時における燃料の供給に関する協定（埼玉中央農業協同組合）

災害時における燃料の供給に関する協定書

滑川町（以下「甲」という。）と埼玉中央農業協同組合（以下「乙」という。）とは、滑川町内において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、第4条（燃料の種類）に掲げる応急対策の燃料等（以下「燃料」という。）の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、滑川町地域防災計画に基づき、災害時に甲が行う救援活動に対し、甲及び乙が相互に協力して、町民生活の早期安定を図るため、乙の所有する燃料を甲へ供給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において燃料を必要とするときは、乙に対し燃料の供給について協力を要請するものとする。

（要請手続き）

第3条 甲が乙に対して前条に定める協力要請をするときは、協力要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（燃料の種類）

第4条 甲が乙に供給を要請する燃料の種類は、次の通りとする。

- (1) ガソリン
- (2) 重油
- (3) 軽油
- (4) 灯油
- (5) その他甲が指定する物であって、乙が供給可能なもの

（燃料の引渡）

第5条 燃料の受渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員等を派遣し、納品書等を確認のうえ受け取るものとする。

（燃料の価格及び運搬費用）

第6条 乙から供給を受ける燃料の価格は、災害発生直前の適正な価格を基準として甲乙協議し決定するものとし、運搬及び搬出入にかかる費用については甲の負担とする。

（代金の請求）

第7条 乙は、第3条の規定に基づき甲に燃料を納入したときは、前条の規定により定めた価格で、甲にその代金を請求するものとする。

資料編

(代金の支払)

第8条 甲は、乙から前条の規定により請求があったときは、速やかに乙に支払うものとする。

(協定の有効期限)

第9条 この協定の有効期限は、協定の締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヵ月前までに甲乙いずれから解除又は変更の申し出がないときには、同一内容にて更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及び実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年12月21日

比企郡滑川町大字福田750番1
(甲) 滑川町
滑川町長

東松山市加美町1-20
(乙) 埼玉中央農業協同組合
代表理事組合長

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

様

滑川町長

協 力 要 請 書

「災害時における燃料の供給に関する協定書」に基づき、燃料の供給について下記のとおり要請します。

記

納入品目・数量	品 目 名	数 量
	ガソリン	リットル
	重 油	リットル
	軽 油	リットル
	灯 油	リットル
	そ の 他	リットル
納 入 日 時		
納 入 場 所		
そ の 他		

※要請担当者

滑川町（ ）課 担当者（ ）
電 話（ ）

(5) 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社）

災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

滑川町（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社（以下「乙」という。）は、滑川町内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）により、広範囲の長時間停電（以下「大規模停電」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合の早期復旧等に係る甲及び乙による相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、甲乙協議の上、災害時に甲又は乙の職員を甲又は乙に派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

- (1) 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- (2) 乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供
- (3) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時における大規模停電の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

- (1) 停電復旧に係る応急措置の実施
- (2) 電力復旧の支障となる障害物等の除去
- (3) 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
- (4) 住民への停電情報等の周知のための、甲の防災無線、防災メール、広報媒体等の利用

（覚書の締結）

第5条 甲及び乙は、本協定に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項について、必要に応じ、別に覚書により定めるものとする。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

(協定期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年8月31日

埼玉県比企郡滑川町大字福田 750-1
甲 滑川町
滑川町町長

埼玉県熊谷市筑波1丁目113番地
乙 東京電力パワーグリッド株式会社
熊谷支社
熊谷支社長

9-7 輸送関連の協定

(1) 災害時における物資の輸送に関する協定書（社団法人埼玉県トラック協会小川・松山支部）

災害時における物資の輸送に関する協定書

滑川町（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県トラック協会小川・松山支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の輸送（以下「緊急輸送」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 滑川町地域防災計画の災害時応急対策及び自治体の相互応援措置のために、貨物自動車による緊急輸送に関し必要な事項を定め、緊急輸送を迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

（要請の手続）

第2条 甲は、この協定による要請をするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにし、「災害時における緊急輸送業務協力要請書」（様式第1号）（以下「要請書」という。）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、安全に配慮して口頭又は電話等により要請することができるものとし、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

(1) 要請理由

(2) 輸送する物資名、数量及び輸送先

(3) 車両の台数及び運転手等（原則として、運転手及び補助者の2名体制とする）の人数

(4) 輸送年月日（期間）

(5) その他必要とする事項

（実施）

第3条 乙は、甲から緊急輸送の要請があったときは、特別な理由がない限り他に優先して乙に所属する運送事業者を指定し、甲に輸送車両を提供するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定により緊急物資を実施したときは、当該業務の終了後速やかに「災害時における緊急輸送業務実施報告書」（様式第2号）をもって報告するものとする。

(費用の負担)

第5条 乙が第2条の要請により緊急輸送の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の運搬費用については、原則乙が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第10条の規定により国土交通大臣に届出した額によるものとし、補助者（8時間制）の費用は、実際に要した運送作業時間に単価を乗じた額を甲が負担するものとする。
- 3 緊急物資を実施した時期に燃料の高騰が著しい場合は、サーチャージ料を実費請求するものとし、又、実施された緊急輸送に宿泊を伴った場合は、甲が実費を負担し、その他不測要因については、甲、乙間で協議するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第6条 乙は、第2条の緊急輸送終了後、当該の緊急輸送に要した費用を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに乙に支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙の提供した輸送車両が故障その他の理由により緊急輸送を中断したときは、乙は速やかに当該輸送車両を交換してその緊急輸送を継続しなければならない。

- 2 災害時に起因する地盤のゆがみ、道路の寸断等により目的地まで、辿り着けないなど安全な走行を確保できない場合は、乙より道路等の状況を甲に報告し、甲、乙協議のうえ対応を決めるものとする。
- 3 乙の事情とは異なる災害の影響で、車両の故障等により代替え車両が必要となった場合の費用は甲が負担するものとする。

(災害応援活動への適用)

第8条 この協定は、甲が締結した災害応援協定先の自治体に、地震、風水害等の災害が発生し、災害応援活動を行うために貨物自動車による緊急輸送が必要となったときについても適用するものとする。

(期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

- 2 前項の解消の申し出は、期間満了日の1か月前までに相手方に申し出るものとする。

資料編

(協議)

第10条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項については、その都度甲、乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が署名押印のうえ各1通を保有する。

平成24年2月22日

比企郡滑川町大字福田 750 番地 1

甲 滑 川 町
滑 川 町 長

比企郡嵐山町大字菅谷 2 3 3 番地 3

乙 社団法人 埼玉県トラック協会小川・松山支部
支 部 長

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

埼玉県トラック協会

小川・松山支部長

様

滑川町長

災害時における緊急輸送業務協力要請書

「災害時における物資の輸送に関する協定書」第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1. 要請理由 _____

2. 輸送日、輸送物資名、数量及び輸送先等

輸送業務 年月日 (実施日)	輸 送 物資名	数 量	輸 送 先	備 考
年 月 日			地先から 地先まで	

3. その他 _____

年 月 日

滑川町長 様

埼玉県トラック協会
小川・松山支部長

災害時における緊急輸送業務実施報告書

このことについて、「災害時における物資の輸送に関する協定書」第4条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 輸送日、輸送物資名、数量及び輸送先等

輸送業務 年月日 (実施日)	輸 送 物資名	数 量	輸 送 先	備 考
年 月 日			地先から 地先まで	

2. その他

(2) 災害発生時におけるヘリコプターの運航に関する協定書（有限会社あらや石油）

災害発生時におけるヘリコプターの運航に関する協定書

滑川町（以下「甲」という。）と、有限会社あらや石油（以下「乙」という。）は、災害時におけるヘリコプターの運航に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、滑川町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙が所管するヘリコプターを運航し、迅速な人員及び物資の搬送並びに被害状況調査等の活動（以下「救援活動」という。）を実施することを目的とする。

（災害の定義）

第2条 災害とは、次に掲げるものをいう。

(1)災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害

(2)武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律（平成16年法律112号）に規定する武力攻撃災害

（協力要請）

第3条 甲は、災害が発生した場合において、乙に対し、ヘリコプターの運航を要請することができる。

2 前項に規定する要請は、原則として書面によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、後日書面を提出するものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請を受けたときは、事業運営及び気象状況等に支障のある場合を除き、速やかにヘリコプターを運航し、救援活動を行うものとする。

4 乙は、災害が発生した場合において、甲に連絡をとることができず、かつ、甲が危機的な状況に陥っていると判断したときは、第1項の規定による要請がない場合でも、ヘリコプターを運航し、自主的にあらかじめ定められた救援活動を行うことができる。ただし、救援活動開始後、速やかに甲及び関係機関と連携するものとする。

（離着陸場の使用）

第4条 甲は、平時から災害時に使用できる離着陸場を選定しておくものとし、乙は、災害時において、甲が指定する離着陸場を使用できるものとする。

（協力体制）

第5条 甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を確認し、随時更新する。

2 乙は、この協定の効果的な運用を図るため、甲が実施する防災訓練へ事業運営に支障のない範囲において協力するものとする。

（費用負担）

第6条 災害時におけるヘリコプターの運航及び救援活動に係る費用は、原則として乙が負担するものとする。この場合において、乙が国、県その他法人等の補助金又は助成金の申請を行うときは、甲はこれに協力するものとする。

（損害賠償）

第7条 災害時におけるヘリコプターの運航中に発生した事故及び第三者に及ぼした損害等

資料編

(以下「事故等」という。)は、乙がその責めを負うものとする。ただし、事故等が甲の責めに帰すべき理由によるものであるときは、甲がその責めを負うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和5年1月27日

甲 埼玉県比企郡滑川町大字福田 750 番地 1
滑川町
滑川町長

乙 埼玉県川越市大字大仙波 329-2
有限会社あらや石油
代表取締役

9-8 埼玉県・市町村被災者安心支援

(1) 基本協定

埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定

(平成26年3月31日締結)

埼玉県（以下「甲」という。）と埼玉県内の全市町村（以下「乙」という。）は、埼玉県・市町村被災者安心支援に関し、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた埼玉県内の住民及び被害を受けた市町村に対し、甲及び乙が相互扶助の観点から、埼玉県・市町村生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給、埼玉県・市町村家賃給付金（以下「給付金」という。）の支給及び埼玉県・市町村人的相互応援（以下「人的相互応援」という。）のための制度を定めることにより、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、自然災害とは、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第1号に定める自然災害をいう。

2 この協定において、災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

(支援金の制度)

第3条 甲及び乙は、自然災害によりその居住する住宅が全壊等した埼玉県内の世帯に対して、その生活の再建を支援するため、支援金の支援をする。

2 支援金の支給対象世帯、支給額、申請期間その他支援金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(給付金の制度)

第4条 甲及び乙は、自然災害によりその居住する住宅が全壊した埼玉県内の世帯について、特別な理由があるため甲及び乙等が提供する公営住宅等（国家公務員住宅等の公的住宅を含む。）に入居せず民間賃貸住宅に入居した場合、当該世帯に対してその生活の再建を支援するため、給付金の支援をする。

2 給付金の額、申請期間その他給付金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(人的相互応援の制度)

第5条 甲及び乙は、災害により被災した市町村のみでは、十分かつ迅速な応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、速やかな復興に資するため、被災した市町村からの求めに応じ職員を派遣する。

2 職員の派遣方法、派遣期間その他人的相互応援に関し必要な事項は、別に定める。

(疑義等の協議)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関する疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成26年4月1日から適用する。

2 この協定の成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

(2) 生活再建支援金要綱

埼玉県・市町村生活再建支援金に関する要綱

(平成26年3月31日知事決裁)

(趣旨)

第1条 埼玉県(以下「甲」という。)及び埼玉県内の全市町村(以下「乙」という。)は、埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定(以下「基本協定」という。)に基づき、自然災害によりその居住する住宅が全壊等した埼玉県内の世帯の生活の再建を支援するため、これらの世帯に対し埼玉県・市町村生活再建支援金(以下「支援金」という。)の支援をする。

2 前項の支援金の支援に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自然災害 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号。以下「法」という。)第2条第1号に定める自然災害をいう。

(2) 被災世帯 自然災害により被害を受けた世帯であって次に掲げるものをいう。

ア 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯

イ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

ウ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

エ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令(平成10年政令第361号)第2条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(イ及びウに掲げる世帯を除く。次条において「大規模半壊世帯」という。)

(3) 住家被災市町村 支援金の支給対象となる被災世帯が被災時点において居住する市町村をいう。

(支援金の支給)

第3条 甲は県内で被災世帯となった世帯の世帯主(以下「被災世帯主」という。)に対して、当該被災世帯主の申請に基づき、支援金の支給を行うものとする。

2 被災世帯(被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が1である世帯(以下「単数世帯」という。))を除く。以下第4項までにおいて同じ。)の世帯主に対する支援金の額は、100万円(大規模半壊世帯にあつては、50万円とする。以下「基礎支援金」という。)に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額(以下「加算支援金」という。)を加えた額とする。

(1) その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 200万円

- (2) その居住する住宅を補修する世帯 100万円
- (3) その居住する住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を除く。）を賃借する世帯 50万円
- 3 前項の規定にかかわらず、被災世帯が、同一の自然災害により同項各号のうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、100万円（大規模半壊世帯にあつては、50万円）に当該各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、前条第2号ウに該当する被災世帯については、法第3条第4項の規定の例による。
- 5 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、前3項の規定を準用する。この場合において、第2項及び第3項中「100万円」とあるのは「75万円」と、「50万円」とあるのは「37万5千円」と、第2項中「200万円」とあるのは「150万円」と読み替えるものとする。
- 6 被害の程度は住家被災市町村がその認定を行うものとする。
- 7 同一の自然災害により、法による被災者生活再建支援金が支給される被災世帯主に対しては支援金を支給しない。
- 8 被災世帯が、同一の自然災害により第2項第3号の加算支援金又は基本協定第4条の規定に基づく埼玉県・市町村家賃給付金（以下「給付金」という。）のいずれも支給の対象となるときは、当該被災世帯の選択に従い、いずれか一方のみを支給することとし、併給はしない。
- 9 被災世帯が、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第6号に基づき被災した住宅の応急修理の救助を受ける場合には、当該救助に要する費用を超えて自己の費用をもって同一の住宅を補修する場合に、第2項第2号の加算支援金を支給する。
- 10 第1項の規定にかかわらず、埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第2号に規定する暴力団員が属する世帯に対しては支援金を支給しない。

（支給の申請）

- 第4条 支援金の支給を申請するときは、被災世帯主が住家被災市町村を経由して甲に、支援金支給申請書（様式第1号）及び次の各号に掲げる添付書面等を提出することにより行うものとする。
- (1) 住民票（外国人世帯にあつては、外国人登録済証明書）等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市町村が発行する証明書
 - (2) 被災世帯主名義の預貯金通帳のうち、支援金を振り込む口座を確認できる部分の写し
 - (3) 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受けたことが確認できる住家被災市町村の発行する罹災証明書及び住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体したことが確認できる証明書類
 - (4) 加算支援金の支給を申請するときは、前3号に加え住宅を建設、購入、補修若しくは賃貸したこと、又はしようすることが確認できる契約書等の写し
 - (5) その他、甲が指示する書面等
- 2 前項の規定による支援金の支給の申請は、当該支援金の支給に係る自然災害による被害が発生した日から起算して、基礎支援金にあつては13月を経過する日まで、加算支援金にあつては37月を経過する日までに、住家被災市町村に提出して行わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、甲は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により被災世帯主が前項に規定する期間内に支援金の支給の申請をすることができないと認めるときは、その期間を延長することができる。

資料編

4 被災世帯主から申請を受理した住家被災市町村は、申請内容について支援金支給申請に係る進達文書（様式第2号）及び支援金申請者一覧表（様式第3号）を添えて、被災世帯主からの申請書面等を速やかに甲に進達するものとする。

（支給の決定）

第5条 甲は、前条第4項の規定による進達を受理したときは、申請内容を審査の上、支援金の支給についてその可否を決定する。

2 甲は、前項の規定による審査において疑義等が生じた場合には、当該申請を受理した住家被災市町村等に確認又は申請書及び添付書面等の補正等を求めることができる。

（決定の通知）

第6条 甲は、前条第1項の規定による決定の内容を支援金の決定通知書（様式第4号）により被災世帯主に通知するとともに、その写しを当該被災世帯主からの申請を受理した住家被災市町村に送付する。

（支給決定の取消）

第7条 甲は、被災世帯主が次の各号のいずれかに該当した場合には、支援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段によって支援金の支給を受けたとき。

(2) その他、支援金の支給の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反し、又はこの要綱に基づく請求に応じないとき。

2 前項の規定による決定をした場合は、甲は、支援金支給決定取消通知書（様式第5号）により当該被災世帯主に通知するとともに、その写しを当該被災世帯主からの申請を受理した住家被災市町村に送付する。

（支援金の返還）

第8条 規則第17条第1項の規定による返還の命令をする場合は、甲は、支援金返還請求書（様式第6号）により当該被災世帯主に返還を命ずるとともに、その写しを当該被災世帯主からの申請を受理した住家被災市町村に送付する。

2 前項の支援金返還請求書の写しを受理した住家被災市町村は、支援金の返還並びに加算金及び延滞金の納付について、当該被災世帯主と連絡調整を行うものとする。

（他の支給の一時停止等）

第9条 被災世帯主に対し支援金の返還を命じ、当該被災世帯主が当該支援金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、当該被災世帯主に対して、基本協定に基づき他の支給すべき金銭があるときは、相当の限度においてその支給を一時停止し、又は当該金銭と未納付額とを相殺するものとする。

（支援金の財源）

第10条 支援金は、甲の予算から支出するものとする。

2 甲は、前年12月から当年11月までに支給した支援金の総額を集計し、当年12月20日までに、各市町村ごとの負担額を明示し各市町村に負担金を請求するものとする。

3 各市町村は、甲から請求を受けた後、翌年4月末日までに、請求のあった年度の甲の会計に自己の負担金を納付するものとする。

（証拠書類の保存）

第11条 甲及び乙は、この支援金の支給に係る予算及び決算並びに申請受理から支給決定までに関する証拠書類等を支給完了後5年間保管しておかなければならない。

(疑義等の協議)

第12条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱に関する疑義が生じたときは、甲及び乙又は甲及び住家被災市町村が協議して定めるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援金に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に生じた自然災害に係る支援金の支給について適用する。

資料編

様式第1号（第4条第1項関係）

埼玉県・市町村生活再建支援金支給申請書

年 月 日

（市町村経由）

埼玉県知事 ○○ ○○

埼玉県・市町村生活再建支援金の支給を申請します。

申請者氏名

印

支給番号

世帯主以外の方が申請する場合はその理由：

I 被災時の世帯の状況について記入してください。

①数世帯、複数世帯の別を○で囲んでください（単数 ・ 複数）

②世帯主の氏名

	ふりがな	
--	------	--

③被災した住宅の住所

〒

II 被災世帯の現在の住所等を記入してください。

現在の住所	〒
電話番号	()

III 世帯主の支援金の振込先口座を記入してください。

金融機関名		支店名等				種別		口座番号						
						普通・当座・その他								
ゆうちょ銀行	記号					番号								

IV 住宅の被害状況を○で囲んでください。（被災日： 年 月 日）

被害状況
（全壊・半壊解体・敷地被害解体
・大規模半壊・長期避難）

半壊解体・敷地被害解体の場合はその理由：

V

- (1) 申請する基礎支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。
(初めて申請される方は必ず記入してください。2回目以降は、特に必要がない限り空欄のまま結構です。)

区 分	今回申請(A)		受給済(B)		備考 (添付書面等)
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
全壊	100万円	75万円			住民票 預貯金通帳の写し 罹災証明書 その他 ()
解体(半壊・敷地被害)	100万円	75万円			
長期避難	100万円	75万円			
大規模半壊	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
					申請額(A-B) : 万円

- (2) 申請する加算支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入してください。

区 分	今回申請(C)		受給済(D)		備考 (添付書面等)
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
建設・購入	200万円	150万円			契約書の写し その他 ()
補修	100万円	75万円			
賃貸住宅 ※公営住宅入居者除く	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	
					申請額(C-D) : 万円

- 注1) 備考欄の添付書面は、該当するものを○で囲んで(その他の場合は書面名も記入して)ください。
注2) それぞれの支援金について、複数の「区分」に該当する場合は、それらのうちの高い方の額が最終的な支給額になります。既に受給した支援金がある場合は受給済額との差額を「申請額」の欄に記入してください。

- VI 私及び私の世帯の者は暴力団ではありません。また、支給の審査に当たり、私及び私の世帯の者や被災状況等に関する事項を関係機関に確認することについて同意します。

署名 _____ 印 _____

市町村記入欄
(災害名)

資料編

様式第2号（第4条第4項関係）

○ 第 ○○○○ 号
年 月 日

埼玉県知事 ○○ ○○

○○市町村長 ○○ ○○ 印

埼玉県・市町村生活再建支援金支給申請について（進達）

年 月 日に申請された添付の埼玉県・市町村生活再建支援金支給申請書については、下記意見を添えて送付します。

記

支給とする。

支給内容	(1) 支給額 金 _____ 円 (うち、基礎支援金 _____ 円、加算支援金 _____ 円) (2) 支給方法 口座振込支給
------	--

不支給とする。

理 由

担当課名： 担当者： 連絡先：

様式第3号（第4条第4項関係）

埼玉県・市町村生活再建支援金申請者一覧表

災害名：

申請回数(○回目)

番号	申請者氏名	被災時の住所	現住所	連絡先 (TEL)	世帯	被害程度	基礎支援金額の県への申請受理日	基礎支援金額の本人への支給日	基礎支援金額	加算支援金申請理由	加算支援金の県への申請受理日	加算支援金の本人への支給日	加算支援金額	支給総額	備考
1	山田 太郎	〇〇市〇〇 123-4	〇〇市〇〇 123-4	048-123 -4567	複数	全壊			50.0						
2															
3															
4															
5															
6															
7															

（ 申請者 ） 様

埼玉県知事 ○○ ○○ 印

埼玉県・市町村生活再建支援金の決定通知書

年 月 日に申請された埼玉県・市町村生活再建支援金の支給については、下記のとおり決定しますのでお知らせします。

記

支給します。

支給内容	(1) 支給額 金 _____ 円 (うち、基礎支援金 _____ 円、加算支援金 _____ 円) (2) 支給方法 口座振込支給（振込日 _____（予定））
------	---

◎ 埼玉県・市町村生活再建支援金は、埼玉県と県内全市町村が費用を負担して支給するものです。

〔支給の条件〕

埼玉県・市町村生活再建支援金支給申請書及び添付書面等に記載した内容の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ知事の承認を受けてください。

不支給とします。

理 由

様式第5号（第7条第2項関係）

○ 第 ○○○○ 号
年 月 日

（ 申請者 ） 様

埼玉県知事 ○○ ○○ 印

埼玉県・市町村生活再建支援金支給決定取消通知書

年 月 日付け○第 号で支給の決定を通知した埼玉県・市町村生活再建支援金については、下記の理由により支給決定の（全部・一部）を取り消します。

記

〔理由〕

（ 申請者 ） 様

埼玉県知事 上田 清司 印

埼玉県・市町村生活再建支援金返還請求書

年 月 日付け○第 号で支給の決定を通知した埼玉県・市町村生活再建支援金については、下記により返還してください。

記

1 返還の理由

2 返還額

3 返還の期限

4 返還の方法

5 加算金及び延滞金

- (1) 支援金を受領した日から納付の日までの日数に応じて、当該支援金に年10.95%の割合で計算した加算金を納付してください。
- (2) 返還期限までに返還金の納付がない場合は、当該返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、未納付額に年10.95%の割合で計算した延滞金を納付してください。

(3) 家賃給付金要綱

埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱

(平成26年3月31日知事決裁)

(趣旨)

第1条 埼玉県(以下「甲」という。)及び埼玉県内の全市町村(以下「乙」という。)は、埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定(以下「基本協定」という。)に基づき、県内で発生する自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯の生活の再建を図ることを支援するため、埼玉県・市町村家賃給付金(以下「給付金」という。)の支援をする。

2 前項の給付金の支援に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号。以下「法」という。)第2条第1号に定める自然災害をいう。
- (2) 全壊世帯 自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯をいう。
- (3) 住家被災市町村 給付金の支給対象となる全壊世帯が被災時点において居住する市町村をいう。
- (4) 公営住宅等 甲及び市町村営の公営住宅並びに甲及び市町村が斡旋する国家公務員宿舎、雇用促進住宅、独立行政法人都市再生機構の住宅等の公的住宅をいう。

(支給対象世帯)

第3条 甲は、特別な理由により甲又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅(以下「仮住宅」という。)に入居した全壊世帯に対して、給付金を支給する。

2 前項の特別な理由とは、次に定めるものとする。

- (1) 全壊世帯に身体障害者があり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住宅がないこと。
- (2) 全壊世帯に児童又は生徒があり、公営住宅等に入居すると通学区域が変更になること。
- (3) 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院しているかかりつけ医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になること。
- (4) 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、親族の介護、介助が困難になること。
- (5) 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前から飼育しているペットの飼育が困難になること。
- (6) その他、前各号に準ずるやむを得ないと認められる理由

3 第1項の支給対象となる全壊世帯は、当該自然災害のため新たに仮住宅に入居した世帯に限るものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、次に該当する世帯に対しては給付金を支給しない。

- (1) 生活保護のうち住宅扶助を受給している世帯
- (2) 中国残留邦人等に対する支援給付のうち住宅扶助を受給している世帯

資料編

- (3) 国の住居等困窮離職者支援施策における住宅支援給付を受給している世帯（平成26年度まで）
- (4) 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金を受給している世帯（平成27年度から）
- (5) 埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第2号に規定する暴力団員が属する世帯

（給付金の支給）

第4条 甲は県内で被災した前条第1項に規定する全壊世帯（以下「支給対象世帯」という。）の世帯主に対して、当該世帯主の請求に基づき、給付金の支給を行うものとする。

- 2 支給対象世帯の世帯主に対する給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）とし、月額6万円を上限とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、支給対象世帯の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とする。
- 4 被害の程度は住家被災市町村がその認定を行うものとする。
- 5 給付金の支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長12月とする。
- 6 同一の自然災害により、法第3条第2項第3号の規定による被災者生活再建支援金の支給を受ける全壊世帯に対しては、給付金を支給しない。
- 7 全壊世帯が、同一の自然災害により給付金又は基本協定第3条の規定に基づく埼玉県・市町村生活再建支援金（以下「支援金」という。）のいずれも支給の対象となるときは、当該支給対象世帯の選択に従い、いずれか一方のみを支給することとし、併給はしない。

（支給の申請）

第5条 給付金の支給を申請するときは、支給対象得世帯の世帯主が住家被災市町村を經由して甲に、仮住宅の賃貸借契約を締結した日から30日以内に給付金支給申請書（様式第1号）及び次の各号に掲げる添付書面等を提出することにより行うものとする。

- (1) 住民票（外国人世帯にあつては、外国人登録済証明書）等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる市町村が発行する証明書
 - (2) 住宅が全壊の被害を受けたことが確認できる住家被災市町村の発行する罹災証明書
 - (3) 仮住宅の賃貸借契約書の写し
 - (4) 公営住宅等に入居しない特別な理由を証明する書面等
 - (5) 被災世帯主名義の預貯金通帳のうち、給付金を振り込む口座を確認できる部分の写し
 - (6) その他、甲が指示する書面等
- 2 前項の規定による給付金の支給の申請は、当該給付金の支給に係る自然災害による被害が発生した日から起算して、3月を経過する日までに住家被災市町村に提出しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、やむを得ない事情により支給対象世帯の世帯主が、これらの規定に定める期間内に給付金の支給の申請をすることができないと認めるときは、その期間を延長することができる。
 - 4 支給対象世帯の世帯主から申請を受理した住家被災市町村は、申請内容について給付金支給申請に係る進達文書（様式第2号）及び給付金申請者一覧表（様式第3号）を添えて、支給対象世帯の世帯主からの申請書面等を速やかに甲に進達するものとする。

（支給の決定）

第6条 甲は、前条第4項の規定による進達を受理したときは、申請内容を審査の上、給付金の支給についてその可否を決定する。

2 甲は、前項の規定による審査において疑義等が生じた場合には、当該申請を受理した住家被災市町村等に確認又は申請書及び添付書面等の補正等を求めることができる。

(決定の通知)

第7条 甲は、前条第1項による決定の内容を給付金の決定通知書(様式第4号)により支給対象世帯の世帯主に通知するとともに、その写しを当該世帯主からの申請を受理した住家被災市町村に送付する。

(支給の請求)

第8条 給付金の支給の決定を受けた者(以下「支給決定世帯主」という。)は、給付金の支給を受けようとするときは、給付金の支給を受けようとする月の末日までに給付金請求書(様式第5号)に関係書類を添えて、住家被災市町村に提出しなければならない。

2 前項の規定による請求を受理した住家被災市町村は、請求内容を確認の上、速やかに甲に進達するものとする。

(支給の時期)

第9条 甲は、前条の規定により請求があった場合には、請求のあった月の翌月の末日までに、支給決定世帯主に給付金を支給するものとする。

(支給決定の取消)

第10条 甲は、支給決定世帯主が次の各号のいずれかに該当した場合には、給付金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段によって給付金の支給を受けたとき。

(2) その他、給付金の支給の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反し、又はこの要綱に基づく請求に応じないとき。

2 前項の規定による決定をした場合は、甲は、給付金支給決定取消通知書(様式第6号)により支給決定世帯主に通知するとともに、その写しを当該世帯主からの申請を受理した住家被災市町村に送付する。

(給付金の返還)

第11条 規則第17条第1項の規定による返還の命令をする場合は、甲は、給付金返還請求書(様式第7号)により当該支給決定世帯主に返還を命ずるとともに、その写しを当該世帯主からの申請を受理した住家被災市町村に送付する。

2 前項の給付金返還請求書の写しを受理した住家被災市町村は、給付金の返還並びに加算金及び延滞金の納付について、当該支給決定世帯主と連絡調整を行うものとする。

(他の支給の一時停止等)

第12条 支給決定世帯主に対し給付金の返還を命じ、当該支給決定世帯主が当該給付金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、当該支給決定世帯主に対して、基本協定に基づき他の支給すべき金銭があるときは、相当の限度においてその支給を一時停止し、又は当該金銭と未納付額とを相殺するものとする。

(給付金の財源)

第13条 給付金は、甲の予算から支出するものとする。

2 甲は、前年12月から当年11月までに支給した給付金の総額を集計し、当年12月20日までに、各市町村ごとの負担額を明示し各市町村に負担金を請求するものとする。

3 各市町村は、甲から請求を受けた後、翌年4月末日までに、請求のあった年度の甲の会計に自己の負担金を納付するものとする。

資料編

(証拠書類の保存)

第14条 甲及び乙は、この給付金の支給に係る予算及び決算並びに申請受理から支給決定までに關する証拠書類等を支給完了後5年間保管しておかなければならない。

(疑義等の協議)

第15条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱に関する疑義が生じたときは、甲及び乙又は甲及び住家被災市町村が協議して定めるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に生じた自然災害に係る給付金の支給について適用する。

様式第1号（第5条第1項関係）

年 月 日

（市町村経由）

埼玉県知事 ○○ ○○

申請者氏名

埼玉県・市町村家賃給付金支給申請書

埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第5条の規定により、埼玉県・市町村家賃給付金の支給について下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、私及び私の世帯の者は暴力団ではありません。また、支給の審査に当たり、私及び私の世帯の者や被災状況等に関する事項を関係機関に確認することについて同意します。

記

全壊世帯主の氏名 <small>ふりがな</small>			
全壊住宅の住所	〒		
仮住宅の住所	〒	電話番号	
仮住宅賃貸借契約者 〔※世帯主でない場合はその理由〕			
仮住宅賃貸借契約締結日			
申請する給付金の額	月額	円	仮住宅の家賃
			入居世帯員の人数
	月額	円	人
公営住宅等に入居しない理由			
仮住宅入居予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
世帯主の振込先口座	金融機関名：		支店名：
	種別：普通、当座、その他		口座番号：
	■ゆうちょ銀行		
	記号：		番号：
添付書面等	(1)住民票、(2)罹災証明書、(3)仮住宅の賃貸借契約書の写し、 (4)公営住宅等に入居しない理由を証明する書面等、 (5)預貯金通帳の写し、(6)その他		

資料編

様式第2号（第5条第4項関係）

○ 第 ○○○○ 号
年 月 日

埼玉県知事 ○○ ○○

○○市町村長 ○○ ○○ 印

埼玉県・市町村家賃給付金支給申請について（進達）

年 月 日に申請された添付の埼玉県・市町村家賃給付金支給申請書については、下記の意見を添えて送付します。

記

支給とする。

支給内容	(1) 支給額 月額 円 (2) 支給期間 年 月から仮住宅を退去する日の属する月 又は 年 月のいずれか早い月まで (3) 支給方法 <input type="checkbox"/> 口座振込支給
------	--

不支給とする。

理 由

担当課名： 担当者： 連絡先：

様式第3号（第5条第4号関係）

埼玉県・市町村家賃給付金申請者一覧

申請回数(○回目)

市町村：

番号	申請者氏名	仮住宅の 賃貸借契約者名	全壊住宅の住所	仮住宅の住所	連絡先（TEL）	仮住宅の 賃貸借契約締結日	仮住宅入居予 定期間	申請する給付金額 （月額）	仮住宅の 家賃	世帯員数	申請受理日	支給開始日	備考
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													

資料編

様式第4号（第7条関係）

○ 第 ○○○○ 号
年 月 日

（ 申請者 ） 様

埼玉県知事 ○○ ○○ 印

埼玉県・市町村家賃給付金の決定通知書

年 月 日に申請された埼玉県・市町村家賃給付金の支給については、
下記のとおり決定しますのでお知らせします。

記

支給します。

支給内容	(1) 支給額	月額	円
	(2) 支給期間	年 月から仮住宅を退去する日の属する月 又は 年 月のいずれか早い月まで	
	(3) 支給方法	口座振込支給	

◎ 埼玉県・市町村家賃給付金は、埼玉県と県内全市町村が費用を負担して支給するものです。

〔支給の条件〕

埼玉県・市町村家賃給付金支給申請書及び添付書面等に記載した内容の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ知事の承認を受けてください。

不支給とします。

理由

様式第5号（第8条第1項関係）

埼玉県・市町村家賃給付金請求書

年 月 日

（市町村経由）

埼玉県知事 ○○ ○○

請求者 住 所
氏 名 印
電話番号

埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第8条の規定により、埼玉県・市町村家賃給付金の支給について下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 _____ 円（ _____ 年 _____ 月分）
- 2 支給決定のあった支給期間
年 _____ 月から仮住宅を退去する日の属する月
又は _____ 年 _____ 月のいずれか早い月まで
- 3 振込先 金融機関名 _____ 本・支店
口座種目 _____ 普通・当座
口座番号 _____
フリガナ
口座名義人 _____

■ゆうちょ銀行

記 号 _____
番 号 _____
フリガナ
口座名義人 _____

※ 埼玉県・市町村家賃給付金支給申請書に記載した口座としてください。

◎ 仮住宅の家賃を支払ったことが確認できる書類（領収書の写し等）を添付してください。

資料編

様式第6号（第10条第2項関係）

○ 第 ○○○○ 号
年 月 日

（ 申請者 ） 様

埼玉県知事 ○○ ○○ 印

埼玉県・市町村家賃給付金支給決定取消通知書

年 月 日付け○第 号で支給の決定を通知した埼玉県・市町村家賃給付金については、下記の理由により支給決定の（全部・一部）を取り消します。

記

〔理由〕

様式第7号（第11条第1項関係）

○ 第 ○○○○ 号
年 月 日

（ 申請者 ） 様

埼玉県知事 ○○ ○○ 印

埼玉県・市町村家賃給付金返還請求書

年 月 日付け○第 号で支給の決定を通知した埼玉県・市町村家賃給付金については、下記により返還してください。

記

1 返還の理由

2 返還額

3 返還の期限

4 返還の方法

5 加算金及び延滞金

- (1) 給付金を受領した日から納付の日までの日数に応じて、当該給付金に年10.95%の割合で計算した加算金を納付してください。
- (2) 返還期限までに返還金の納付がない場合は、当該返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、未納付額に年10.95%の割合で計算した延滞金を納付してください。

(4) 人的相互応援要綱

埼玉県・市町村人的相互応援に関する要綱

(平成26年3月31日締結)

(趣旨)

第1条 埼玉県(以下「甲」という。)及び県内の全市町村(以下「乙」という。)は、埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定(以下「基本協定」という。)に基づき、県内で発生する災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援し、もって被災者の速やかな生活の再建を支援するため、被災市町村に職員を短期間派遣する埼玉県・市町村人的相互応援(以下「人的相互応援」という。)を実施する。

2 人的相互応援に関しては、災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定(平成19年5月1日締結)(以下「相互応援基本協定」という。)及び災害時の相互応援に関する実施要領にかかわらず、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 被災市町村 災害により、住民や管内の公共物に被害が発生した市町村をいう。

(人的相互応援の制度)

第3条 甲及び乙は、被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。

(派遣要請の手続)

第4条 被災市町村の長は、甲又は乙に職員の短期派遣を要請しようとするときは、派遣要請依頼書(様式第1号)により、次に掲げる事項を明らかにして、甲に派遣の要請を依頼するものとする。

- (1) 派遣に係る人数及び職種
 - (2) 派遣に係る業務内容
 - (3) 派遣に係る期間
 - (4) 派遣場所及び派遣場所への経路
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 前項第3号の期間は、短期間のものに限る。
- 3 甲は、前項の依頼を受けたときは、市町村又は甲の機関に対して派遣の可否についての照会をする。
- 4 甲は、前項の派遣の可否についての回答を基に、職員の派遣をする市町村(以下「派遣市町村」という。)又は甲の機関(以下「派遣機関」という。)と派遣に係る人数など第1項各号に規定する事項について調整する。
- 5 甲は、前項の調整をしたときは、派遣調整結果通知書(様式第2号)により、調整結果を派遣の要請を依頼した被災市町村(以下「要請市町村」という。)、派遣市町村及び派遣機関に通知するものとする。
- 6 前項の通知を受けた要請市町村は派遣市町村又は派遣機関に対して、派遣要請書(様式第3号)を提出する。
- 7 特段の理由がない限り、前項に規定する派遣要請書の提出及び受領によって要請市町村及び派遣

市町村又は派遣機関は、派遣についての合意をしたものとみなす。

(派遣の実施)

第5条 前条第6項の派遣要請書を受理した派遣市町村又は派遣機関は速やかに職員の派遣を実施する。

(派遣の調整)

第6条 甲は、前条の規定による派遣が迅速かつ円滑に実施されるよう、派遣の調整を行うことができる。

(派遣の取扱い)

第7条 第5条の規定により職員を派遣する場合の取扱いは、短期の職務命令による派遣の扱いとする。ただし、要請市町村と派遣市町村及び派遣機関が別途協議し、これと異なる取扱いをすることを妨げない。

2 派遣市町村及び派遣機関から派遣される職員は、要請市町村において、要請市町村の職員が行う業務の補助を行う。

(疑義等の協議)

第8条 この要綱に定めのない事項又はこの要綱に関する疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 前項に規定する協議について、そのいとまがないときには、甲、要請市町村、派遣市町村及び派遣機関等の派遣に関わる関係者が、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に生じた災害に係る人的相互応援について適用する。

2 この要綱の成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

埼玉県・市町村人的相互応援 派遣要請依頼書

埼玉県知事 ○○ ○○

○○市町村長 ○○ ○○ 印

下記のとおり、職員の派遣を要請したいので依頼します。

記

派遣要請市町村	市町村名	
	担当課名	
	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX/メール	
要請日時		
派遣に係る人数及び職種		
派遣に係る業務内容		
派遣に係る期間(※)		
派遣場所		
派遣場所への経路		
その他必要な事項		

※ 派遣に係る期間は、短期間とします。

【埼玉県連絡者】

所属	
職名・氏名	
電話	

様式第2号（第4条第5項関係）

埼玉県・市町村人の相互応援 派遣調整結果通知書

〇〇市町村長 〇〇 〇〇 様

埼玉県知事 〇〇 〇〇 印

下記のとおり、職員の派遣の調整結果について通知します。

記

派遣市町村 又は 派遣機関	名称	
	担当課名	
	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX/メール	
派遣市町村 又は 派遣機関	名称	
	担当課名	
	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX/メール	

【埼玉県連絡者】

所 属	
職名・氏名	
電 話	

埼玉県・市町村人的相互応援 派遣要請書

埼玉県知事 ○○ ○○ 様

又は

○○市町村長 ○○ ○○ 様

○○市町村長 ○○ ○○ 印

埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定第5条及び埼玉県・市町村人的相互応援に関する要綱第4条第5項に基づき、下記のとおり職員の派遣を要請します。

記

要請日時	
派遣に係る人数及び職種	
派遣に係る業務内容	
派遣に係る期間(※)	
派遣場所	
派遣場所への経路	
その他必要な事項	

※ 派遣に係る期間は、短期間とします。

担当課名	
担当者職名・氏名	
電話番号	
FAX/メール	

(5) 申合せ事項

埼玉県・市町村被災者安心支援に関する申合せ事項

平成26年3月31日決定

- 1 埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定に規定する埼玉県・市町村生活再建支援金及び埼玉県・市町村家賃給付金については、埼玉県及び県内の全市町村が費用を負担して支給する。
- 2 埼玉県と全市町村との負担割合は、埼玉県が3分の2、全市町村が3分の1を負担する。
- 3 各市町村の負担割合は、全市町村負担分の2割を均等割、残り8割を世帯数割とする。
- 4 前記3の世帯数は、各年度4月1日時点における官報で告示された直近の国勢調査数値を採用する。
- 5 埼玉県は、前記1の費用について一定額を毎年度、当初予算で措置する。
- 6 全市町村は、前記1の費用を、原則として毎年度当初予算で科目存置する。ただし、各市町村の状況により、一定額を毎年度当初予算で措置することや発災時に補正予算で措置することでもよい。

10 参考資料

10-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

平成13年3月23日
埼玉県告示第393号

最終改正 令和3年8月10日告示第932号

災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第九条第一項及び第十一条の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を次のとおり定め、平成十二年四月一日から適用する。

昭和四十年埼玉県告示第六百三号（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償について）は、平成十二年三月三十一日限り廃止する。

第一章 救助の程度、方法及び期間

第一条 災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「令」という。）第三条第一項の規定による救助の程度、方法及び期間の基準は、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）第四条第一項各号及び第二項に掲げる救助の種類ごとに、本章の定めるところによる。

（避難所及び応急仮設住宅の供与）

第二条 法第四条第一項第一号及び第二項の避難所並びに同条第一項第一号の応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施すること。

ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）として、一人一日当たり三百三十円以内とすること。

ニ 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ホ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができること。

ヘ 法第四条第一項第一号の避難所を開設できる期間は、災害発生の日から七日以内とし、同条第二項の避難所を開設できる期間は、法第二条第二項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とすること。

二 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、

民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ 建設型応急住宅

- (1) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。
- (2) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、五百七十一万四千元以内とすること。
- (3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。
- (4) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できること。
- (5) 建設型応急住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。
- (6) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとすること。
- (7) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。

ロ 賃貸型応急住宅

- (1) 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。
- (2) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。
- (3) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、イ(6)と同様の期間とすること。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第三条 法第四条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に定める救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとすること。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千百六十円以内とすること。

ニ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

二 飲料水の供給

イ 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

資料編

ハ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第四条 法第四条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。この場合においては、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定すること。

イ 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

一人世帯

一万八千八百円（夏季）

三万二千二百円（冬季）

二人世帯

二万四千二百円（夏季）

四万四百円（冬季）

三人世帯

三万五千八百円（夏季）

五万六千二百円（冬季）

四人世帯

四万二千八百円（夏季）

六万五千七百円（冬季）

五人世帯

五万四千二百円（夏季）

八万二千七百円（冬季）

世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額

七千九百円（夏季）

一万千四百円（冬季）

ロ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

一人世帯

六千百円（夏季）

一万円（冬季）

二人世帯

八千三百円（夏季）

一万三千円（冬季）

三人世帯

一万二千四百円（夏季）

一万八千四百円（冬季）

四人世帯

一万五千百円（夏季）

二万九千九百円（冬季）

五人世帯

一万九千円（夏季）

二万七千六百円（冬季）

世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額

二千六百円（夏季）

三千六百円（冬季）

四 生活必需品の給与等は、災害発生の日から十日以内に完了するものとする。

（医療及び助産）

第五条 法第四条第一項第四号の医療及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療

イ 災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

（1）診療

（2）薬剤又は治療材料の支給

（3）処置、手術その他の治療及び施術

（4）病院又は診療所への収容

（5）看護

ニ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とすること。

ホ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から十四日以内とすること。

二 助産

イ 災害発生の日以前又は以後の七日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものに対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

（1）分べんの介助

（2）分べん前及び分べん後の処置

（3）脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

ニ 助産を実施できる期間は、分べんした日から七日以内とすること。

（被災者の救出）

資料編

第六条 法第四条第一項第五号の被災者の救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。
- 二 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。
- 三 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から三日以内とすること。

(被災した住宅の応急修理)

第七条 法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
- 二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

イ ロに掲げる世帯以外の世帯 五十九万五千元

ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十万円

- 三 住宅の応急修理は、災害発生の日から三月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六月以内）に完了すること。

(生業に必要な資金の貸与)

第八条 法第四条第一項第七号の生業に必要な資金の貸与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものであること。
- 二 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものであること。
- 三 生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とすること。

イ 生業費

一件当たり 三万円

ロ 就職支度費

一件当たり 一万五千元

- 四 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものであること。

イ 貸与期間 二年以内

ロ 利子 無利子

- 五 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一月以内に完了しなければならないこと。

(学用品の給与)

第九条 法第四条第一項第八号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通

信制の課程を含む。) 、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。) に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とすること。

イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童

一人当たり 四千五百円

(2) 中学校生徒

一人当たり 四千八百円

(3) 高等学校等生徒

一人当たり 五千二百円

四 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内に完了しなければならないこと。

(埋葬)

第十条 法第四条第一項第九号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

二 原則として棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺(附属品を含む。)

ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)

ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十一万五千二百円以内、小人十七万二千円以内とすること。

四 埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

(死体の搜索及び処理)

第十一条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第一号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の搜索

イ 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

ハ 死体の搜索は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

二 死体の処理

資料編

イ 災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当り三千五百円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当り五千四百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

ホ 死体の処理は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

第十二条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第二号の災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が十三万七千九百円以内とすること。

三 障害物の除去は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

（救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第十三条 法第四条第一項各号及び第二項の救助を実施するに当たり必要な場合は、救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ 被災者（法第四条第二項の救助にあつては避難者）の避難に係る支援

ロ 医療及び助産

ハ 被災者の救出

ニ 飲料水の供給

ホ 死体の搜索

ヘ 死体の処理

ト 救済用物資の整理配分

二 救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

三 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とすること。

第二章 実費弁償

(実費弁償)

第十四条 法第七条第五項の実費弁償は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 令第四条第一号から第四号までに規定する者

イ 日当（一人一日当たり）

(1) 医師及び歯科医師

二万七千七百円以内

(2) 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士

一万五千百円以内

(3) 保健師、助産師、看護師及び准看護師

一万五千六百円以内

(4) 土木技術者及び建築技術者

一万五千二百円以内

(5) 救急救命士

一万四千七百円以内

(6) 大工

二万五千六百円以内

(7) 左官

二万六千八百円以内

(8) とび職

二万七千三百円以内

ロ 時間外勤務手当

職種ごとに、イの(1)から(8)までに定める日当額を基礎とし、常勤県職員との均衡を考慮して算定した額以内とすること。

ハ 旅費

職種ごとに、イの(1)から(8)までに定める日当額を基礎とし、常勤県職員との均衡を考慮して職員の旅費に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第二十号）において定める額以内とすること。

二 令第四条第五号から第十号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とすること。

第三章 災害救助事務

(救助事務費)

第十五条 法第十八条第一項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）

は、次の各号に定めるところによる。

一 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とすること。

イ 時間外勤務手当

ロ 賃金職員等雇上費

ハ 旅費

ニ 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）

ホ 使用料及び賃借料

ヘ 通信運搬費

ト 委託費

二 各年度において、前号の救助事務費に支出できる費用は、法第二十一条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る前号イからトまでに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第四百四十三条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。

イ 三千万円以下の部分の金額については百分の十

ロ 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九

ハ 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八

ニ 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七

ホ 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六

ヘ 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五

ト 五億円を超える部分の金額については百分の四

三 前号の「救助事務費以外の費用の額」とは、第二条から第十三条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び第十四条に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第九条第二項に規定する損失補償に要した費用の額、令第八条第二項に定めるところにより算定した法第十二条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第十九条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第二十条第一項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。

前 文（抄）（平成十四年五月十七日告示第九百四十三号）

平成十四年四月一日から適用する。

前 文（抄）（平成十八年四月二十八日告示第八百十三号）

平成十八年四月一日から適用する。

前 文（抄）（平成二十六年五月二十三日告示第七百七十一号）

平成二十六年四月一日から適用する。

前 文（抄）（平成二十七年五月一日告示第四百九十二号）

平成二十七年四月一日から適用する。

前 文（抄）（平成三十年五月二十五日告示第五百七十四号）

平成三十年四月一日から適用する。

前 文（抄）（令和二年二月二十八日告示第百三十三号）

令和元年十月十二日から適用する。

前 文（抄）（令和三年八月十日告示第九百三十二号）

10-2 避難所運営マニュアル

(平成18年12月滑川町)

町は、避難所の開設、運営、閉鎖など管理運営に関して定めたマニュアルを次のとおり定める。

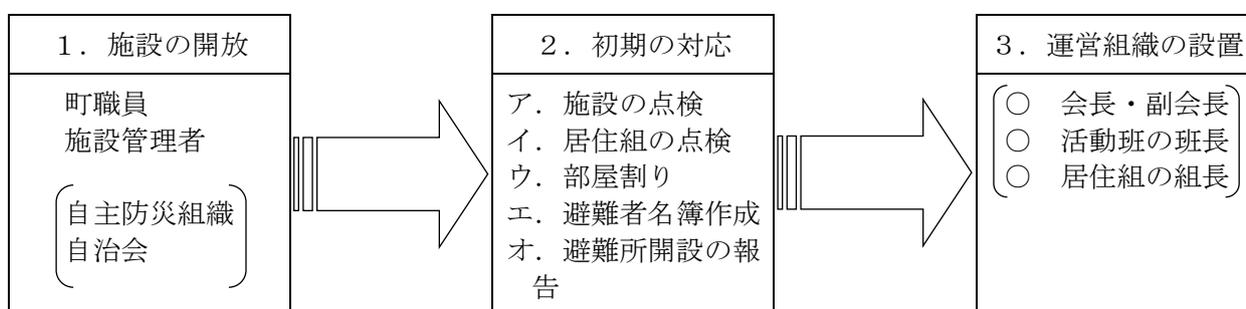
滑川町 町有施設避難所運営マニュアル

第1章 避難所の運営

地震等の大災害時には、被災地から避難を必要とする多くの人が集まってくる。

町職員や施設管理者がすぐに避難所に到着できない場合で、直ちに避難所を解放する必要があるときは、自主防災組織又は自治会の代表者が、施設の安全を確認した後に開放し、避難者を受け入れる体制を整える必要がある。

なお、避難者の受入れに当たっては、要配慮者のうち特段の配慮を必要とする者について、別棟の避難所を確保するように努める。



1 避難所の開設

(1) 初期の対応

避難所の開設は、町職員又は施設管理者が行い、本格的な避難所組織ができるまでは避難所の運営に当たり、迅速に次の仕事を行う。

ア 施設の点検

- ・ 施設の危険状況を確認する。
- ・ 危険度判定は、専門の資格保持者（応急危険度判定士又は建築士）を伴って行う。
- ・ 危険と認められる場合は、立ち入り禁止とし、表示する。

イ 居住組の編成

- ・ 世帯と地域を単位とし、居住組の編成をする。
- ・ 居住組の編成には、血縁関係や居住地域を考慮する。
- ・ 地域内に居住していない避難者（観光客、通勤、通学者）については、年齢や性別等を考慮して居住組を編成する。
- ・ 介護が必要な要配慮者は、心身の障害の特質に応じた居住空間の確保を特別に配慮したうえ、居住者とともに居住組を編成する。
- ・ 盲導犬、介助犬等、生活上必要不可欠な動物又は家族同様に生活の支えとなっている動物と寝食をともにする避難者については、居住空間の確保を特別に配慮したうえ、居住組を編成する。
- ・ 居住組の目安は、40人程度とする。
- ・ 組長及び副組長は、避難者が孤立しないよう生活上の配慮をする。

ウ 部屋割り

- ・ 施設内のどの部分を避難所として利用するかを決定する。
- ・ 避難者全員分の居住空間を確保する。
- ・ 介護が必要な要配慮者を優先して部屋割りをする。

エ 避難者名簿の作成

- ・ 記入用紙を各世帯に配布し、記入してもらう。…………… (様式 1)
- ・ 名簿は、居住組別に整理する。
- ・ 避難者の状況（現在数・退所者数・入所者数）を整理する。

オ 避難所開設の報告…………… (様式 2)

- ・ 避難所を開設したときは、避難者数、負傷者数、連絡窓口等を災害対策本部へ報告する。

(2) 運営組織の設置

- ・ 避難所の運営は、避難者自身による自主組織を中心とする。
- ・ 避難所を運営するためには、居住組の組長の会議により、会長及び副会長を選出する。
- ・ 避難所の運営組織は、会長、副会長と各活動班の班長、各居住組の組長で構成する。
- ・ 活動班は、「総務班」、「情報班」、「食料・物資班」、「施設管理班」、「保健・衛生班」、「ボランティア班」で構成する。
- ・ 各活動班の班員は、各居住組の組長から推薦を受けて、会長が指名する。
- ・ 各活動班の班長は、班員の中から会長が指名する。
- ・ 女性に配慮した避難所運営を行うため、運営組織には、複数の女性を参加させる。
- ・ 町職員又は施設管理者は、運営組織が設置されたときに事務を引き継ぐとともに、円滑に組織が運営できるようにサポートする。

2 運営会議

運営会議は、避難所の円滑な運営を図るために開催する。

(1) 要領の作成

- ・ 運営組織は、会議を開催するために、「町有施設避難所運営会議要領」を作成する。…………… (様式 3)

(2) 会議の運営

- ・ 会長は、「町有施設避難所運営会議要領」に基づき、会議を開催し、円滑に運営する。

(3) 決定事項の処理

会議の決定事項は、次のとおり処理する。

- ・ 災害対策本部に報告・要請する。
- ・ 居住組の組長を通じて、避難者に周知する。
- ・ 活動班の班長を通じて、班員に周知する。

3 活動班の役割

多くの避難者が共同生活を行っていくためには、多くの役割分担が必要となるので、役割の内容に応じた活動班を設け、効率よく作業等を行う。

(1) 総務班の仕事

ア 避難者の管理

(ア) 避難者名簿の管理

- ・ 避難者の状況（現在数・退所者数・入所者数）を把握し、常に最新の名簿に更新する。

(イ) 入所者・退所者の管理

- 入所者がいたら
 - ・ 新しい入所者に記入用紙を渡し、記入してもらい、名簿に加える。
 - ・ 空いているスペースを確認して、部屋割りを行う。
 - ・ 避難所の生活ルールについて、新しい入所者に説明する。
- 退所者がいたら
 - ・ 退所者の退所日時、連絡先などを記録する。
 - ・ 退所者の空きスペースを把握し、新しい入所者のために活用する。
 - ・ 退所者の情報（避難者名簿に記載されている情報）は、そのまま残す。
- (ウ) 外泊者等の管理……………（様式 4）
 - ・ 外泊（出）届け用紙を作成し、氏名、期間、連絡先等を記載してもらう。
 - ・ 各組の組長を通じ、外泊（出）届けを受理し、外泊者等を把握する。
- イ 問い合わせへの対応
 - ・ 安否確認に対応する。
 - ・ 避難者への伝言を掲示する。
- ウ 部屋割り
 - ・ 避難者のプライバシーを確保するため、来客者には居住空間には立ち入らせないで、入口近くに面会所を用意して対応する。
- エ 取材への対応
 - ・ 取材に当たっての注意事項を伝える。……………（様式 5）
 - ・ 取材をする場合には、受付用紙に記載させる。……………（様式 6）
 - ・ 避難者の寝起きする居住空間での見学・取材は禁止する。
 - ・ 避難者のプライバシーを確保するため、取材には、必ず班員が立ち会う。
- オ 郵便物・宅配便の荷物の取次ぎ
 - ・ 郵便物及び宅配便の荷物は、郵便局員及び宅配業者から直接避難者へ手渡しさせる。
- カ 記録
 - ・ 避難所の運営を記録する。…（避難所の記録日誌等が必要か）検討作成
- キ 困りごと相談
 - ・ 生活の困りごとを相談する窓口を設置する。

(2) 情報班の仕事

- ア 情報収集
 - (ア) 関係機関からの情報収集
 - ・ 各種機関へ連絡を取り、必要な情報を収集する。
 - (イ) 他の避難所との情報交換
 - ・ 避難所の混雑を防ぐため、避難者の受入れ状況について、地域内の避難所との情報を交換し必要な情報を公開する。
 - (ウ) 各種マスメディアからの情報収集
 - ・ テレビ、ラジオ、新聞などにより、情報収集する。
- イ 災害対策本部への情報伝達
 - ・ 避難所の状況を定期的に報告する。
 - ・ 運営会議の要望を伝達する。
- ウ 避難所内への情報伝達
 - ・ 掲示板を作成し設置する。

- ・ 避難所内での情報伝達は、掲示板への記載又は張り紙を用いることとし、併せて館内放送や口頭で知らせる。
- ・ 避難者へ定期的に掲示板を見るように呼びかける。
- ・ 掲示板に記載する情報には、掲示開始日時を記載する。

(3) 食料・物資班の仕事

ア 食料・物資の調達

- ・ 必要な食料・物資を災害本部に要請する。
- ・ 各避難者に持ち寄った食料の提供を呼びかける。

イ 食料・物資の受入

- ・ 食料・物資受入簿を作成する。…………… (様式 7)
- ・ 食料・物資の受入のための専用スペースを設ける。
- ・ 食料・物資の受入・仕分けに必要な人員を確保する。

ウ 食料の管理・配給

(ア) 食料の管理

- ・ 食料管理簿を作成する。…………… (様式 8)
- ・ 食料の種類と在庫数を常に把握しておく。
- ・ 食料の保管には、十分な注意を払う。
- ・ 不要な食料は、災害対策本部に返却する。

(イ) 食料の配給

- ・ 食料は、世帯単位とし、代表者に配給する。
- ・ 食料は、要配慮者に優先して配給する。

エ 物資の管理・配給

(ア) 物資の管理

- ・ 物資管理簿を作成する。…………… (様式 9)
- ・ 物資の種類と在庫数を常に把握しておく。
- ・ 物資の管理には、十分に注意を払う。
- ・ 不要な物資は、災害対策本部に返却する。

(イ) 物資の配給

- ・ 物資の配給は、世帯単位とし、代表者に配給する。
- ・ 物資は、要配慮者に優先して配給する。

(4) 施設管理班の仕事

ア 危険箇所への対応

- ・ 余震が発生した場合には、専門家による施設の危険度判定を要請する。
- ・ 危険箇所は、「立ち入り禁止」を表示する。
- ・ 危険箇所の補修を施設管理者に要請する。

イ 防火・防犯

- ・ 火気取扱場所及び喫煙場所を指定する。
- ・ 火気取扱いに注意を呼びかける。
- ・ 夜間の当直制度を設ける。
- ・ 夜間の巡回を行い、外部者の出入をチェックする。

(5) 保健・衛生班の仕事

ア 医療・介護

- ・ 近隣の救護所の開設状況を把握する。
- ・ 医療機関の開設状況を把握する。
- ・ 健康相談を行う窓口を設ける。
- ・ 医薬品の種類、数量について把握する。
- ・ 傷病者について把握する。
- ・ 避難所での生活が困難なものについては、施設や病院への収容を要請する。

イ トイレ

- ・ 使用可能状況を調べる。
- ・ トイレ用水を確保する。
- ・ 仮設トイレを設置する。

ウ 衛生管理

- ・ 「手洗い」を徹底させる。
- ・ 食器の衛生管理を徹底させる。
- ・ 風邪など感染症の防止に努める。

エ 生活用水の管理

- ・ 生活用水は用途に応じて分ける。
- ・ 節水に努める。

オ 清掃

(ア) 共用部分の清掃

- ・ 居住組を単位として当番制を作り、交代で清掃を実施させる。

(イ) 居室部分の清掃

- ・ 居室の清掃を実施させる。

カ ゴミ

- ・ 避難所敷地内にゴミ集積所を設置する。
- ・ ゴミの分別収集を徹底し、ゴミ集積所を清潔に保つ。

キ ペット

- ・ ペット飼育者名簿を作成する。…………… (様式 10)
- ・ 敷地内の屋外にペットハウス(テントなど)を設け、飼育する。
- ・ ペットの飼育は、飼い主に全責任を持って行わせる。

(6) ボランティア班の仕事

- ・ ボランティア受付簿を作成する。…………… (様式 11)
- ・ ボランティアセンターの登録を確認する。
- ・ ボランティアの役割分担を決める。
- ・ ボランティアに名札や腕章を着用させる。

第2章 生活の配慮とルール**1 生活の配慮**

避難所で多くの被災者が快適な共同生活を送るために、次の事項に配慮する。

(1) プライバシーの配慮

m²/1人

- ・ 個人情報の取扱いについては、十分注意する。

資料編

- ・ 間仕切りの設置により個人や世帯のプライバシーを保護する。
 - ・ プライバシーに関することは、直接本人に伝える。
- (2) 要配慮者等への配慮
- ・ 高齢者、障害者、その他生活に特別な配慮を必要とする避難者には、一人ひとりの心身の状況に応じた生活ができるように配慮する。
 - ・ 視覚障害者や移動の不自由な高齢者や障害者には、音声による情報提供を行う。
 - ・ 固形食の摂取が困難な高齢者や障害者の食事に配慮する。
 - ・ 高齢者や障害者用に専用の洋式トイレを用意する。
- (3) 女性への配慮
- ・ 専用のトイレ、着替えや授乳場所を確保する。
 - ・ 女性専用の相談窓口を設置する。
- (4) 外国人への配慮
- ・ 外国人には、使用する言語や生活習慣に配慮する。
 - ・ 日本語の放送に合わせ、外国語の放送にも努める。
 - ・ 掲示板への記載及び案内表示については、外国語表記のものを用意する。
 - ・ 相談窓口には、通訳を配置するよう努める。
 - ・ 資料は、外国語の資料も用意する。

2 生活のルール周知

多くの避難者が共同生活を送るため、「避難所生活の心得」を定め、避難者に周知できるようわかりやすい場所に掲示し、あわせて入居者に配布する。…………… (様式 12)

3 避難所運営のための様式類等

避難所の案内図、施設の配置図、各種の様式をあらかじめ作成しておく。

- | | |
|---------------------------|-----------|
| (1) 案内図(周辺地図)…………… | 省 略 |
| (2) 施設の配置図(現況、使用予定図)…………… | 省 略 |
| (3) 避難所名簿用紙…………… | (様式 1) |
| (4) 避難所開設報告…………… | (様式 2) |
| (5) 避難所の運営会議要領…………… | (様式 3) |
| (6) 外泊届け用紙…………… | (様式 4) |
| (7) 取材者への注意事項…………… | (様式 5) |
| (8) 取材者受付用紙…………… | (様式 6) |
| (9) 食料・物資受入簿…………… | (様式 7) |
| (10) 食料管理簿…………… | (様式 8) |
| (11) 物資管理簿…………… | (様式 9) |
| (12) ペット飼育者名簿…………… | (様式 10) |
| (13) ボランティア受付簿…………… | (様式 11) |
| (14) 避難所生活の心得…………… | (様式 12) |
| (15) 避難所伝言掲示板…………… | (様式 13) |

(様式 2)

避難所状況報告書(第1報)～開設後すぐに報告

- ※ 避難所を開設したら、災害対策本部(0493-56-4068)までファックスしてください。
 ファックスが使えない場合には、下記通信欄の内容を(0493-56-2211)まで電話で連絡してください。
- ※ 第1報です。わかる範囲でかまいませんから、速やかに報告してください。

避難所名		災害対策本部受信者名
開設日時	年 月 日 時 分	
避難理由	避難指示 ・ 自主避難	

報告日時		報告者名	
避難所連絡手段	FAX	電話	その他
避難所の状況等	避難者数 避難世帯数	人 [男性 人・女性 人]	
	避難所の応急危険度判定	未実施 ・ 安全 ・ 要注意 ・ 危険	
	ライフラインの状況	断水 ・ 停電 ・ ガス停 ・ 電話不通 ・ 携帯電話普通	
	緊急を要する事項(負傷者等の状況を中心に箇条書きで記入してください。)		
参集した避難所担当者名			
参集した施設管理者名			

(様式 3)

町有施設避難所運営会議要領

(目的)

第1条 町有施設避難所の運営について協議するため、町有施設避難所運営会議（以下「運営会議」という。）を設ける。

(構成)

第2条 運営会議は、会長、副会長、活動班の班長及び居住組の代表者各1名をもってあてる。

(協議)

第3条 運営会議は、避難所の円滑な運営を図るため、必要な事項について協議する。

主な協議事項は以下のとおり。

- (1) 役員の選出
- (2) 避難所の運営方針
- (3) 行政機関への要請、申し入れ
- (4) ボランティアの受け入れ
- (5) マスコミ取材への対応方針
- (6) 避難所のルールづくり
- (7) 活動班の編成
- (8) その他必要な事項

(運営会議の組織)

第4条 運営会議には、次の役員を置く。

主な協議事項は以下のとおり。

- | | |
|-------------|-----|
| (1) 会長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 各活動班の班長 | 1 名 |

(役員の職務)

第5条 会長は、運営会議を代表し、避難所の事務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 各活動班の班長は、班を総括する。

(活動班)

第6条 運営会議に、次の活動班を設ける。また、必要に応じて、活動班を新設、統合する。

- (1) 総務班
避難者の管理、問い合わせへの対応、来客者への対応、取材への対応、郵便・宅配便の荷物の取次ぎ、避難所運営の記録、困りごと相談窓口の設置など
- (2) 情報班
情報収集、災害対策本部への情報伝達、避難所内への情報伝達など
- (3) 食料・物資班
食料・物資の調達、食料・物資受け入れ、食料の管理・配給、物資の管理・配給など
- (4) 施設管理班
危険箇所への対応、防火・防犯
- (5) 保健・衛生班
医療・介護、衛生管理、生活用水の管理、ゴミ、トイレ、清掃、ペットに関すること
- (6) ボランティア班
ボランティアの受け入れ

(会議)

第7条 運営会議は、毎日朝8時に定例会を開催し、会長が議長となる。また、避難所の運営活動等のため会長が必要と認めたとき臨時に会議を開催する。

(疑義)

第8条 避難所の運営について、この要領に定められていない事項又は疑義が生じた場合は、その都度運営会議で協議して決定する。

(様式 4)

外 泊(出) 届		
(ふりがな)		居 住 組
氏 名		
外 泊 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	
日 数	合 計 日	
同 行 者	(ふりがな)	居 住 組
	氏 名	
	(ふりがな)	居 住 組
	氏 名	
	(ふりがな)	居 住 組
	氏 名	
	(ふりがな)	居 住 組
	氏 名	
	(ふりがな)	居 住 組
	氏 名	
	(ふりがな)	居 住 組
	氏 名	
緊 急 の 場 合 の 連 絡 先	外出先住所	
	外出先電話	

※ 緊急の場合の連絡先は希望する人で結構ですが、その場合は、組長へ連絡がとれるように注意してください。

(様式 5)

取材をされる方へ

当避難所内にて取材を行う場合は、以下の点に留意くださるようお願いいたします。

- ◆ 避難所内では身分を明らかにしてください。
 - ・ 避難所内では、胸などの見えやすい位置に必ず「取材者バッチ」を携帯してください。
- ◆ 避難者のプライバシー保護にご協力ください。
 - ・ 避難所内の見学の際には、係員の指示に従ってください。
 - ・ 見学できる部分は、避難所の共有空間のみです。居住空間や避難所の施設として使用していない部分については立入禁止とします。
 - ・ 避難所内の撮影や避難者へインタビューする場合には、必ず係員の許可をとってください。勝手に避難者へ話かけたり、カメラを向けたりすることはくれぐれも謹んでください。
- ◆ 取材に関する問い合わせは総務班までお願いします。
 - ・ 取材が終わった旨、受付へ届出をしてください。
 - ・ 本日の取材内容に関するオンエアや記事発表の予定に変更が生じた場合には、下記連絡先まで連絡をお願いします。また、本日の取材に関する不明な点などにつきましても同様に下記連絡先へお問い合わせください。

町有施設避難所 ()

〒355-

滑川町大字 番地

TEL 0493 - -

(様式 6)

取材者用受付用紙

(お帰りの際にも必ず受付へお立ち寄りください。)

受付日時		受付日時	
年 月 日 時 分		年 月 日 時 分	
代 表 者	(ふりがな)		
	氏 名		
	所 属		
	住 所 連絡先 電 話	〒	
同 行 者	(ふりがな)		
	氏 名	所 属	
	(ふりがな)		
	氏 名	所 属	
	(ふりがな)		
	氏 名	所 属	
	(ふりがな)		
	氏 名	所 属	
取材目的	※ オンエア、記事発表などの予定 :		
避難所側添付者 氏名		(名刺添付箇所)	
特記事項			

(様式 8)

食 料 管 理 簿

在庫数量確認月日		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/				
内容	種 類	(残存数量記入欄)																
長期 保存 可能 食品	米																	
	レトルト飯																	
	乾パン																	
	インスタントスープ																	
	インスタントラーメン																	
	缶詰																	
炊 出 用 食 品	生肉																	
	野菜																	
	生卵																	
	練製品																	
	生麺																	
	果物																	
飲 料 水	ミネラルウォーター																	
	お茶																	
	ジュース																	
調 味 料	醤油																	
	ソース																	
	砂糖																	
	塩																	
	だしの素																	
そ の 他	粉ミルク																	

(様式 9)

物資管理簿

在庫数量確認月日		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
内容	種類	(残存数量記入欄)													
衣 料 品	男性衣料	上着													
		ズボン													
		下着													
		靴下													
		パジャマ													
		防寒着													
		履物													
	女性衣料	上着													
		ズボン・スカート													
		下着													
		靴下・ストッキング													
		パジャマ													
		防寒着													
		履物													
	子供衣料	上着													
		ズボン・スカート													
		下着													
		靴下													
		ベビー服・肌着													
	生 活 用 品	履物													
		生理用品													
大人用オムツ															
乳児用オムツ															
ティッシュペーパー															
トイレットペーパー															
シャンプー・リンス															
石鹸・洗剤															
歯ブラシセット															
	鍋・フライパン														
	包丁・まな板														
	皿(平皿・深皿)														
	箸・スプーン・フォーク														

(様式 10)

ペット飼育者名簿

No. 1

	飼育者 住所・氏名	動物の 種類	性別	体格	毛色	その他 (退所日時等)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

(様式 11)

ボランティア受付簿

No. _____

受付日	年 月 日
-----	-------

(町有施設避難所名：)

No.	氏名・住所・電話	性別	職業	過去のボランティア経験の有無とその内容	
	氏名 住所 電話	男・女		有・無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男・女		有・無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男・女		有・無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男・女		有・無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男・女		有・無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男・女		有・無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男・女		有・無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男・女		有・無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男・女		有・無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男・女		有・無	(活動内容)

(様式 12)

町有施設避難所生活の心得

この避難所は、避難者自らによる助け合いや協働の精神により、自主的に運営されています。この避難所のルールは以下のとおりです。

- 1 この避難所は地域の防災拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、避難者の代表からなる運営会議を組織します。
 - 運営会議は、毎日朝 8 時に定例会議を開きます。
 - 運営会議は、総務班、情報班、食料・物資班、施設管理班、保健・衛生班、ボランティア班の各班を避難者から編成します。
- 3 避難者は、電気、水道などライフラインが復旧するところを目処に閉鎖します。
- 4 避難者は家族単位で登録します。新しく避難した方は、総務班に連絡してください。また、退所する方は総務班に転出先を連絡してください。
- 5 犬・猫などのペットは、屋外のペットハウスで飼育してください。
- 6 職員室、調理室、保健室など施設管理上立ち入ることを制限する場所もあります。「立入禁止」「使用禁止」「利用上の注意」等の指示、張り紙には必ず従ってください。
- 7 食料、物資の配給は、食料・物資班が行います。
 - 食料、物資等の配給は平等ですが、緊急の場合には、高齢者、子供、妊産婦などを優先します。
 - 食料、物資等は、世帯ごとの配給とします。
 - ミルク、おむつなど特別な要望は食料・物資班にお申し出ください。
 - 物資が不足する場合に、手持ちの食料などの提供をお願いする場合があります。また、自宅に立ち入ることが可能な場合は、一度自宅に戻って、備蓄食料や毛布などを避難所へお持ちください。
- 8 消灯は、夜 10 時です。
 - 廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とします。
- 9 公衆電話は緊急用とします。携帯電話の使用は、所定の場所以外では禁止とします。
- 10 所定の場所以外での、喫煙、飲酒を禁止します。また、裸火の使用も禁止します。
- 11 不審な人物を見かけたら、施設管理班まで連絡してください。
- 12 各種要望は、運営会議で検討して災害対策本部に要請しますので、各班までお申し出ください。

町有施設避難所 ()

〒355-

滑川町大字 番地

TEL 0493 - -

(様式 13)

町有施設避難所()伝言掲示板

月 日 時 現在

避難者 状況	大	男	人	小	男	人
	人	女	人	人	女	人
食料 配給時間	朝		昼		夜	
	時 ~		時 ~		時 ~	
物資状況	不足物資					
	配布可能物資					
清掃時間	午前 時 ~		午前 時			
本日 当直担当者	居住組			居住組		
	氏名			氏名		
運営会議 開催	日時 :		月 日		時 ~	
	場所 :					
ライフライン 状況	電気 :			電話 :		
	ガス :			鉄道 :		
	水道 :			道路 :		
災害対策本部 連絡事項						
郵便物 宅配便 荷物保管状況	(郵便物)			(宅配便)		
他地区避難所 状況						

10-3 避難行動要支援者避難支援

(1) 避難行動要支援者避難支援プラン

滑川町避難行動要支援者避難支援プラン (全体計画)

平成28年3月

目 次

- 第1章 総 則
 - 1 目 的
 - 2 位置付け
 - 3 構 成
 - 4 避難行動要支援者
 - 5 避難支援等関係者
- 第2章 避難行動要支援者情報の収集・共有
 - 1 避難行動要支援者情報の収集
 - 2 避難行動要支援者情報の共有
- 第3章 避難支援態勢
 - 1 救助班の設置
 - 2 関連機関との連携
 - 3 避難援助者の決定
- 第4章 情報伝達等
 - 1 避難に関する情報
 - 2 情報伝達ルート
 - 3 避難行動要支援者への広報
 - 4 防災情報の周知
- 第5章 避難誘導
- 第6章 安否確認
 - 1 安否情報の方法
 - 2 安否情報窓口の設置
- 第7章 被災した避難行動要支援者への支援
 - 1 避難所等における支援
 - 2 福祉避難場所の設置
- 第8章 防災意識の啓発
- 第9章 避難支援プラン（個別計画）の作成
 - 1 作成の推進
 - 2 避難行動要支援者の登録
 - 3 守秘義務の確保
 - 4 「個別計画」の管理
 - 5 「個別計画」の更新

第1章 総則

1 目的

近年、新潟県中越沖地震・東北地方太平洋沖地震など大規模災害や集中豪雨、竜巻や大雪などの自然災害が多く発生しており、ひとり暮らしの高齢者や障がい者等の自力で避難が困難な者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援体制の整備が重要課題となっている。

また、災害が発生した場合や災害の発生の恐れがある場合に、避難を迅速かつ的確に実施するため、本町における避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方などを明らかにすることが重要となる。

これらのことから、避難行動要支援者が、地域で安心して、安全に暮らすため、災害に備えた避難行動要支援者に関する情報提供、災害時の避難情報の伝達、避難誘導・援助、救助体制等の避難支援体制の整備を図るために「避難行動要支援者避難支援プラン」を作成するものである。

2 位置付け

避難行動要支援者避難支援プランは、「滑川町地域防災計画」の避難行動要支援者等の安全確保対策について、策定が位置づけられている。作成にあたって国の「災害時要援護者の避難支援ガイドプラン（平成18年3月）」を踏まえ、平成23年6月に「滑川町災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」を策定した。その後、平成25年8月に国が示した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針」に基づき「滑川町避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」として改訂したものである。

3 構成

避難行動要支援者避難支援プランは、避難支援プランの目的や基本方針等を定めた「全体計画」と避難行動要支援者一人ひとりのプランを定めた「個別計画」により構成する。

「全体計画」では、避難行動要支援者全般に係る体制や災害発生時の対応、「個別計画」の作成方針等との基本的な事項について定める。

「個別計画」では、「全体計画」に基づき、避難などの際に、特に人的支援を要する避難行動要支援者一人ひとりの状況を考慮し、具体的な事項について定める。基本的に本人や家族などの希望により作成される。

4 避難行動要支援者

避難行動要支援者とは、次の条件のいずれかに適合する者とする。ただし、施設入所者は、施設で対応するため、対象外とする。

- (1) 介護保険法に規定する要介護状態区分が要介護3、4及び5の者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害程度の等級が1級及び2級の者
- (3) 療育手帳の交付を受けている者で、障害の程度が、④及びAの者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、障害程度の等級が1級の者
- (5) 75歳以上の者のみで構成する世帯の者
- (6) その他、災害時の支援が必要と認められる者

5 避難支援等関係者

避難支援等関係者とは、次に掲げる避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる関係者とする。

- (1) 民生委員・児童委員
- (2) 滑川町社会福祉協議会
- (3) 自主防災会及び自治会
- (4) (1)から(3)のほか、避難支援等関係者として町長が認める者

第2章 避難行動要支援者情報の収集・共有

1 避難行動要支援者情報の収集

災害時の避難などについて、特に人的支援を要する避難行動要支援者情報の収集は、次の方式により行い、避難行動要支援者名簿及び避難支援プラン（個別計画）を作成（登録）していく。

また、これらの方式をより多くの避難行動要支援者に周知し、避難行動要支援者名簿への登載及び災害時避難支援プラン（個別計画）の作成（登録）を呼びかけるため、町は必要な措置を講じるものとする。

（1）手上げ方式

災害時の避難支援を希望し、平常時から自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員等（以下「避難支援等関係者」という。）に個人情報を開示することに同意する者は、登録申請書に必要な事項を記入し、町長に提出（登録）するものとする。当該記載事項に変更が生じた場合も同様とする。

（2）同意方式

民生委員・児童委員等と連携し、地域において支援が必要な人を把握し、登録を直接働きかける。

登録に際しては、手上げ方式と同様に個人情報を開示することについて、避難行動要支援者から同意を得るものとする。

2 避難行動要支援者情報の共有

災害発生時に、避難行動要支援者への情報伝達や安否確認及び避難誘導等の支援を的確に行うためには、避難行動要支援者の把握や避難支援等関係者間での情報の共有が必要となる。

このため 町の各所管は通常業務等を通じて日頃から避難行動要支援者の居住地や生活状況等を把握し、災害時にはこれらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくものとする。

3 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者を含む名簿情報の提供

（1）災害が発生し又は災害が発生する恐れがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために名簿情報の提供が特に必要であると町長が認めるときは、その同意の有無に関わらず避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。

（2）町長は、緊急に名簿情報を提供する場合の名簿情報漏えい防止のための必要な措置を講ずるよう努め、避難支援等関係者その他の者に対し適正な情報管理を図るよう指導する。

第3章 避難支援体制

1 救助班の設置

町は、災害時における避難行動要支援者の支援、安全確保のために健康福祉課・町民保険課・健康づくり課に救助班を設置し、次の業務を担当する。

（1）避難行動要支援者の把握、避難支援、生活支援に関すること。

（2）福祉避難所の開設、運営に関すること。

（3）福祉施設の被害調査など福祉分野に関すること。

2 関係機関との連携

避難行動要支援者の支援は、地域（近隣）の共助の力が重要となる。このため、町は、避難支援等関係者以外の避難援助者や社会福祉協議会等の関係機関・団体と連携し、避難支援体制の構築を推進する。

また、地域における避難行動要支援者の支援に関する人材育成に努めるなど、支援体制の充実を図る。

3 避難支援等関係者の決定

町は個々の避難行動要支援者に対し、近隣に居住し、災害時に避難誘導等の援助を行える避難支援等関係者を避難支援プラン（個別計画）の作成を通じて定めることとする。避難支援等関係者を決定する際には、避難支援等関係者となる者及び避難行動要支援者の意向を踏まえ、避難支援等関係者と連携を図り、複数名選出するものとする。

なお、避難支援等関係者の選定にあたっては、避難行動要支援者本人に対し、避難支援等関係者による支援は任意の協力により行われるものであることや、避難支援等関係者の不在や被災などにより、支援が困難となる場合もあり得ることも十分に周知するものとする。

第4章 情報伝達等

1 避難に関する情報

災害発生時をはじめ、災害が発生するおそれがある場合は、住民の安全を確保するために、町は高齢者等避難や避難指示及び緊急安全確保を発令することとする。

2 情報伝達ルート

救助班は、在宅の避難行動要支援者に対しての避難情報を、それぞれのニーズに応じ、避難支援等関係者、福祉関係団体等との協力により、確実に伝達するよう努める。

3 避難行動要支援者への広報

町は、県、放送事業者と連携し、FAX や文字放送など多様な媒体を用いて災害情報等広報を行う。

4 防災情報の周知

救助班を所管する課等、福祉避難所設置予定箇所の位置や避難経路等防災情報を平常時から確認するよう、避難行動要支援者への周知に努めるとともに、特に避難行動要支援者を支援する人や関係機関・団体の地域防災に関する意識の向上を図るものとする。

■避難情報の種類と判断の目安

種 別	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況 	<p>危険な場所から高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。またハザードマップやマイタイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できた場合は、自らの判断で屋内安全確保の準備をする。 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇の恐れがある河川沿いでは、準備が整い次第、当該災害に対応した避難（指定緊急避難場所へ立退き避難または屋内安全確保）をすることが強く望まれる。

種 別	発令時の状況	住民に求める行動
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<p>危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への立退き避難を行う。 平時からハザードマップやマイタイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できている場合は、自らの判断で屋内安全確保を行う。
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生^{※1}又は切迫^{※2}している状況 ※1 災害発生 堤防の決壊により河川の氾濫発生や集中的な土砂災害の発生 ※2 災害の切迫 水位の推定値等から河川が氾濫している可能性があるとして判断できる場合や、集中的な土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い気象状況 	<p>〈警戒レベル5 緊急安全確保が発令された場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害が発生又は切迫し、命の危険がある状況となっており、緊急に身の安全を確保する。 指定緊急避難場所への立退き避難がかえって危険となるため「近くの堅固な建物への退避」や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」へと行動変容する。 災害が発生・切迫している状況を市町村が確実に把握できるとは限らないので、必ず発令される情報ではない。したがって、居住者等は平時からハザードマップやマイタイムライン等を確認し、近隣の災害リスクと警戒レベル5 緊急安全確保が発令された際に取りるべき行動を検討する。

第5章 避難誘導

災害発生時をはじめ、災害が発生するおそれがあるため、避難情報等を発令した場合、町は、安全な地域への避難誘導を行う。

この際、特に人的支援を要する避難行動要支援者については、「個別計画」に基づいて、避難支援等関係者が支援する。

避難困難な状況にある場合、救助班は、福祉関係団体等に協力を要請するとともに公用車等による移送を行う。

このため、平常時から町、避難支援等関係者の役割分担を明確にしつつ連携して対応する。

また、避難行動要支援者自身も、自宅から避難所等まで、実際に避難支援等関係者と共に、避難経路を確認するよう周知する。

第6章 安否確認

1 安否確認の方法

救助班は、職員による調査班を編成し、各居室に取り残された避難行動要支援者の安否確認を実施する。その際、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿等を活用し、避難支援等関係者や社会福祉協議会等の関係機関・団体の協力を得ながら行う。

2 安否情報窓口の設置

町は、避難支援等関係者や関係機関・団体による安否確認、安否情報の集約、避難行動要支援者に係る問い合わせ等に一元的に対応するため、救助班に安否情報窓口を設置する。

第7章 被災した避難行動要支援者への支援

1 避難所等における支援

(1) 避難所での対策

救助班は、被災した避難行動要支援者の状況を把握し、避難所において次のような対策を行う。

- ・必要となる介護、介助要員、用具の種別・規模、その他介護に必要な状況を把握するための、ケアサービスリストの作成
- ・段差の解消に必要な踏み板、プライバシー確保のためのパーティション（間仕切り）、簡易ベット、車いす、紙おむつ等必要な設備・物資の確保及び設置
- ・可能な限り少人数部屋、専用トイレ等要配慮者専用スペースの確保
- ・適温食と高齢者等に配慮した食事の供給、ホームヘルパー等の派遣
- ・手話通訳の派遣、ボランティアによる個別情報伝達等の広報支援

(2) 社会福祉施設等への一時入所

救助班は、避難所で介護等が困難な避難行動要支援者を、可能な限り社会福祉施設等へ入所させるため、社会福祉施設等への一時受け入れを要請する。

(3) 相談体制の確立

救助班は、庁舎に福祉担当職員、福祉関係者、ソーシャルワーカー等を配置し、安否情報を確認するとともに、総合的な相談に応じる。特に災害によるメンタルケアの充実を図るものとする。

(4) 巡回サービスの実施

福祉班は、福祉担当職員、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師などによりチームを編成し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

2 福祉避難所の設置

福祉避難所は、避難地域の状況に応じ、町の公共施設等に福祉避難所を設置して、避難所にて避難生活が困難な避難行動要支援者を収容する。

福祉避難所設置予定箇所

- ・滑川町保健センター
- ・療護園滑川
- ・滑川珠美園
- ・生活介護事業所たけのこ
- ・ふれあい大笑庵

第8章 防災意識の啓発

避難行動要支援者が迅速かつ適切に避難を行うためには、避難行動要支援者本人を含めた近隣住民同士の日頃からの繋がりや信頼関係が不可欠であることから、声かけや見守り活動を通じ、平常時から避難支援等関係者を中心とした近隣住民のネットワークをつくる必要がある。

また、安全な避難をするためには、避難支援等関係者だけでなく、避難行動要支援者自身が災害に備えておくことも重要となる。

このため、町は地域防災訓練において、避難行動要支援者に配慮した訓練を実施する。

さらに、各地域で行われる防災訓練を支援するとともに、地域住民や関係団体等に積極的な参加を促し、避難行動要支援者と避難支援等関係者が避難誘導や安否確認等訓練を実施することによる、支援体制の充実及び地域全体の防災意識の向上を図る。

第9章 避難支援プラン（個別計画）の作成

1 作成の推進

災害が発生し又はそのおそれが高まったときに、避難行動要支援者の避難誘導等を迅速かつ適切に実施するためには、避難行動要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの避難所等に避難させるかを、あらかじめ定めておく必要がある。

このため、救助班を所管する課等は避難支援等関係者の協力を得ながら、「個別計画」の作成を推進する。

2 避難行動要支援者の登録

「個別計画」は、第2章「避難行動要支援者情報の収集・共有」における手上げ方式や同意方式に基づいて登録する制度により、避難などについて、特に自力での避難が難しい者及び家族などの避難の支援が受けられない者を基本とし、本人や家族などの希望により作成する。

3 守秘義務の確保

「個別計画」は、一人ひとりの避難行動要支援者を対象としていることから、避難行動要支援者の個人情報が多く含まれている。

このため、「個別計画」は、避難行動要支援者本人、家族及び町の必要最低限の関係所管のほか、避難行動要支援者本人が個人情報の提供に同意した避難支援等関係者に配布する。

その際には、守秘義務の徹底と名簿情報漏えいの防止に必要な措置を講じ、個人情報の保護に努める。

4 「個別計画」の管理

「個別計画」の内容は、配布先とした者以外が閲覧することのないようにするとともに、災害発生時の緊急の閲覧に支障を来さないように留意する。

また、個別計画を電子情報で保管する場合は、パスワード等を使用して管理し、紙媒体で保管する場合は、施錠付きの保管庫に保管する等、情報管理に十分配慮する。

5 「個別計画」の更新

「個別計画」は、災害時に迅速かつ適切な避難を行うため、常に最新の情報となるよう更新に努める。

具体的には、個別計画の内容に変更が生じた場合や本人等からの変更（取消）の相談があった場合は、その都度速やかに更新する。

(2) 実施要綱

滑川町避難行動要支援者避難支援プラン実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）に基づき、居宅で生活する高齢者、障がい者等が、安全かつ安心して暮らすことができる地域づくりを推進するため、災害時又は災害が発生するおそれがあるときにおける支援を地域の中で受けることができる体制の整備を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「避難行動要支援者」とは、次の条件のいずれかに適合する者（施設入所者は除く。）のうち、災害時又は災害が発生するおそれがあるときにおける地域での支援を希望する者であって、その支援を受けるために必要な個人情報を自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等（以下「避難支援等関係者」という。）へ提供することに同意した者をいう。

- (1) 介護保険法に規定する要介護状態区分が要介護3、4及び5の者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害の程度が1級及び2級の者
- (3) 療育手帳の交付を受けている者で、障害の程度が㊤及びAの者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、障害の程度が1級の者
- (5) 75歳以上の者のみで構成する世帯の者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、災害時の支援を希望する者

(避難行動要支援者の登録)

第3条 町長は、次項の規定により避難行動要支援者の登録を行うものとする。

2 登録を希望する避難行動要支援者は、滑川町避難行動要支援者登録申請書兼台帳（様式第1号。以下「申請書兼台帳」という。）に、必要な情報を記載して、町長に申請するものとする。この場合において、避難支援等関係者以外の近隣に居住し避難誘導等の援助を行うことができる者（以下「避難援助者」という。）の項目を記載するときには、当該避難援助者の同意を得なければならない。

3 町長は、申請書兼台帳の申請を受けた後、速やかに内容を確認し、民生委員・児童委員の協力を得て避難行動要支援者の把握及び登録に必要な調査を行うものとする。

4 登録を希望する避難行動要支援者で、障がい等により自ら申請することが困難な場合には、代理人による申請をすることができる。

(申請書兼台帳の保管及び名簿の作成等)

第4条 町長は、申請書兼台帳の申請を受け、必要な調査を行った後、申請書兼台帳を登録台帳として保管するものとする。

2 町長は、申請書兼台帳を基に滑川町避難行動要支援者登録名簿（様式第2号。以下「名簿」という。）を作成し、当該名簿を当該避難行動要支援者の避難支援等関係者に提供するものとする。

（避難支援等関係者による支援）

第5条 避難支援等関係者は、避難行動要支援者に対し、名簿を活用して次に掲げる支援を行うものとする。

（1）災害時又は災害が発生するおそれがあるときにおける情報伝達、安否確認、避難誘導等の支援

（2）前号の支援を容易にするための日常生活において行う見守り活動等の支援

（避難支援等関係者の遵守事項）

第6条 避難支援等関係者は、前条各号に掲げる支援以外の目的で名簿を使用してはならない。

2 避難支援等関係者は、名簿に記載された個人情報及び支援活動上知り得た個人情報を漏らしてはならない。その役割を離れた後も同様とする。

3 避難支援等関係者は、名簿を紛失しないよう厳重に保管するとともに、適切な管理をしなければならない。

4 避難支援等関係者は、日常生活において行う見守り活動等において、避難行動要支援者の登録事項に変更が生じたことを知ったときは、速やかに町長に報告しなければならない。

（登録事項の変更等）

第7条 避難行動要支援者は、申請書兼台帳に記載された事項に変更が生じたとき、又は登録を取り消すときは、滑川町避難行動要支援者登録変更（取消）届出書（様式第3号。次項において「届出書」という。）を町長に届け出なければならない。

2 避難行動要支援者で、障がい等により自ら届出書を提出することが困難な場合には、代理人、避難支援等関係者又は避難援助者による届出をすることができる。

3 町長は、前2項の規定による届出があったときに、又は変更等が生じたことを知ったときは、申請書兼台帳及び名簿の内容を変更し、又は取り消すとともに、避難支援等関係者にその旨を通知するものとする。

（制度の周知）

第8条 町長は、広報誌等を通じて、この要綱に定める制度の周知を図るものとする。

2 避難支援等関係者は、避難行動要支援者避難支援プランの周知に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月30日から施行する。

10-4 指定文化財一覧

(1) 国指定文化財

種別・種類	名称 (ふりがな)	員数	所在地または所在の場所	所有者または保持者 (管理者)	指定年月日
有・彫	木造阿弥陀如来坐像 (もくぞうあみだによらいざぞう)	1 軀	滑川町和泉 1681	泉福寺	(旧国宝) 1913/8/20 1950/8/29 (名称変更) 1964/5/26

※上記の他に、地域を定めない種指定の国の天然記念物である「ミヤコタナゴ」がある。

(2) 県指定等文化財

① 県指定文化財

種別・種類	名称 (ふりがな)	員数	所在地または所在の場所	所有者または保持者 (管理者)	指定年月日
有・彫	観音菩薩及び勢至菩薩立像 (かんのんぼさつおよびせいしぼさつりゅうぞう) 【重要文化財・阿弥陀如来坐像両脇侍】	2 軀	滑川町和泉 1681	泉福寺	1982/3/23
記・史	五厘沼窯跡群 (ごりんぬまかまあとぐん)		滑川町羽尾 4532—1 ほか	個人	1980/3/29
記・史	天神山横穴墓群 (てんじんやまおうけつぼぐん)		滑川町福田 3218—3 ほか	個人	1991/3/15
記・天	伊古乃速御玉比売神社社叢 (いこのはやみたまひめじんじゃしゃそう)		滑川町伊古 1241、1242	伊古乃速御玉比売神社	1931/3/31

② 県選定重要遺跡

種別・種類	名称 (ふりがな)	員数	所在地または所在の場所	所有者または保持者 (管理者)	指定年月日
重遺	山田城跡 (やまだじょうあと)		滑川町山田字城山 1924 ほか		1969/10/1
重遺	月輪古墳群 (つきのわこふんぐん)		滑川町月輪字西新井前 733 ほか、嵐山町川島字屋田 2153 ほか		1969/10/1
重遺	羽尾城跡 (はねおじょうあと)		滑川町羽尾字金光寺 5344 ほか		1976/10/1

(3) 町指定文化財

種別・種類	名称 (ふりがな)	員数	所在地または所在の場所	所有者または保持者 (管理者)	指定年月日
有・建	旧田尻橋 (きゅうたじりばし)	1 基	滑川町伊古	個人	1987/3/31
有・絵	峯山瑞鹿図 (かざんずいろくず)	1 幅	滑川町福田	個人	1977/3/31

種別・種類	名称(ふりがな)	員数	所在地または 所在の場所	所有者または保持 者(管理者)	指定年月日
有・彫	慶徳寺四天王像(けいとくじしてんのうぞう)	4 軀	滑川町中尾 816	慶徳寺	1977/3/31
有・古	勝海舟幟(かつかいしゅうのぼり)	1 対	滑川町伊古 1241	伊古乃速御玉比売神社	1977/3/31
有・古	愚禪の馬頭尊(ぐぜんのばとうそん)	1 基	滑川町羽尾 5015	個人	1984/3/31
有・考	建長板石塔婆(けんちょういたいしとうば)	1 基	滑川町福田 1205	成安寺	1977/3/31
有・考	小林三徳算額(こばやしさんとくさんがく)	1 面	滑川町福田 1205	成安寺	1977/3/31
有・考	二連板石塔婆(にれんいたいしとうば)	1 基	滑川町水房 480—1	放光寺	1980/3/31
有・考	月輪古墳出土人物埴輪(つきのわこふんしゅつどじんぶつはにわ)	1 体	滑川町月輪	個人	1983/3/31
有・考	板石塔婆(いたいしとうば)	1 基	滑川町福田 2006—1	個人	1984/3/31
有・考	打越遺跡出土縄文時代草創期遺物(うちこしいせきしゅつどじょうもんじだいそうそうきいぶつ)	一括	滑川町福田 750—1	滑川町教育委員会	1988/3/31
有・考	天保七年銘高屋敷沼樋管(てんぼうしちねんめいたかやしきぬまひかん)	1 本	滑川町福田 750—1	滑川町教育委員会	1994/3/29
有・考	寛政年間南谷沼樋管(かんせいねんかんみなみやつぬまひかん)	1 本	滑川町福田 750—1	滑川町教育委員会	1996/3/27
有・考	昭和五年銘長沼樋管(しょうわごねんめいながぬまひかん)	1 本	滑川町福田 750—1	滑川町教育委員会	1996/3/27
有・歴	真福寺鰐口(しんぷくじわにぐち)	1 口	滑川町福田 1717	真福寺	1977/3/31
有・歴	浅間神社鰐口(せんげんじんじゃわにぐち)	1 口	滑川町福田 3027	浅間神社	1977/3/31
有・歴	旧石器(きゅうせつき)付石器一括	一括	滑川町月輪	個人	1985/3/30
有・歴	宮島勘左衛門之碑(みやじまかんざえものひ)	1 基	滑川町月輪	個人	1986/3/31
民・有民	羽尾道祖神(はねおどうそじん)	1 基	滑川町羽尾 1074	個人	1977/3/31
記・史	岩屋塚古墳(いわやづかこふん)	1 基	滑川町羽尾 4878	個人	1986/3/31
記・史	平谷窯跡群(たいらやつかまあとぐん)	1 基	滑川町羽尾 1657	個人	1983/3/31
記・史	円正寺古墳群こまがた1号、2号、3号(えんしょうじこふんぐんこまがた)	3 基	滑川町福田 3842・3843・土塩 321	個人	1982/3/30
記・史	大堀西窯跡(おおほりにしかまあと)	1 基	滑川町大字月輪 1486—3	法人	1990/3/31

資料編

種別・種類	名称（ふりがな）	員数	所在地または 所在の場所	所有者または保持者（管理者）	指定年月日
民・無 民	下福田ささら獅子舞（しも ふくだささらししまい）		滑川町大字福田 1734	下福田ささら獅子 舞保存会	2014/7/17
民・無 民	月輪獅子舞（つきのわし しまい）		滑川町大字月輪 418-1	月輪獅子舞保存会	2014/7/17
有・考	家形埴輪（いえがたはに わ）	1 基	滑川町大字福田 1617-2 滑川 町文化財収蔵庫内	滑川町教育委員会	2014/7/17
記・史	花気窯跡（はなきかまあ と）	1 基	滑川町大字中尾字 花気 1547-1	個人	2015/7/17
有・古	成安寺朱印状（じょうあん じしゅいんじょう）	9 通	滑川町大字福田 1 2 0 5	成安寺	2015/7/17
有・古	貞享四年裁許状（じょうき ょうよねんさいきよじょ う）	1 通	滑川町エコミュー ジウムセンター	平堰水理組合 （滑川町教育委員 会）	2017/9/14
有・古	高柳家文書（たかやなぎけ もんじょ）	1 括	滑川町エコミュー ジウムセンター	滑川町教育委員会	2019/7/29
有・歴	大塚家史料（おおつかけし りょう）	一括	滑川町エコミュー ジウムセンター	滑川町教育委員会	2022/9/6

10-5 町内及び周辺地域の各種事業者

(1) 町内土木建設業者

氏名	住所	電話	FAX
(有)根岸重機建設	月輪	62-4995	62-4995
(有)瀬上興業	伊古	56-2737	56-3401
(有)小久保建材興業	上福田	56-3117	56-2021
森林公園観光(株)	上福田	56-2584	56-3546
(有)小久保建設	羽二	56-3241	56-4663
(株)武蔵鉄工	月輪	62-6345	62-6868
(有)小澤興業	みなみ野	56-3166	56-5951
鷹ママダ	中尾	56-2186	—
シンエス建設	和泉	56-5963	—

(2) 町水道指定工事業者(町内)

工事業者名	電話
(有)内田ポンプ商会	0493-56-2617
(有)アライ水道	62-2817
岩附設備工業	56-3022
栗原農機具店	56-2040
内田設備工業	23-6465
吉野農機商会	62-2969
(有)久保設備	56-5761

工事業者名	電話
(有)小林住設	0493-56-2533
(有)笹屋商店	56-3841
小久保設備	57-0633
(有)根岸重機建設	62-4995
(有)金井工務店	62-5439
(有)平設備	57-1157
(株)NSK	62-1707

(3) 町下水道指定工事業者(町内)

工事業者名	電話
(有)アライ水道	0493-62-2817
岩附設備工業	56-3022
(有)内田ポンプ商会	56-2617
吉野農機商会	62-2969
(有)久保設備	56-5761
(有)小林住設	56-2533
(有)根岸重機建設	62-4995
(有)笹屋商店	56-3841

工事業者名	電話
(株)武蔵鉄工	0493-62-6345
(有)金井工務店	62-5439
(有)小久保建設	56-3241
(株)滑川環境保全	56-4562
小久保設備	57-0633
(有)平設備	57-1157
(株)NSK	62-1707

(4) 清掃業者

名称	所在地	電話番号
(有)ウエイスト	嵐山町大字川島 2272	0493-62-2205
滑川環境保全(株)	滑川町菅田 124-3	0493-56-4562

(5) 埋葬具店等

店 の 名 称	所 在 地	電 話 番 号
J A埼玉中央 滑川支店	滑川町大字山田 2 1 5 5 - 1	0493-56-2255
(株)花恒	東松山市箭弓町 1 - 2 - 4	0493-22-1262
総合神仏具センターねざし	東松山市箭弓町 1 - 1 0 - 1 4	0493-22-1637

(6) 食料、日用品等の販売業者

品 名	名 称	電話番号	名 称	電話番号
米穀類	J A埼玉中央 滑川支店	56-2255	農産物直売所	56-2535
食料品及び 日用品	ローソン森林公園駅前店	56-3629	ローソン滑川羽尾店	62-3994
	セブンイレブン森林公園南口店	56-5885	セブンイレブン滑川町役場前店	57-0577
	セブンイレブンつきのわ駅北店	62-8081	セブンイレブン滑川土塩店	57-0100
	ファミリーマート滑川店	56-5525	ファミリーマート滑川羽尾店	21-3275
	ファミリーマート山喜屋滑川店	56-2008	ミニストップ滑川店	57-0111
	カインズホームなめがわモール店	57-1188	ベイシアなめがわモール店	57-1112
	ケイヨーデイツーつきのわ駅南口店	61-2900	ヤオコーつきのわ駅南口店	61-1211
	笹屋商店	56-3841	藤田屋商店	56-2615
	ショッピングプラザきくや	56-2649	ハッピーコスメタケイ	56-2023
	ドラッグストアセキつきのわ店	61-0310	ウェルシア森林公園駅前店	57-1711
	ウェルシア滑川つきのわ店	62-5880		
衣料品	ショッピングプラザきくや	56-2649	コクボスポーツ	56-2985
	しまむら つきのわ店	61-1040		
燃料	J A埼玉中央 滑川支店	56-2255	(株)ジェイ・クエスト滑川店	57-0170
紙食器類	長谷川経木店	62-2167		

滑川町地域防災計画 資料編

発行日 令和5年3月
発行 埼玉県 滑川町

〒355-8585

埼玉県比企郡滑川町大字福田 750-1

T E L : 0493-56-2211 (代表電話)

F A X : 0493-56-2448

企画・編集 滑川町 総務政策課